

令和4年第2回定例会

むかわ町議会会議録

令和4年 6月16日 開会

令和4年 6月17日 閉会

むかわ町議会

令和4年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月16日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長施政方針並びに行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針	8
一般質問	30
大 松 紀美子 議員	30
中 島 勲 議員	45
東 千 吉 議員	55
栗 原 健 一 議員	68
北 村 修 議員	79
報告第2号から報告第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	98
諮問第1号及び諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第36号から議案第38号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
延 会	110

第 2 号 (6月17日)

議事日程	111
本日の会議に付した事件	112
出席議員	112
欠席議員	112
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	112
事務局職員出席者	113
開 議	114
議事日程の報告	114
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第43号から議案第49号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	117
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	196
意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	198
意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
閉会中の特定事件等調査の件	203
議員の派遣に関する件	203
閉議及び閉会	203
署名議員	205

むかわ町告示第28号

令和4年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月6日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年6月16日（木）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和4年第2回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月16日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 町長施政方針並びに行政報告及び提出事件の概要説明
教育長教育行政執行方針
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1 番	栗原健一議員	2 番	伊藤恵美議員
3 番	古内みゆき議員	4 番	奥野恵美子議員
5 番	東千吉議員	6 番	佐藤守議員
7 番	中島勲議員	8 番	大松紀美子議員
9 番	三上純一議員	10 番	小坂利政議員
11 番	北村修議員	12 番	津川篤議員
13 番	野田省一議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	上田光男

総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	本間彰	総務企画課主幹	柴田巨樹
総務企画課主幹	栃丸直士	総務企画課主幹	菊池功
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課主幹	菊池恵美
町民生活課主幹	小坂僚介	健康福祉課長	菅原光博
健康福祉課参事	今井喜代子	健康福祉課主幹	高橋佳香
健康福祉課主幹	熊谷伸一	健康福祉課主幹	横山貴仁
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課参事	高木龍一郎
農林水産課主幹	藤野真稔	経済建設課長	吉田直司
経済建設課参事	江後秀也	経済建設課主幹	梅津晶
経済建設課主幹	佐藤琢	経済建設課主幹	西村和将
企画町民課長	石川英毅	企画町民課主幹	長谷山一樹
経済恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
国民健康保険穂別診療所事務長	西幸宏	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	藤田浩樹
生涯学習課主幹	松本洋	選挙管理委員会事務局長	石川英毅
農業委員会事務局長	東和博	農業委員会支局長	高木龍一郎
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 酒巻 早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、東 千吉議員、6番、佐藤守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、6月10日開催の第3回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

〔佐藤 守議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、6月10日に開催しました第3回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は19件で、その内訳は、報告3件、諮問2件、議案14件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して

議題とする案件は、報告第2号から報告第4号までの3件、諮問第1号及び諮問第2号の2件、議案第36号から議案第38号までの3件、議案第43号から議案第49号までの7件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は11件であり、その内訳は、発議2件、意見書案7件、その他2件であります。

まず、発議2件についてであります。災害の発生、感染症の蔓延等のやむを得ない理由によりオンラインで委員会を開催することを想定するとともに、全員協議会のほか各常任委員会協議会を地方自治法に基づく協議の場とするため、6月10日に開催された議会運営委員会で協議の結果、議会運営委員会構成委員で発議第1号としてむかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案、発議第2号としてむかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案を提出するものであります。

次に、意見書案についてであります。議員提出の意見書案については4件であり、6月6日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号2番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第2号として、受理番号3番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第3号として、受理番号4番は、総務厚生常任委員会の構成委員で意見書案第4号として、受理番号5番は、経済文教常任委員会の構成委員で意見書案第5号として提出されております。

また、陳情文書表の16件については、令和4年第1回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。6月6日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号15番及び受理番号19番は意見書案第5号として、受理番号20番から受理番号22番までは意見書案第6号から意見書案第8号までとして、所管の委員会構成委員で提出されております。

なお、受理番号7番から受理番号14番まで、受理番号16番から受理番号18番までは、全議員へ印刷配付とされております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか4名から17項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

なお、今回の質問において、国政に係る質問として町の行財政を超えた範囲の質問がありますが、内容については大体論にとどめますようお願い申し上げます。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日及び17日の2日間としたところであります。

質疑される方は議題外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内ではマスク着用とするほか、一般傍聴の人数制限、議席配置の一定間隔の確保、定期的な議場内の換気など各種対策を講じることとしておりますので、あらかじめ御理解をお願い申し上げます。

なお、一般質問及び議案提案等は、登壇によることといたします。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましても、四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和4年第3回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から17日までの2日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から17日までの2日間に決定しました。

議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の人数制限など各種対策を講じることとします。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解を願います。

また、会議時間短縮のため、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うように、切にお願いをいたします。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第126号のとおりですので、御了承を願います。

**◎町長施政方針並びに行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育
行政執行方針**

○議長（野田省一君） 日程第4、町長施政方針並びに行政報告及び提出事件の概要説明、教育長教育行政執行方針を行います。

町長からの施政方針並びに行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

今日はお疲れさまでございます。

本日、議員の皆様には御出席をいただき、町議会の第2回定例会を開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

今議会は、改選後の定例会として初回となりますので、私の向こう4年間の任期における町政運営に臨む所信を申し上げさせていただきます。

施政方針を御覧ください。

まず、私の3期目におけます町政運営の基本的な考え方について、述べさせていただきます。

これまでの2期8年間は、『耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来を』をテーマに掲げた1期目。2期目は、1期目のテーマに『未来へつなぐ』を加え、地元力をさらに耕上させるまちづくりに取り組んでまいりました。

しかし、平成30年の北海道胆振東部地震による建物の倒壊など、甚大な被害を受け、関係機関・団体・ボランティア等多くの方々から御支援をいただきながら、町民の皆さんと一丸となって一日も早い復旧・復興を目指し、現在まで取り組んできております。

令和元年7月にむかわ町復興計画、令和3年3月に同計画を内包した第2次むかわ町まちづくり計画及びむかわ町行政改革大綱（2021）、同年7月にむかわ町強靱化計画、本年3月にはむかわ町まちなか再生基本計画を策定し、復興に向けた取組を加速化してまいりました。

一方、令和2年から国内でも流行した新型コロナウイルス感染症につきましては、終息の見通しは立たず、依然として町民生活や経済活動に影響を及ぼしております。

そのような中、感染防止・拡大抑制のため、今なお献身的に社会を支え続けていただいております医療関係者をはじめとした全ての皆さんに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

また、町民の皆さんには、日常生活や公共施設利用において御不便をおかけする状況になっておりますが、感染拡大防止の取組などに御理解と御協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、国内における経済状況は、ウクライナ情勢や中国のロックダウンの影響もあり、ガソリンや電気料金など物価が高騰し、個人消費の落ち込みが懸念されている状況にあります。今後、海外からの入国制限解除により、インバウンド需要の増加が景気回復の鍵ともなります。

都市部への人口集中と地方の過疎化は現在も進行しており、本町においても将来に不安を抱えている状況でもありますが、近年は子育て世代の転入超過の傾向が見られ、震災にもコロナ禍にも負けず、継続的に行ってきた取組が実を結びつつあります。

3期目に当たりましては、町民の皆さんの命と健康、暮らしや地域経済を守ることなど、コロナ対策を最優先に取り組み、『防災を起点にした防災対策先導のまち』として、いざというときの備えを固めるよう「事前復興」と、未来に向けた「創造的復興・創生」を両輪としたまちづくりを前進してまいります。

一方、デジタル技術を活用し、新たな社会システムを取り入れた利便性や満足度の高い生活やSDGsを実現しようとする潮流は、このコロナ禍を契機として確実に強まっており、従来の業務手法を変革していく姿勢というのが求められております。

政府は、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル宣言を宣言し、エネルギー供給構造の変革だけではなく、グリーン社会の実現に向けて、大胆な環境投資を進めることを打ち出しております。

長期化するコロナとの闘い、北海道胆振東部地震からの創造的復興、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進、脱炭素社会の実現、SDGsと連携した持続可能なまちづくりなど、待ったなしの命題に対応していかなければなりません。

そのために、町民・事業者・行政が一丸となって『耕そう！「むかわの底力」でわたしたちの未来へつなぐ』というのを基本姿勢として、これまで培ってきた多様なつながりを生かしながら、『「共創」共に創るまちづくり』を着実に進めてまいります。

それでは、今後4年間の主要な施策について、「ふせぐ」、「くらす」、「まもる」、「はたらく」、「まなぶ」、「つなぐ」の6つの柱でまとめた基本政策ごとに御説明を申し上げます。

1つ目の柱の「ふせぐ」は、ポストコロナを見据え、コロナ禍を克服するまちづくりであります。

新型コロナウイルス感染症は、今なお社会や経済に多大な影響をもたらしているため、町民の皆さんの命と健康を守り、そして安全・安心な生活を支えていくことを最優先にした取組を進めているところでございます。

その取組の一つでありますワクチン接種につきましては、高齢者で約9割、全体でも7割以上の方に3回接種していただいております。各関係機関、事業者並びに町民の皆さんの御協力に感謝を申し上げます。

4回目の追加接種につきましては、これまでの経験を踏まえつつ、国の動向を見極めながら、希望する町民の皆さんが早期に接種できるよう進めてまいります。

さて、国内の経済状況は持ち直しの動きは続いているものの、感染症の拡大や供給面での制約、原材料価格高騰の影響がある中で、国の補正予算など最大限に活用しながら、ステージに応じて、感染拡大防止対策と併せ、経済対策を進めてまいります。

また、本年4月に、コロナ禍において、ウクライナ情勢等で直面する物価高騰等によって経済的に厳しい環境に置かれた生活者や事業者等に対する支援などの対策、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が国から示されたことから、町民の皆さんの生活支援、事業者支援に取り組んでまいります。

子育て世帯等の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金に併せて、対象外の子育て世帯に対し、町独自の特別給付金を支給いたします。

令和4年度の住民税非課税世帯等に対しては、生活・暮らしの支援を行う事業として、くらし応援金券を速やかに交付してまいります。

さらに、農業者及び漁業者への物価等高騰緊急支援事業を実施し、燃料費や資材費などの物価上昇分の一部を助成してまいります。

加えて、国が示す新しい生活様式の一つであるキャッシュレス決済の普及促進と併せて、町民サービスの向上と公共施設の感染防止を徹底するため、窓口におけるキャッシュレス決済の導入を進めてまいります。

引き続き、感染症対策を継続して徹底するとともに、長引くコロナ禍の影響を受けた町民

生活や地域経済を守り支えてまいります。

2つ目の柱の「くらす」は、子育てしやすく、健康で安心して暮らすまちづくりであります。

人口減少・少子高齢化の中で、子育て世代がむかわ町を選び、むかわ町で暮らし、結婚し、そして子どもを産み育てていくためには、もう一段上の支援施策が必要と考えており、そのために（仮称）むかわ町子育て応援基金を創設し、未来の宝である子どもたちが、何よりも健やかに成長できる環境づくりを進めてまいります。

国の政策である幼児教育・保育の一部無償化の下、引き続き、子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てできる施策を積極的に進めてまいります。また、来年4月に発足予定のこども家庭庁の動向というのも踏まえ、分野横断的に連携した取組を進めてまいります。

増加・多様化する保育需要への対応として、こども園の運営支援、保育士の確保・育成などにより、質と量の両面から保育環境の充実を図ってまいります。

特に、今年度から民営化されたさくら認定こども園につきましては、法人による運営が円滑に進むよう、支援をしてまいります。

保育士の確保策につきましては、新たに保育人材支援一時金交付事業を実施するなど、採用後の離職防止の強化を図ってまいります。

また、受皿となる保育施設等の整備につきましては、関係者や関係機関と協議しながら、多様化する教育・保育ニーズに対応する就学前教育・保育施設の充実を図ってまいります。

さらに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援と子どもの健やかな成長を育むため、子育て世代包括支援センターを拠点に母子保健事業の充実を図ってまいります。

妊娠・出産に関する施策につきましては、妊婦健康診査や新生児聴覚検査の費用助成等を継続実施するとともに、本年4月から特定不妊治療が保険適用になったことから、町の一般不妊治療費助成及び特定不妊治療費助成制度の一部を改正し、不妊患者の実質負担の軽減を図ってまいります。

次に、発達障害やその疑いのある子どもと家族のケアについては、児童発達支援センターを中心に保護者や関係機関と連携を図りながら、療育指導やこども園の訪問支援を実施し、子どもたちの成長と発達の支援をしてまいります。

高齢者福祉につきましては、むかわ町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が共に支え合い、安心して元気に暮らせるまちづくりの実現に向け、地域共生社会を

見据えた地域包括ケアシステムを推進してまいります。

地域福祉につきましては、今年度からスタートするむかわ町社会福祉協議会が策定した第6期地域福祉実践計画に基づき、生活支援や居宅介護事業所及び権利擁護体制の強化など、幅広い世代に目を向けた全世代型地域福祉活動の連携促進に努めてまいります。

また、高齢者への身近な相談支援等を行う地域包括拠点、地域包括支援センターによるサービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れる地域づくりを推進してまいります。

介護予防については、元気な高齢者から要支援者までを対象とした介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防教室やサロンの開催支援のほか、高齢者の保健事業と併せ、一体的に実施してまいります。

また、旧生田小学校校舎において本年6月に開所したふれあい事業協同組合むかわ研修センターの外国人技能実習生と町内事業者とのマッチングの調査・研究を進め、介護人材の確保等、介護サービスを中心に町内事業者への支援に取り組んでまいります。

障がい福祉については、むかわ町障がい福祉計画並びにむかわ町障がい児福祉計画に基づき、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業等により、各種サービスや相談体制の充実を図りながら、それぞれの状況やニーズに応じた支援を継続してまいります。

特に、認知症や様々な障がい等により判断能力が不十分な方の権利養護支援や成年後見制度につなげるため、広域連携による相談機能の充実を図ってまいります。

さらに、ヤングケアラー等の実態や現状について調査・分析を進めながら、ケアラー支援条例の制定を含め、実態に応じた支援体制を確立してまいります。

健康に関わる施策につきましては、健康むかわ21に基づき、健康づくりを実践していくことで、いきいきと生活できる健康のまちづくりを進めるとともに、第2次健康むかわ21の計画策定に取り組んでまいります。

検診（健診）事業につきましては、疾病の早期発見と早期治療にもつながりますよう、がん検診や健康診査のより一層の受診率向上を目指すとともに、予防接種事業につきましては、乳幼児から高齢者までの様々な感染症の予防を図るため、その啓発と接種率向上に努めてまいります。

一方で、震災やコロナ禍の影響により、心身のケアが必要な方々がいることから、引き続き、むかわ町自殺対策計画に基づく取組を実施してまいります。

地域医療につきましては、鶴川厚生病院と穂別診療所の持続可能な経営運営、安心できる

医療体制を確立するため、病診連携を深化してまいります。また、新たに国から示された公立病院改革ガイドラインを踏まえた経営強化プランの策定に取り組んでまいります。

住環境の整備につきましては、災害により強い住宅施策を総合的かつ体系的に展開するための方向性を示し、多様な主体との連携による住宅・住環境づくりを進めていく上で基本的な指針となります。むかわ町住宅マスタープランの改定に取り組んでまいります。

定住促進対策につきましては、住宅のリフォーム助成制度を引き続き実施し、子育て世代の住宅取得支援制度を創設するとともに、民間賃貸住宅の建設助成にも取り組んでまいります。

空き地・空き家の対策につきましては、むかわ町空家対策計画に基づき、住環境・生活環境の保全に加え、空き地・空き家バンクの活用を積極的に奨励し、本町への移住、定住につなげてまいります。

老朽化が著しいゴミ収集ボックスにつきましては、助成要件や助成限度額等を見直し、長寿命化や更新を促進してまいります。

汚泥処理・し尿処理につきましては、昭和49年から胆振東部日高西部衛生組合により共同処理を行っておりますが、施設の老朽化が著しいため、東胆振定住自立圏を中心とした生活排水処理の広域化・共同化に向け、協議を進めてまいります。

3つ目の柱の「まもる」は、災害に強く、安全で美しいまちづくりであります。

本町における国土強靱化に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定したむかわ町強靱化計画に基づいた施策を進めてまいります。

北海道胆振東部地震の災害復旧事業は完了しておりますが、引き続き、国や道の支援を受けながら、森林再生や治山事業など、復旧・復興に向けた整備を加速化してまいります。

近年の自然災害の発生リスクが高まり切迫した中で、日本海溝・千島海溝周辺を震源とする巨大地震への対策を強化する改正特別措置法が成立し、次の災害に対する日常の備え、災害時の迅速な復興方針がますます重要となっております。

そのため、復興の迅速化、復興計画に関する合意形成の円滑化等を図るため、道内の自治体に先駆けて事前復興計画を策定してまいります。

防災情報の共有化につきましては、地上デジタル放送設備の更新及びテレビ向け情報配信プラットフォームの構築など、情報通信環境を整備するとともに、防災行政無線や戸別受信機、IP告知端末、SNS、スマートフォンアプリ等を有効活用し、関係機関相互の連絡体制並びに町内の情報伝達体制を強化してまいります。

また、水害や土砂災害時、地震・津波並びに感染症拡大時など、有事の際の事前行動計画として整備した各種のタイムラインの運用のほか、町民の皆さん一人一人の防災行動計画、マイ・タイムラインの普及活動に努めてまいります。

さらに、地震による被害の軽減を図り、町民の皆さんの安全で安心な生活を確保するため、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進するため、むかわ町耐震改修促進計画の策定に取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりには、行政による公助のみならず、自助・共助の下、地域で支え合うことが重要であり、むかわ町地域防災計画に基づき、防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織・防災マスターの育成・充実に努めてまいります。

災禍を受けたまちとして、震災を決して忘れない・忘れられない、そして将来につなぐ教訓として、9月の防災月間をはじめ、新たな（仮称）防災キャンプなど関連事業の推進・促進に努めてまいります。

加えて、これまで締結した包括連携協定に基づく防災・減災体制の強化を図っていくとともに、各種ハザードマップの普及促進にも努めてまいります。

消防行政につきましては、総合防災拠点として整備をした消防署鶴川支署庁舎の活用を図るとともに、近年、複雑多様化する各種災害に対応するため、消防車両や消防資機材などを計画的に更新してまいります。

また、昨年度から進めている胆振管内の消防通信指令共同運用への課題整理に引き続き取り組んでまいります。

町全体の活気とにぎわいを創出するためには、道路・交通網や公園などのインフラの計画的な整備が必要であり、安全で利便性の高い町道の整備、道路・橋梁の定期点検や長寿命化事業を進め、幹線道路の計画的な改修を図ってまいります。

公園・緑地の整備につきましては、むかわ町公園施設長寿命化計画の見直しに取り組み、公園施設の更新や計画的な長寿命化対策、緑地空間の充実に努めてまいります。

公共交通機関の運行につきましては、通院や通学、買物など町民の皆さんの日常生活の移動手段となる路線バスやコミュニティバス、デマンドバス等の運行を継続し、より効率的で効果的な運行に努めてまいります。

新たな公共交通のマスタープランとなるむかわ町地域公共交通計画の策定に取り組み、利用実態や町民ニーズの調査・分析を行い、将来にわたり安心して暮らし続けることができる公共交通ネットワークを構築してまいります。

J R日高線鶴川ー苫小牧間につきましては、アクションプランに基づき、沿線自治体とJ R北海道が一体となった利用促進をはじめ、地域住民の足として欠かせない公共交通機関の維持・存続に向け取り組んでまいります。

なお、J R日高線の鶴川ー様似間の廃線跡地につきましては、財産取得する方向でJ R北海道と協議を進めているところでございます。

次に、上下水道事業の実施に当たりましては、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、経営戦略の見直しを行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道施設の老朽化や水量不足が懸念される豊城地区をはじめ、水道未普及地域への計画的な整備に努めてまいります。

また、水道施設の適正な維持管理を図るため、穂別地区簡易水道第6次拡張事業の実施をはじめ、老朽施設の計画的な更新・改修を進めてまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道及び農業集落排水において、老朽施設の計画的な更新・改修を進めてまいります。

公共施設につきましては、高度経済成長期以降に建設された施設の老朽化が進行しており、集中的に迎える更新時期の対応や適正な維持管理が大きな課題となっております。

そのため、将来世代に負担を残さないよう、公共施設等総合管理計画に基づき、施設総量の適正化に取り組み、より効率的で効果的な施設整備、再編を進めてまいります。

国において、脱炭素社会の実現に向け、既に本格的な取組が始まっており、北海道においてもゼロカーボン北海道の実現を目指した様々な取組が進められております。

こうした状況を踏まえ、本町におきましてもゼロカーボンシティ宣言を行い、省エネルギーはもとより、関係機関との連携による地元資源活用型の再生可能エネルギーの導入に取り組んでまいります。

あわせて、地域への導入支援等も進め、経済と環境の好循環の実現にチャレンジをしてまいります。

令和32年までの脱炭素社会を見据え、再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえた再生可能エネルギーの導入目標というのを設定し、脱炭素化への機運の醸成を図ってまいります。

さらに、再生可能エネルギーの導入目標達成に向け、（仮称）むかわ町脱炭素社会推進基金を設置するとともに、むかわ町地球温暖化対策実行計画を策定し、オールむかわで温室効

果ガス排出量実質ゼロを目指してまいります。

4つ目の柱は「はたらく」で、産業とまちに活力があり、笑顔を広げるまちづくりであります。

まず、農業振興については、国際情勢や国の政策等から翻弄されない地域農業づくりが求められており、「人」、「農地」、「所得と経営」、「地域」をキーワードに、関係機関・団体が一丸となって取り組んでまいります。

農業生産活動や農村集落を支えるのは「人」であり、むかわ町地域担い手育成センターを核に、人材の確保と育成の充実を図ってまいります。また、農業生産現場における労働力不足に対応するため、スマート農業技術の現場実装に向け研究を進めてまいります。

国営かんがい排水事業新鶴川地区につきましては、引き続き事業の促進を図るとともに、関連する用排水路の整備を進めてまいります。

また、機能が低下している農地整備の事業化に向けて取組を推進するとともに、人・農地プランの法制化に適切に対応した農地の集積や集約化に努めてまいります。

持続可能なむかわ農業には、所得の向上と経営の安定化を図ることが不可欠であり、この実現に向けて地域農業活性化推進基金事業の効果検証を行い、内容の充実に努めてまいります。

エゾシカ対策は、農地への侵入防止と個体調整を基本とし、捕獲活動の担い手となる人材の確保と地域が中心となった捕獲体制づくりを支援してまいります。

さらに、農業者が意欲を持って営農に取り組めるよう、経営環境の改善に向けた資金対策として担い手経営改善資金利子補給補助を実施してまいります。

水田活用直接支払交付金制度につきましては、制度の厳格化とともに今後5年間で水張りを行わない水田を交付対象外とする見直し方針について、関係機関団体の連携の下、対応を図ってまいります。

農村地域の多面的機能を維持し将来に引き継いでいくため、多面的機能直接支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を引き続き実施し、地域活動を支援してまいります。

次に、林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用しながら豊かな森林の保水機能を高めていくため、町有林の計画的整備を進めるとともに、民有林につきましても、民有林振興対策事業や私有林等整備促進事業を引き続き実施し、町内の森林整備の推進を図ってまいります。

また、森林経営計画に基づいた整備場所への林道や作業道の整備とともに、民有林の路網

整備を促進する取組を進めてまいります。

脱炭素社会の実現に向け、森林経営管理制度に基づく所有者意向調査を活用し、未整備森林の整備を推進するとともに、計画的かつ適切に進めるための地域林政アドバイザーを活用いたします。

さらに、公共空間の森林認証材や地域材などの木材利用の推進や、地域での利用促進等の取組を進めてまいります。

エゾシカの被害防止につきましては、新たに地域との共同活動による捕獲技術の伝承・普及のための取組を進め、引き続き、ハンターによる有害鳥獣捕獲の活動を支援いたします。

森づくりは100年の計とも言われており、将来的にわたって中核となる人材の育成は重要であります。胆振管内の林業事業体で働く若者で組織された胆振林業青年部の活動を通じ、次世代を担う林業事業体の担い手の確保・育成を促進してまいります。

あわせて、木育マイスターを活用し、人と木や森との関わりを豊かに育むことで、森と人をつなぐ木育活動を促進してまいります。

森林が有する公益的機能の維持・増進に努め、町民皆さんの財産としての未来へ守り育て、災害に強く元気に暮らせる森林づくり、循環型の森林づくりを目指してまいります。

次に、漁業振興につきましては、2年連続での歴史的な不漁となったししゃもをはじめとする水産資源の減少や恒常的な魚価の低迷に加え、新型コロナウイルス感染症による不安定な需給状況や国際情勢の影響を受けた燃油や資材の高騰等の厳しい状況が続いております。

こうした中、新しいししゃもふ化場が本年11月に稼働を開始いたします。ししゃもにつきましては、いまだその生態に不明な点が多いことから、漁業関係団体や研究機関との連携を一層強化し、ふ化事業の効果的な実施に向け調査・研究に取り組んでまいります。

また、新たな収入源の確保対策として、鶴川漁業協同組合が昨年から実施しているホタテ稚貝放流事業に対し、引き続き支援を行ってまいります。

さらに、操業効率の向上や販路拡大など、経営の安定と所得の向上に資する漁協や漁業者の取組については、町としても引き続きサポートしてまいります。

食育を推進する取組につきましては、農業や漁業への理解を深めるなど、食育の一環として地域産業を身近に感じてもらえる取組を関係団体等と連携を図りながら進めてまいります。

次に、商工・観光の振興につきましては、コロナ禍が長期化している影響により町内経済は非常に厳しい状況にありますが、国や道の経済対策の動向を注視し、これまで実施してきたプレミアム商品券発行事業を見直し、むかわ町商工会と連携しながら、ポストコロナに向

け地元消費が循環し活性化する取組を進めてまいります。

新規起業や地域資源を活用した新たな事業展開を行う町民の皆さん・事業者等を支援する起業力耕上促進事業制度につきましては、制度内容の改善や拡充を図りながら継続をし、実施してまいります。

観光振興につきましては、むかわ町観光振興方針に基づき、むかわ町観光協会をはじめ関係団体と連携をしながら地域資源を活用したまちづくりを推進するとともに、関係人口・交流人口の創出・拡大、地域ブランド力の強化に努めてまいります。

また、むかわ町恐竜ワールド構想に基づく恐竜イベントの開催や地域資源を活用した体験プログラムの開発のほか、スポーツ合宿や大会の誘致、ワーケーションの推進などにより、滞在型観光の実現に取り組んでまいります。

広域観光の推進につきましては、これまで継続をしてきました東胆振定住自立圏共生ビジョンに基づく取組、さらに北海道新幹線×n i t t a n地域戦略会議等、振興局の枠を超えて共通課題に関わってきている近隣自治体と引き続き連携した取組を推進してまいります。

第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクト、まちなか再生プロジェクトにつきましては、むかわ町まちなか再生基本計画に基づき、鶴川地区、穂別地区それぞれの市街地において、今年度以降、具体的な実践活動の展開へつなげてまいります。

特に、むかわ町まちなか再生基本計画のサブタイトルに掲げております「今、次世代にみんなでつなぐまちなか共創物語」、この実現に向け、主な取組として、多層的な拠点づくりと好循環の創出、空き地・空き店舗の活用によるにぎわいの創出、住民主体による地域運営と交流・生活拠点の整備、地元資源を生かしたまちづくり、両地区をつなぐ取組の充実・強化を着実に進めてまいります。

鶴川地区につきましては、北海道胆振東部地震で被災した、歴史的価値から保存しております旧布施旅館の資材や、鶴川高等学校仮設生徒寮で使用したモバイルハウスというのを貴重なレガシー、遺産として活用し、復興につなげる整備を進めてまいります。

穂別地区につきましては、持続可能な地域運営組織の設立支援を行い、博物館を含めた各施設等との動線、さらにまちなかの周遊性も意識した必要な生活サービス機能やコミュニティ機能を有する拠点づくりを進めてまいります。

5つ目の柱の「まなぶ」では、学びを通して多様な人材を育てるまちづくりであります。

本町の教育行政方針でありますむかわ町教育大綱に掲げる基本理念、重点目標の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と教育上の課題やあるべき姿というのを共有しながら、

本町が長年培ってきた風土や歴史、文化を育むことで、町民一人一人が輝くまちづくりを進めてまいります。

コロナ禍においては、感染症対策を講じながらの学校生活や急速に進むICT教育への対応など、子どもたちは大きな社会の変化に対応しつつ、日々懸命に学び、遊び、成長する姿を見せてくれております。

このようなときこそ、本町の未来を担う子どもたちの健全な成長を我々大人がしっかりと支え、育んでいかなければなりません。

学校教育については、ICTによる多様な考え方に触れる機会を創出し、きめ細やかな指導とタブレット端末の活用を推進し、アフターGIGAを見据えた新しいスタイルの授業改善への取組を進めてまいります。

さらに、中高生の学力向上や進路相談などのサポートを行う夢叶輪公営塾の運営を行ってまいります。

小中学校のコミュニティスクールにつきましては、学校運営協議会を中心に地域学校協働活動を積極的に推進してまいります。

今年度をもって閉校となりますむかわ町立宮戸小学校につきましては、閉校記念事業に対する助成を行うとともに、児童に寄り添った統廃合を進めてまいります。

また、本町と町内高等学校との包括連携協定に基づき、むかわ学の推進などに努めてまいります。

一方、北海道教育委員会が策定した公立高等学校配置計画案において、穂別高等学校の入学募集を令和7年度で停止する方針案が示されたことから、地域における意見反映も含め協議を進めてまいります。

社会教育につきましては、第3次むかわ町社会教育中期計画に基づき、「はぐくむ」「いかす」「つながる」「ささえる」、これらをキーワードに、全ての町民の皆さんが生涯にわたって主体的に学び続けることができる環境づくりに努めてまいります。

多様な世代がつながる学習機会の充実や次代を担う人材の育成を図るため、多様な学びと成果を生かす場の提供や学びを通じたコミュニティづくり、研修事業を推進してまいります。

学校・家庭・地域が育てる、子どもたちを守り育てる地域づくりを推進するため、地域と学校をつなげるコーディネート機能の充実やジュニアチャレンジ合宿事業による家庭の教育力向上、読書に親しむ環境づくりに努めてまいります。また、新しい図書サービスの在り方の調査・研究を進めてまいります。

カムイサウルス・ジャポニクス、通称むかわ竜をはじめ、恐竜化石等の地域文化財の保護と活用を図り、芸術や文化に触れる機会、学ぶ機会の充実を図ります。

また、総合型地域スポーツクラブむーブやスポーツ協会などへの支援を行い、生涯スポーツや健康づくりの推進に加え、競技スポーツの振興にも努めてまいります。

日常生活の中で積極的に食育を実践できるよう、むかわ町食育推進計画に掲げる基本目標の達成に向け、学校給食への地元産食材の活用など、食育活動を積極的に推進してまいります。

6つ目の柱の「つなぐ」では、様々なつながりを生かし、輝く未来をつくるまちづくりであります。

第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクトを着実に推進するため、協働のまちづくりの一環として進めてきましたまちづくり耕上促進事業を進化させた「共に創るまちづくり事業」を創設してまいります。

恐竜化石を御縁とした国際交流では、古生物化石の産出地としてリトアニア共和国アクメネ地域市との交流が生まれ、2020年東京オリンピックでは、ホストタウンとして認定されたところでございます。

次に、モンゴル国科学アカデミー古生物学研究所とは、恐竜化石研究を柱とした連携協定を締結していることから、本町の魅力や日本文化の発信など、交流活動を継続してまいります。

恐竜ワールド構想の推進に当たり、北海道大学総合博物館、北海道恐竜・化石ネットワーク研究会、にっぽん恐竜協議会、国内外の博物館、研究機関、大学、そして化石のネットワークなど、様々なつながりを強化してまいります。

また、震災前に策定した博物館周辺エリア再整備基本計画の点検・検証を行うとともに、地域課題解決及び未来志向型の博物館の再整備を進めてまいります。

一方で、国や北海道と連携を図り、町内の高等学校や大学、そして地域が主体となって魅力化や地域づくりに取り組み、若者を中心とした地方創生の取組の構築にも努めてまいります。

富山県砺波市との姉妹都市交流、スポーツや文化を通じた大学や企業との交流、本町と連携協定を締結した企業等との交流など、多様な交流を関係人口の創出・拡大につなげてまいります。

あわせて、地域活性化起業人や地域おこし協力隊制度を有効活用し、外部人材等の多様な

人材の積極的な受入れを推進してまいります。

震災からの復興やポストコロナを見据えた取組を町内の産業関係機関が一体となって実施できますよう、産業関係団体長会議の機能強化にも努めてまいります。

第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクト、タウンプロモーション推進プロジェクトにつきましては、現行のふるさと会の在り方の見直しを図るとともに、むかわ町応援PR大使の活用をはじめ、むかわファンを増やす取組を強化してまいります。

また、まちなか再生との関わりや地域資源を生かした商品開発など、地域のブランディング機能を担う地域商社と連携し、稼ぐ力と地域ブランドの向上を図ってまいります。

まちのシンボルでもあります一級河川鵠川を軸とした地域の活性化に向けて、かわまちづくり計画の策定に取り組み、自然あふれる清流鵠川を生かした取組を推進してまいります。

自主財源の確保対策となりますふるさと納税寄附金については、利便性の向上や返礼品の充実、手続の効率化というのを図るとともに、本町の魅力を発信するタウンプロモーションとして捉え、より多くの方々の応援をいただきながら、関係人口の拡大につながるよう努めてまいります。

今後、生産年齢人口の減少や老年人口が進行し、町税収入等の減少や社会保障関係経費の増加が見込まれ、公共施設等の老朽化対策が喫緊の課題となるなど、財政状況は厳しさを増すことが想定されます。

これらの課題を次世代に先送りせずに、町の行財政運営を安定的に維持し、持続可能なものとしていくためには、限られたリソースを有効活用し、優先順位を踏まえた取組が求められております。

そのため、中期財政運営指針で示す健全性というのを確保するための目標値というのを意識し、むかわ町行政改革大綱（2021）に基づく取組を推進するとともに、引き続き事務事業の見直し等に取り組んでまいります。

令和8年には、むかわ町誕生から20周年という意義深い年を迎えます。これまでの歩みに感謝をする記念事業の準備を進め、歴史を未来につなぐまちづくりを進めてまいります。

以上、町政運営の基本的な考え方と4年間の主要な施策について申し上げます。

今年度は、今後10年間の第2次むかわ町まちづくり計画の2年目となります。本計画のまちの将来像の実現に向けて、いかなるときももう一步踏み出すよう、全力で各種事業に取り組んでまいります。

また、全国的に大規模な自然災害というのが頻発する中で、北海道胆振東部地震の経験を

生かし、高い危機感を持って、時代の変化に的確に対応できる持続可能なまちづくりに努めてまいります。

そして、本町には様々な課題、解決しなければならない問題が山積しております。

しかし、前途に光明を見だし、今なすべきことを町民の皆さんと共有し、災害により強い「これからもこの町で暮らしていきたい」と感じていただけるよう、「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」の実現に向け、誠心誠意取り組んでまいります。

町民の皆さん、そして町議会議員の皆さんにおかれましては、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

次に、まず冒頭、私ごとでございますが、本年度より北海道防災協会会長及び公益社団法人全国防災協会理事並びに一般社団法人北海道治山林道協会会長に就任をいたしました。災禍を受けた町として、これまでの教訓に、災害に対しより強靱な社会の構築とともに、地球温暖化防止吸収源対策を加速化する森林の持つ多面的機能の充実に向け、治山林道事業の推進に全道の皆さんと一丸となって努めていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、3点について御報告を申し上げます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症における第5回臨時会で報告した以降の本町の対応状況についてでございます。

現在、道内におきましては、1日の新規感染者が1,000人を下回り、胆振管内におきましても二桁の状況となっているところでもございますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

本町におきましては、6月4日に職員1名が感染し、休日明けの6月6日に公表いたしました。職員は家族から感染したもので、6月初めに家族の感染が判明後、直ちに自宅待機をさせており、町民との接触や職場内で濃厚接触者に該当する職員はなかったところでございます。本町の感染者は、今年に入って1月以降、6月16日時点で264人となっております。

町民の皆さんには、これまでの基本的な感染防止対策を継続いただくことをお願いするとともに、町としても、状況に応じ迅速な対応と情報の提供に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、北海道からマスクの着用の考え方が示され、今月6日から町のホームページなどを

通じ周知を図っておりますので、いま一度御確認をお願い申し上げます。

次に、2点目は、生田小学校に開所しましたふれあい事業協同組合むかわ研修センターについて報告申し上げます。

この研修センターは、旧生田小学校校舎等を改修し、外国人が北海道の介護、病院、福祉施設等で就労するための技能を取得する宿泊研修施設として、株式会社日総を含めたふれあい事業協同組合により準備が進められてきましたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、開所を延期していたものであります。

このたび、技能実習生の入国が可能となり、受入れの見通しが立ったことから、6月2日に開所式が行われました。今回の技能研修には、ウズベキスタンから20代中心の男性28名が参加し、7月1日までの約1か月間、生活、専門知識等に関する講習を受け、研修後、道内12の病院、福祉施設の給食調理員として配属が予定されております。

本町としましては、今回の研修をはじめとして、今後、道内はもとより町内における介護事業所、病院、福祉施設などの人材の確保、さらに教育の拠点としての活用と広がりを期待するものでございます。

次に、3点目は、公立高等学校配置計画案について御報告を申し上げます。

北海道教育委員会は、去る6月7日に令和5年度から令和7年度までの公立高等学校の配置計画案を発表し、穂別高等学校の令和7年度生徒募集停止が公表されたところでございます。

公立高等学校における再編基準では、第1学年の在籍数が20人未満となった場合には再編整備の対象となりますが、この間、生徒の確保などの取組により、特例的な取扱いとして再編整備が留保されてきました。しかし、入学者が令和3年度は7人、令和4年度は8人となり、留保の対象から外れ、再編整備の対象とされたものでございます。

本町としましては、今回の計画案を受け、今後、地域における意見反映も含め、協議を進めていきたいと考えております。

なお、北海道教育委員会による、地元住民の皆さんに丁寧に説明をする機会を設けたいと考えているところでもございます。

以上3点を申し上げ、第2回定例会に当たり、行政報告とさせていただきます。

さて、本定例会で御審議いただきます事件につきましては、報告3件、諮問2件、議案は追加を含む14件であります。

報告第2号から報告第4号につきましては、令和3年度歳出予算の経費のうち、当該年度

に支出が終わらない経費について翌年度へ繰り越したため、一般会計、下水道事業会計及び病院事業会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要であることから、議会の意見を求めるものでございます。

議案第36号から議案第38号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する件、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する件、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する件につきましては、いずれも組合理約の一部変更につきまして、議会の議決を得るものでございます。

議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、排水路整備、町道整備の推進について、2つの辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものでございます。

議案第40号 むかわ町鷓川ししゃもふ化場の設置及び管理に関する条例案につきましては、本年10月に完成を迎えるししゃもふ化場の運営を適切に行うために必要な事項について、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議案第41号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の育児休業等の制度改正に伴い、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第43号から議案第48号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）、令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）、令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）、令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）及び追加議案、議案第49号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長施政方針並びに行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。

再開は11時25分とします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） 令和4年第2回むかわ町議会定例会の開会に当たり、むかわ町教育委員会の行政執行方針を申し上げます。

予想だにしない自然災害や終わりの見えないコロナウイルスとの闘いは、ともすれば学習習慣や生活リズムを狂わせ、これまで当たり前だと思っていた学習環境を破壊する可能性をはらんでいます。

これまで先人や地域が築き上げてきた教育環境をいかなる災禍にも屈せず維持しながら、ウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな学びを追求していかなければなりません。

防災教育やウイルス感染症予防の教育が以前にも増して重要となることは論をまちません。一方で、一人一台タブレット型学習用端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの実現を図り、子どもたちの学びを保障していかなければなりません。

これまで幾度となく申し上げてまいりました「地方創生と復興は教育から」という思いは何ら変わっておりません。いかなる状況にあっても前を見据え、決して進むことをやめず、知勇弁力を備えた人材を育成するため、まさに知恵と勇気をもって教育行政を推進してまいります。

学校教育においては、子どもたちの自己肯定感を高め、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、教育環境の充実を図ってまいります。

学校給食においては、開始から6年目を迎えますが、5年間で培った経験を糧とし、安全・安心でおいしい給食の提供はもとより、地場産物の積極的な活用を進めてまいります。学校給食費においては、子育て支援の一環として、多子世帯の負担軽減を継続いたします。

社会教育においては、生涯学習活動が町民やまち全体の輝きにつながるものであることから、わがまちの自然、歴史、文化、産業などを焦点にした学習活動を支援し、豊かな心と健康な体づくりの実践により、まちの活力を生み出す基盤づくりを行ってまいります。

基本的な考え方。

むかわ町の教育目標である「海・川・山の豊かな自然を生かし、人間愛に満ちた活力ある『むかわ』の人づくりをめざす」ことを基調とし、以下の施策を推進してまいります。

第1は、将来、自立した生き方ができるよう、児童・生徒に対して引き続き生活・学習習慣の改善と学校教育の質の向上の取組を進める一方、むかわの地域資源やよさに着目したふるさと教育であるむかわ学についても、小中学校から高校まで連携した取組をさらに広げてまいります。

第2は、町民の皆さんの多様なニーズに応じた選択可能な学習機会、社会貢献や地域づくりにつながる学びの場の提供に努めてまいります。

また、むかわ学を活用した事業の拡大や学校運営協議会との連携も図りながら、生涯学習の推進に取り組んでまいります。

以下、令和4年度の主要な事業について申し上げます。

1、学校教育の推進。

学校規模、学級編制の小規模化が進んでいる中、学校教育の基本である知・徳・体を育み、自らが主体となって考えることのできる人材育成を進めるため、学校の教育力の向上と教育環境の整備・充実を進めてまいります。

(1) 確かな学力の育成と新たな学びの創造。

学校教育においては、生涯にわたる活動基盤が形成される時期であり、学び進めるための基礎・基本の習得と、課題を解決する能力や主体的に学習に取り組む姿勢を養うことが大切であります。

学校教育アドバイザーを配置し、学校運営全般へのきめ細やかな指導と学力向上対策を引き続き進めてまいります。

また、毎年作成している「家庭学習の手引き」を活用し、望ましい生活・学習習慣の定着化を目指して、学校・家庭・地域が連携した取組を進めてまいります。

小学校においては、チーム・ティーチングなど、きめ細やかな指導を行うための体制確保を行ってまいります。

中学校においては、学習内容が高度化し、個々の能力に合った指導が必要なことから、習

熟度別少人数指導などにも取り組んでまいります。

オンライン学習では、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド学習といった新しいスタイルの授業改善を推進してまいります。

また、ネット情報だけでなく様々な情報媒体に触れることを目的として、全ての小中学校の学校図書館に複数の新聞を配備し、情報活用能力や情報リテラシーを育ててまいります。

英語指導助手はこれまでどおり両地区に1名ずつ配置し、小中学校はもちろん、認定こども園、放課後子どもセンターでも活動し、幼児期から外国語に触れる機会を提供してまいります。

昨年11月に高校生の学力向上と併せてこれからの地域を担う人材の育成を目的に開設された夢叶輪公営塾は、中学生に範囲を広げ、穂別地区での指導を行うとともに、小学生を対象とした英語指導の検討を進めてまいります。

(2) 健全な心と体の育成。

子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めることは、自信・やる気・確かな自我を育てることから、学校での適切な指導体制づくりに取り組んでまいります。

いじめを根絶するために、いじめ防止基本方針に基づき、いじめを生まない教育活動に努めてまいります。

さらに、スクールカウンセラーや心の相談員の活用を図り、学校生活における意欲や満足感及び学校集団の状況について測定する教育心理検査を実施し、いじめ・不登校の未然防止や学級崩壊の予防に徹してまいります。

(3) 信頼される学校づくりの推進。

学校は地域の中心となる公共施設であり、学校運営協議会を中心に地域全体で学校運営を応援していく活動の充実を図ってまいります。

また、優れた資質・能力を有する教職員の確保に努めるとともに、教職員の働き方改革を推進してまいります。

今年度で閉校が決定している宮戸小学校につきましては、児童が不安なく転校できる環境を整えるとともに、スムーズな統廃合に努めてまいります。

(4) 特別支援教育の充実。

特別支援教育のニーズが高まる中、教育支援委員会による就学前からの見守りや学校内外の情報共有を充実し、各学校の担当教諭、養護学校等関係機関との連携を深め、専門性が高くきめ細かな特別支援教育を推進してまいります。

また、特別支援学級に属さない児童への効果的な指導を充実させるための通級指導にも引き続き取り組み、学習面での補助を行う支援員や学校生活の支援を行う介助員を小中学校に継続して配置いたします。

(5) 道立高等学校の魅力化支援。

むかわ町との包括連携協定に基づき鶴川・穂別両高等学校の魅力化を支援してまいります。

鶴川高校については、中高一貫教育を継続・充実し、むかわ学を通じて地元理解を深める取組を支援してまいります。

また、生徒寮の運営や地域みらい留学365事業など道外から留学してくる生徒の受入れを支援し、地域の活性化につながるような取組を進めてまいります。

穂別高校については、小中高ふるさとキャリア教育推進事業や穂星寮の充実など、穂別にしかできない穂別高校ならではの取組を支援し、穂別高校の生徒でよかったと感じられる学校づくりを推進してまいります。

(6) 教育環境の整備・充実。

コロナウイルス感染症対策を含めた教育環境の整備・充実を図り、引き続き、安全で、安心して、そして落ち着いて学ぶことのできる環境づくりに努めてまいります。

要保護及び準要保護児童生徒就学援助費のうち、新入学児童・生徒の学用品費等については、入学前の早期支給を行ってまいります。

情報教育については、個々の理解度に応じた指導など有効活用を図ってまいります。

学校図書支援員については、引き続き配置し、読書の普及や図書環境の整備に努めてまいります。

2、社会教育の推進。

新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が大きく変化する中であって、より多様で複雑化する課題と向き合いながら一人一人が豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるには、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境が重要となります。

令和3年度からスタートした第3次むかわ町社会教育中期計画に基づき、町民の価値観やライフスタイルの多様化に対応しながら、社会の変化や課題を踏まえた新しい時代の生涯学習・社会教育の推進を図り、「全ての町民が楽しく学べるまち」の実現を目指します。

(1) 生涯学習の推進。

生涯学習の推進は、生涯を通じて自ら進んで豊かに学ぶ環境づくり、子どもたちを守り育

てる安全・安心な地域づくりの推進を重点課題として進めてまいります。

青少年健全育成事業は、あいさつ運動の推進、中高生を対象とした町独自の青少年リーダー研修事業に取り組んでまいります。

なお、小学生を対象とした通学合宿事業は、ジュニアチャレンジ合宿事業として鶴川・穂別両地区合同で長期休業期間中に開催し、望ましい生活・学習習慣の定着、自主性・社会性の育成、読書活動や自然体験などを通じたメディア・コントロールを推進してまいります。

また、平和教育事業として、町内中学生の広島平和の旅派遣を継続してまいります。

(2) 文化・スポーツ活動の推進。

文化・スポーツ活動の推進は、文化芸術・文化財の振興、健康づくりと生涯スポーツの推進を重点課題として進めてまいります。

文化・スポーツ活動の多くは、少子高齢化に伴う担い手不足をはじめとする課題が多い状況にあることから、文化協会、スポーツ協会及びNPO法人むーブへの支援を行い、活動の推進に努めてまいります。

(3) 図書館・博物館活動の充実。

図書館は、住民全ての自己教育に資するとともに家庭教育の向上、地域文化等の推進を担っており、穂別図書館、まなびランド図書室ともに充実に努めてまいります。

穂別博物館につきましては、むかわ町恐竜ワールド構想推進計画に基づいた活動を展開してまいります。

博物館周辺リニューアル・複合的施設整備については、恐竜ワールド戦略室と連携しながら、魅力化に向けた取組を進めてまいります。

以上、令和4年度の教育行政推進に当たっての基本方針と主な施策について申し上げます。

次代を担う子どもたちには、未来を切り開き、生涯にわたって生き抜く力を育むことが求められております。そのためには、自ら課題を見だし、解決に向けて情報を収集・分析したり、周囲の人と意見交換・協働するという探究型学習を推進し、教科にとらわれない横断的、総合的な問題解決能力の育成が重要であります。

教育を通じて、この町に住む一人一人の力で、むかわ町を未来に飛躍させる、「まなぶよろこびを感じるまち」の実現を目指す着実な教育行政を進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 教育長の教育行政執行方針が終わりました。

これで、町長施政方針並びに行政報告及び提出事件の概要説明、教育長の教育行政執行方針を終わります。

◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 通告に基づき、質問をいたします。

まず初めに、子育て支援対策について伺います。

町長は、施政方針「目指すまちの実現に向けて」、2つの「くらす」の中で、「子育てしやすく、健康で安心して暮らすまちづくり」を掲げています。人口減少・少子高齢化の中で、子育て世代がむかわ町を選び、むかわ町で暮らし、結婚し、子どもを産み育てていくためには、もう一段上の支援策が必要と考えており、そのため（仮称）むかわ町子育て応援基金を創設し、未来の宝である子どもたちが何よりも健やかに成長できる環境づくりを進めると述べています。

私が考える子育て支援対策5点については、これまでも提案させていただいたものです。改めて実施を求めるものですし、併せて、町長が現時点で考える子育て支援についてもお聞かせいただきたいと思っています。

まず、1つ目に、幼児教育・保育の保育料を無償化する考えはありますか。これは2019年3月議会で質問させていただいておまして、2019年10月から保育料の無料化が開始されております。

2つ目に、幼児教育・保育の給食費を無料化する考えはないか。これも2019年12月議会で質問させていただいております。

次に、3つ目に、学校給食費を完全無償化する考えはないか伺います。これについては2018年6月の議会で質問させていただいております。

次に、4つ目に、休日・病児保育を実施する考えはないか伺います。これは2021年12月議会で質問をさせていただいております。

5つ目に、国民健康保険税の子どもの均等割軽減を18歳まで拡大する考えはないか伺います。これは2021年3月議会で質問させていただいております。今年の4月から、就学前までの均等割、子どもの均等割半額が助成、軽減されております。

次に、6つ目に、鶴川高校、穂別高校の高校新入生が購入するタブレット端末費用を支援する考えはないか伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私のほうからは、子育て支援対策についての御質問のうち、幼児教育・保育並びに⑤の国保の均等割の軽減ですか、これについて、まず、質問要旨に沿った中でお答えをさせていただきたいなど。

1点目の保育料の無償化についてでございますが、議員が先ほど触れておりますように、3歳児から5歳児については、令和元年度の10月から実施がされてきております。

また、零歳児から2歳児につきましては、保育に関わる運営経費というのを算出根拠として、国が定める保護者負担額に対し、町が独自の軽減措置を行った額となっております。

運営経費につきましては、御案内のとおり、保育の質の維持・向上及び保育士の確保、こういった様々な対策を取っていることから、年々増加をしているところでもございます。

今後も適切な保育料の算定というのを行い、一定の保護者の方の負担というのを願っていき考えであります。これが1点目でございます。

次に、2点目でございます。

幼児教育・保育の給食費の無料化についてでございます。

新制度になって、従前の保育料に含まれていた給食費は実費負担となり、月額4,000円を徴収しているところでございます。ただし、保護者の負担が増えないように、年収360万円未満の世帯及び第3子以降からは徴収しない制度となっております。

保護者に御負担をいただく給食費は、安全・安心で持続的な提供に必要な財源でございますので、改めて御理解をお願いできればと思っております。

御承知のとおり、先日、国会で、子ども政策を一元的に担うこども家庭庁というんですか、これの設置法案というのが可決されております。まだ具体というのがどうもはっきりしないんですが、こういった国の動向というのもしっかりと注視しながら、子育て支援施策というのをより一層進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、休日・病児保育の実施の関係でございます。

これも、就労形態の多様化によって、一定のニーズがあることは認識しているところでござ

ざいます。

一方で、事業実施には保育士等の確保、さらに、保育する病気の範囲だとか施設等の課題というのもございます。

令和2年3月に策定しております第2期むかわ町子ども・子育て支援事業計画、これには保護者の皆さんの声を反映して、必要量の見込みというのを設定しているところでございます。より一層の関係機関とも連携を図りながら、町としての調査研究というのを進めてまいりたいと考えております。

それと、5番目の国民健康保険税の子どもの均等割軽減に関する御質問でございます。

何度か議員ともお話をさせていただいた経緯があるかと思えます。

改めてでございますけれども、国保税の子ども均等割軽減につきましては、かねてから全国の知事会だとか市長会だとか町村会、そして皆さんをはじめ地方議会からも国に対して要望してきたことが、今回、今年度からというんでしょうか、実を結んで、今年度から未就学児を対象に均等割5割の軽減というのが実現したのかなと、一つとして捉えているところでもございます。

なお、子育て支援対策として、国保税の子どもの均等割軽減というのを18歳まではいかがかと、拡大できないのかという御質問でございますが、これも御承知のとおり、国保は社会保障制度の一つとして北海道と現在共同運営しながら、令和12年度に統一保険料を今、目指しているところでもございます。

引き続き、子育て世代の負担軽減を図る観点ということから、国の負担割合の引上げだとか対象範囲の拡大について、財政支援も含めながら、これは全道町村会等々を通じながら、粘り強く国へ要望、提案に努めていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 私からは、3番目の学校給食と6番目の鶴川高校、穂別高校のタブレットについての回答をしたいと思います。

まず、学校給食のほうですが、平成29年6月より提供を始めました学校給食は、今年で6年目を迎えました。給食費単価は1食当たり小学校260円、中学校300円で、開始当初から変えておりません。

また、令和2年4月より多子世帯の負担軽減を行っており、第2子半額、第3子以降無償となっております。

令和4年度当初予算において、学校給食負担金は約2,500万円を見込んでおります。一方、学校給食法第11条第2項の規定により保護者の負担とされている賄い材料費は3,200万円となっており、700万円が町費負担となっております。

保護者に御負担いただく給食負担金は、安全・安心でおいしい学校給食の持続的な提供に必要な財源であると考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、道立高等学校においてタブレットの費用負担のことでありますが、道立高校においては、令和4年度入学生からBYOD、いわゆる自分の端末を学校に持ち込んでの授業が始まりました。

端末購入に係る費用負担者は、都道府県間で差があるようですが、北海道は保護者負担となっております。

鶴川高校、穂別高校は道立高校でありますので、北海道教育委員会の方針、決定により保護者負担となっておりますので、町費による支援は考えておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） ありがとうございます。

[「マイク」と言う人あり]

○8番（大松紀美子君） すみません。

これまでいろいろと質問させていただいたことが5つほどあるんですけども、例えば幼児教育・保育の保育料の無償化についても、結局、国は3歳から5歳まで無償化というふうにしましたけれども、当然ゼロ歳から2歳までというのは一番負担が重いですよ。やっぱりその辺で、一番重いところの軽減をどうするかというところは課題としてあると思うんです。

そういうことも含めて、私、質問の最初の最後に、基金をつかって子育て支援を充実させていくということを表明されていますよね。施政方針ですから、4年間ということですけども、町長としての基金をつかってまで子育て支援策を充実させたいという、そういう思いというのはすごく歓迎しているんです、私としては。だから、今の時点で当然、町長は子育て支援策として今以上の支援策を考えての上での基金をつくるということだと、私は捉えたんです。それで、どんなことを考えてこの基金をつくらうと思ったのかということ最後に

聞いているんです。そのことをお聞かせいただきたいんです、実は。一つ一つのことは言わせていただきますよ、自分の時間の範囲内で。ただ、町長の考える基金をつくってまで支援策をしなければならぬと言ったことの具体的なもの、思いがあってそういうことを言われているんだと思うので、そのことを、それ最後でいいですけども、お聞かせいただきたいというふうに思ってお伺いしておりますので、答弁ちょっと考えておいてください。

それから、2つ目の幼児教育と保育の給食費なんですけれども、当然学校給食と同じですけども、食べること、どんなものを食べていくかということについても、これは保育の一環ですから、当然、保育料も無償化した代わりに給食費を取るという、その国の考え方というのがあげつないとか、こういうことに対しても、当然国がやることですから、それを受け入れてやっているわけですけども、やっぱり町としてもこの辺を考えてもいいのではないかというふうに思って言いました。お尋ねしました。

それで、19年の12月議会の質問のときに、月額4,000円の対象になるお子さん何人いますかと聞きましたら、その当時ですよ、その当時で62人と言っていました。62人掛ける4,000円掛ける12か月で、約290万ほどの予算で済むことなんですね。ですから、子育て支援という点でいえば、このことも町として検討していく、こういう、これだけではないですけども、300万弱で無償化していけるということで、提案をいたしました。

それから、学校給食費の無償化のことなんですけれども、これは、憲法26条教育を受ける権利、教育基本法義務教育、学校教育法6条、この中で義務教育は無償だというふうに言われているんです。ですから、学校給食、やっと6年前に実施することになったんですけども、給食というのは教育の一環だということはもう皆さんよく御存じだと思うんです。ですから、給食費のほかに結局教材費だとか学用品だとか、様々な家庭負担があるわけですから、やっぱりその中でも食費というのは最も重い負担だというふうに考えているものですから、このことは一つの町でどうにかできるものではないかもしれないけれども、子育て支援というのであれば、ここにもやはり、第2子は半額、第3子以降は無料というふうにやっていますけれども、一歩進んで、町長が思う一歩進んだ支援策ということでは、検討する価値があるのではないかというふうなことで、お尋ねしています。

それから、4つ目の休日・病児保育のことなんですけど、いつも同じ答弁なんですね。結局、支援事業計画というのを先ほどもちょっと改めて見せていただきましたけれども、令和6年度までに事業として起こしていくということになっているんです。もう4年ですよ。いつも同じ答弁なんです。保育者を探さなきゃならないとか、いろんなこと言っていますけれど

も、手をつけていかなかったら間に合わないんじゃないかと思って、何度も聞いているんです。その後、昨年12月以降、じゃ、実施するために、どんなふうにしていこうかというような議論はあったのかどうかということもお聞かせください。

それから、国保の子どもの均等割軽減18歳まで、本当に、本当に、日本中で、首長をはじめ一般の国民みんなで声を上げて、要望が実って、やっと就学前まで半額となったんです。これ、やはり私は、町長が基金をつくってまで支援策を講じるというのであれば、こういうところにこそ手をつけていったらいいんじゃないかなというふうなことを考えているものですから、そのことも含めて提案させていただいています。

それから、6つ目のタブレットなんです。タブレット、高校生へのタブレット。これ本当に、機材自体を5万以内で買ったとしても、ソフトを入れるだとかもろもろ入れたら7万弱かかるんです。これは確かにそうなんです。ほかのところでは公費でやっているところも、県ごとにやっているところもありますけれども、北海道教育委員会は自分たちで買いなさいということになったんですけれども、これは、本当に高校の生徒を増やしていくという対策をやっているわけですから、その一つとして取り組んでもいいのではないかということで提案しておりますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（野田省一君） 昼食のためしばらく休憩いたします。

再開は午後1時5分とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時05分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、先ほどの大松紀美子さんの再質問についてお答えをします。

まず、学校給食についてであります。2018年の6月議会で質問されたということで、そのとき私たちのほうは、多子世帯の子どもたちの軽減について検討しているということでお答えしました。その後、先ほど説明したとおり、令和2年4月から、第2子半額、第3子無

償としております。

胆振管内4市7町を調べたところ、むかわ町以外でそういった多子世帯の助成をしているのは、苫小牧市さんだけです。苫小牧市さんも、令和2年10月から第3子無償化に取り組んでおります。ですので、そういった部分では、むかわ町は本当に先鞭をつけて進めているというところは御理解をいただきたいと思います。

何度か申し上げてきましたが、要保護世帯及び準要保護世帯には、給食費負担金相当分がもう支給されておりますので、実質無償化となっております。また、先ほど申し上げましたとおり、多子世帯の負担軽減も継続しておりますので、今後も質の高い給食を提供していくためには応分の負担をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

それと、タブレット端末の件ですが、穂別高校、鶴川高校の令和4年度の新1年生、総数約60名ほどいます。私たちのほうも、高校生に対して、苫小牧に通っている高校生も含めて、調査をしました。先ほど議員おっしゃったとおり、実質7万円から、やはりかかっている生徒は10万円ほどかかっております。ですので、簡単に60人掛ける10万円だと600万ほど、やはり単費として必要となっていきます。

そういった部分では、それなりの負担が町にかかっていきますので、そういった観点の高校の魅力化ではなくて、私たちはやはり高校3年生の出口論で言わせてもらおうと、やっぱり進学や就職の魅力化、そして部活動の魅力化を当然図っていくことが私たち町の教育委員会としてできることかなというふうに考えておりますので。

それと、あと道議会のほうも調べました。道議会においても、この関係について議論をされておりました。道の教育長が、財源的な問題から全高校生分の端末整備は難しく、国に対し必要な財政支援を強く求めていくという旨の答弁がなされております。

高校の生徒確保対策としてということですが、国の学習指導要領に基づく全国的な問題ですので、公費負担ということであれば国や道に求めていくべきと私たちも考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野田省一君） 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 私からは、休日保育、病児保育の実施の御質問にお答えいたします。

先ほど議員からお話もありましたが、病児保育、休日保育に関しましては、保護者の一定

のニーズがございますので、子育て支援計画の中で、令和6年度までの計画期間中において調査研究を進めていくという内容になってございます。進捗状況ということですので、現在進めている内容について御説明いたします。

休日保育についてでございます。

むかわ町は、近隣の実施状況を踏まえまして、子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センターといたしまして、これは保育資格を必要としない託児所的な考え方でございまして、こちらの制度を活用した取組ができないものかと計画のほうにものせてございます。現在、先進地との意見交換、実施できる可能性のある関係機関と今まさに協議を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員、それぞれ先ほどの質問要旨にのっとりながら、1項目ずつ確認されていたかと思っておりますので、同じ答弁になるかもしれませんが、1項目ずつ、これまでの経過も含めて簡潔に、私の認識として捉えていることをお聞き願えればなと思っております。

まず、幼児教育の、それと保育の保育料の無償化の関係でございますけれども、これは、これまでも国と地方の協議の場というんでしょうか、こういったところの協議の中身というのも踏まえて、言わずもがなでございますけれども、この関係については、国の責任において必要財源を確実に確保することということでの要望の継続をしていますし、常に点検、検証はしていかないと駄目かなと思っております。

町独自として、今、現段階は考えておりませんが、取り巻く状況等を踏まえながら、必要に応じてさらに検討を加えるべきかなと思っております。これが1つ。

それと、幼児教育と保育の給食費の無料化でございますが、これも先ほど申し上げたかと思うんですが、保育園等の副食材料費というんですか、こういったところが在宅で子育てを行う場合でも生じる費用ですよといったところで、低所得者の方、あるいは多子世帯の経済的負担軽減、こういったところはしっかりと配慮しながらも、現在のところ、先ほどの答弁と重なりますけれども、町独自でさらなる負担軽減というのは、今の段階、行うことは考えておりませんが、国による対応方針等が変わった場合においては、必要な対応、これは当然図っていくべきだと考えております。

それと、先ほど教育長のほうから学校給食費の完全無償化の考えでございますけれども、これは、巷間言われておりますように、社会全体で子育てを支援していくということは、こ

けては、令和4年度中に条例制定、これを早ければ、早ければですよ、12月もしくは年度内ということになりますから、まずは12月の定例会を一つの目安にしながら、今言った事業項目の体系化というんでしょうか、子育ての、これは、先ほど大松議員のほうからも質問あった項目の中身というのはあまり規制しないで、どういったところがこれから目指していくものなのかというところで、庁内で検討したものをまちづくり計画委員会ですか、重要施策の一つとして検討していただいて、条例制定の前に、私、今、議会の皆さんにもしっかりと御意見を、子育てについての、いただければなと思いますので、段階を踏みながら進めていきたいということで、御理解を願いたいかと思えます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） ありがとうございます。

それで、ちなみに、例えば保育料を完全無償化するとしたら、予算的に幾らかかるのか。これ、ちょっと全てのことで、例えば保育料、それから給食費も、給食費のこと聞いていたかな、給食費も、例えば完全無償化すると幾ら財源が必要なのか。それから、3つ目の学校給食費についても、これを完全無償化すると幾らかかるのかななどをちょっとお伺いしたいんですが、唯一分かっているのが、5番目の国保の問題では、これは今年の3月のときの数ですけれども、18歳まで半額に軽減するとしたら265万円必要だということをおっしゃっていたんですけれども、それも含めて、それぞれ計算したものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 学校給食の財源の関係でありますけれども、今年度、学校給食負担金として2,500万円を見込んでおりますので、完全無償化にすると、この分の財源がなくなるということでございます。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 保育料金と副食費、完全無償化したときの金額でございます。園児の入所、退所の動きがございますので、4月1日の計算となります。

まず、さくら認定こども園につきましては、保育料につきましては368万7,000円です。さくら認定こども園の副食費につきましては103万8,000円です。

次に、ひかり認定こども園でございます。ひかり認定こども園につきましては、保育料を完全無償化した場合は455万9,000円です。ひかり認定こども園の副食費につきましては129

万6,000円となります。

以上です。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介） 私のほうからは、国保税、18歳未満軽減した場合の金額についてお答えいたします。

今現在実施されている未就学児については、軽減額113万4,000円でございます。こちら、国・道、町の負担となります。

それ以外の6歳から17歳、18歳未満の、まず人数については163人、額については251万6,400円となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） ありがとうございます。

これらの合計すると幾らになるかというのは、計算機はじくと分かるんですけども、何でこんなことを聞いているかという、結局、人口減少というのは、全国的にそうそう簡単に増えているような状況じゃないですよ。結局、人口減を食い止めるために、やっぱり若い世代をどうやって呼び込もうかということで、あの手この手で施策打っていますよ。すぐ隣の厚真町だって、上厚真地区にはたくさん、苫小牧のベッドタウンとしてたくさんの方が今、増えている。この目で見てきましたけれども、おうちもいっぱい建っていました。やっぱり増えていると。そうすると、奪い合っているみたいなものですよ。うちの町がもうこんなに子育て支援やっているからといって、そうしなければならぬ状況の中で、奪い合いはいいとは思わないけれども、そうしなかったら町の存続がやっぱり立ち行かないということで、やっているわけですよ。だから、より豊かな支援策がなければ、人口増につながらない。町長は、ちょっと増えていますよということを施政方針でも言っていますけれども、やっぱりそういうことを考えて、やっぱり少しでも早く支援策を充実してほしいという思いで、このような質問をしています。

やっぱり国が人口減対策をきちんとしなければ、一つの自治体で努力だけでは難しいというふうに思っています。ぜひとも、国へも人口増の施策を求めていきたいと思っております。

そして、例えば学校給食費のことだけで言えば、先日の6月3日の参議院の予算委員会で、学校給食を完全無償化するのに必要な費用は幾らですかというふうのうちの方の議員が尋ね

ました。そしたら、末松文科大臣が4,400億円かかると言ったと。これはすごい大変なお金だと言っていましたけれども、でも、今、政府は軍事費を2倍にする、1兆円以上増やそうと言っているのと比べたら、じゃ、どっちが大事なのと、子どものほうが大事ですよというふうなことをやっぱり各自治体からもぜひ訴えていってほしいという思いがあって、この何項目かをお尋ねしています。

町長、そのことに対して御答弁があれば伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 学校給食費にとどまらず、これまでも重なりますけれども、地域の実情に応じた、例えば子ども・子育ての支援制度の質の充実というんでしょうか、今ある制度がありますよといったときの、もう少し質の充実を図りなさいと。それに、一例を挙げて、子どもの医療費助成については国の制度として、重ねて言いますけれども、無料化を実施することと。これは、町村会だけでなく、この間申し上げておりますように、全国統一的な制度化ということで繰り返し述べておりますので、引き続きの活動というのは行っていないと駄目なのかなと。それと、冒頭申し上げましたが、今回、来年度の創設に当たることも家庭庁というんでしょうか、これが単なる組織論的にとどまるのではなくて、あらゆる境遇の子どもの視点に立った政策、こういったところを進めていくべきではないのかなというところがございます。

子ども・子育ての支援制度というの、施行からもうかなりたっているかと思えます。こういったところも、全ての子どもに対するサービスの安定的に実施できるよう、制度の質の充実に向けて、財源確保というのを引き続き求めていきたいと思えますし、我が町としてできること、先ほどの未来応援プログラムというんでしょうか、こういったところもしっかりと組み立てながら、同時並行的に進めていければなと思っています。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 次に移ります。

公営住宅の家賃収入算定についてです。

新型コロナ対策協力金等が収入算定されて公営住宅家賃が引き上げられることがないように、給付金、協力金を家賃算定外となる一時的収入にする対応を図るべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 公営住宅家賃収入の算定についての御質問でございます。

公営住宅の家賃につきましては、入居者から収入申告ですか、これによって収入月額を計算して、家賃算定基礎額の収入分位を判断しております。

今回、新型コロナ対策に関わります給付金、そして協力金の一時的収入の取扱いということでございます。これは、国会においても先日、議員の要望書というんでしょうか、こういったところでしっかりとした見解が出されているかと思うんですけども、一律10万円を支給した特別定額給付金、そして子育て世帯に対する給付金、これは非課税収入となっております。それで、所得に反映されないことは確認しております。その他の給付金に関しては、一時所得として課税対象となるとの見解というのが出されているため、所得の増加要因となっているのかなというところでもございます。

なお、新型コロナ対策における給付金、協力金の扱いにつきましては、おおむね1年以内の期間ごとの継続的に得る収入ではない一時的な収入に該当するものとして、私どもとしては、収入申告から控除できる旨、周知をしまいたいと考えておりますので、このところは御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 分かりました。よかったです。

それでは、最後の質問です。

高齢者への生活支援対策について伺います。

町長の執行方針の中、2年にわたり掲載されていまして高齢者の外出支援サービスの充実対策の文言が、今年度、施政方針にありませんでした。地域包括支援センターによるサービスの充実とありますが、具体的に外出支援サービスを越える事業を検討しているのかについて伺います。この問題については、21年6月の質問で、外出しやすいということを考えたらタクシーチケットの交付がいいのではないかと、そういう外出支援を求めています。

それと、続けて執行方針の中で支援サービスの充実を述べていたのに、20年の予算と21年の予算は同額だったんですね。これ、御答弁したので、健康福祉課のほうで覚えていると思うんですけども、こういう不思議なことがありました。ですから、このことについて、本当に本気でそういう要望に向き合っていたのかどうかということもちょっと疑問に思っておりますので、改めて伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 外出支援サービスの充実についてでございますが、高齢者の方々の生活を守るんだというところは、重要な施策として捉えているのはこの間も同じでございます。本気で捉えております。

今回の施政方針では、むかわ町地域公共交通計画、この策定に向けて、町民の皆さんのニーズ調査、それと分析を行うことを記載しております。町民の皆さんの日常生活の移動手段について、広く協議を進めていくところでもございます。

そこで中核となる地域包括支援センターによるサービスの充実に関しましては、地域包括ケアシステムの構築に向けた幅広い内容となりますので、その中に移動手段の充実についても内包されているところでもございます。

今後とも、町民の皆さんの生活にしっかりと寄り添った中での内容でサービスが実施できますよう努めていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいかと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） これ、ごめんなさい。第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定時にも直近ではアンケート調査していますよね。その中で外出に対する支援というのはもう本当に出ています、3年ごとに介護保険、改悪と私は言いたいんですけども、あるたびにアンケート調査して、そういうものが出ているはずですよ。だからこそ、町長は外出支援を充実させていきたいと、2年にわたって執行方針で述べていたと思うんです。だけれども、先ほど申し上げましたけれども、20年度と21年度の詳しく聞いたら、外出支援の予算は増えていませんと言ったんですよ。どういうことなの。どういうことなんですか。じゃ、どうやって充実するんですかと、予算が同じで充実できるわけがないでしょうと、そのとき申し上げました。

そのことが、町長は、本当に安心して暮らして欲しいとおっしゃっていますよ。でも、実際に高齢者は一年一年、年取っていきますし、動けなくなっていくですよ。せめて、町内にいても、夏はともかく、冬になったら買物に来られないというんですから。だから、せめて冬の間だけでも、自由に、行きたいときに、申込みをしなくても、行きたいときに自分でタクシーを使って買物に行って、もうそれだけで気分は晴れるんですから。そういうものなんです。お買物行かない方多いかもしれませんが、ここの中は男性の方が多いですから。そういうものなんです。

だから、そうおっしゃるんだったら、何年も同じことばかり言っていないで、具体的にも

うやらないと駄目だという思いがあって取り上げているんですけれども、いかがですか、町長。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 何年も。

○議長（野田省一君） マイク入れてください。

○町長（竹中喜之君） ということではですね、移送体制の確保については、確かにこの間、議員とのやり取りもございますし、高齢者の保健福祉計画のアンケート調査というんでしょうか、こういったところの分析もしっかりと目を照らしてこまできているのも、重要な課題として受け止めているのは、そういったところからでも含めているところでもございます。

そこで、令和3年の第2回の定例会ですか、先ほど大松議員も言われましたように、この調査結果でも重要な課題とされているというところがございますから、今回、新たな公共交通マスタープランとなるむかわ町の地域公共交通計画の策定に、しっかりと地域の利用実態、そのところの町民ニーズの調査分析結果というのを、将来にわたって暮らしていけることができるネットワークづくり、構築、ここに反映していきたいと考えているところでもございます。

また、社会福祉協会とのしっかりとした連携というんでしょうか、ここで言うところの具体というのであれば、事業名としては助け合い型の移動サービス、こういった移送体制づくり、さらに充実に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） ぜひ高齢者の方が本当にこの町で暮らしていきたい、いける、よかったと思えるような……

○町長（竹中喜之君） 私も高齢者です。

○8番（大松紀美子君） え。

○町長（竹中喜之君） 私も高齢者。

○8番（大松紀美子君） ああ、いや、町長にそんなこと言われたら、私は何と返せばいいかわかりませんので、実際に事業をきちんと展開できるように、急いで取り組んでいただくことを求めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（野田省一君） 次に、7番、中島 勲議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 通告に基づきまして、3項目について、今回は任期4年間の最初の年でもございますので、私の考えも交えながら質問をさせていただきます。

まず、第1ですけれども、本町の自然景観創造についてというテーマでございますが、合併から15年を経過し、旧両町の調整、胆振東部地震、新型コロナウイルス発生拡大など、これまで経験したことのない難題を克服し、現在に至っております。このことについては、行政に対しましても敬意を表します。そして、今、復旧から復興への取組を進めている現在、5年から10年先を見据えた後世に残る新しい町の顔、これが重要な課題になると私は考えております。いろいろ課題はありますけれども、今回、次の3点について、町長はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

まず、1つは、農村の景観活用についてであります。これは小・中規模水力発電の実施であります。農業用水、上下水道など既存の水の流れを活用して、静かな田園風景の中にあっても力強い、農村特有の景観を創造することではないかと思えます。

そして、さらにここで、いわゆる1,000キロワット未満の小規模な発電を行うということ、この発電した電気は町内で利用する、地産地消という考えであります。このことは、地球規模での温暖化対策として世界的な取組にもなっておりますし、また我が国においても全国的にこれから展開されようとしているいわゆるゼロカーボンシティ、脱炭素社会の実現に大きく寄与するものと考えます。

町長の施政方針の中でも、地元資源活用型の再生可能エネルギーの導入に取り組むとありますが、再度、これに対する考え方と実行方策についての説明をお願いいたします。

次に、新たに町内に桜、それから梅の並木を鶴川地区と穂別地区の中間の辺りに造成をし

……

〔「ちょっと待ってください」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 中島議員、少しお待ちください。

1点ずつ。

○7番（中島 勲君） いや、これ、この2つを1つのテーマにして事前に出したのですけれども。

〔「ああ、ごめんなさい」と言う人あり〕

○7番（中島 勲君） よろしいですか。

○議長（野田省一君） 続けてください。

○7番（中島 勲君） そういうことで……

〔「スイッチ、マイク、中島さん」と言う人あり〕

○7番（中島 勲君） ちょっと重複しますが、次に、新たに桜、梅並木を鶴川地区と穂別地区の中間に造成をし、自然景観を観光事業に結びつけること。これによって、交流人口の増加につながると思います。

この事案については、合併時の新町将来像として、「人と自然が輝く清流と健康のまち」というキャッチフレーズに連動するものであり、合併以来15年を経過した今、具現化する時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員の御質問にあります自然景観創造ということテーマにした、再生エネルギーの関係の御質問でございます。

本町にあります地域資源というんでしょうか、一級河川の鶴川でつながる町として、東西で37キロメートル、南北51キロメートルの711平方キロメートルの、川上から川中、川下といったところにある様々な地域資源というのを活用した小・中規模水力発電というんですか、これにつきましては、我が町の再生可能エネルギーの一つとして、有用な手段と受け止めているところでございます。

自治体において、既に多くの事例というのはあるところでございますが、発電規模が様々あって、先行事例は先行事例として、今、参考とさせていただいているところでもございます。今後、庁内におきまして、設置場所あるいは費用対効果、こういったところも調査研究を進めているところでもございます。

また、日本では、御案内のとおり、2020年10月に、そして2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。北海道におきましても、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、脱炭素、経済の活性化、持続可能な地域づくりというのを同時に進めているところでもございます。

このような社会情勢の流れを踏まえて、本町におきましても、施政方針に明記してありますように、年度内にゼロカーボンシティ宣言というのをを行い、行政ではなくて町民の皆さん、事業者の皆さんが一体となって取り組むような機運づくりも含めて、事業化の推進に努めていきたいと考えているところでもございます。環境省のほうには、今現在、むかわ町として

の今言った地域資源を活用した中での取組に向けてということで、そして住民の方々への合意形成といったところも併せた中での申請作業は、既に進めているところでもございます。

続いて……

〔「桜のこと」と言う人あり〕

○町長（竹中喜之君） はい。

桜、農村の景観活用の関係でございます。

これについては、旧鶴川町時代の平成17年度から、豊城の桜の丘整備事業、桜の関係でいえばですけども、この事業に着手をしてきているところでもございます。当初は、鹿による食害の影響というのをかなり受けたところでもございますが、現在、この桜の丘につきましては、順調に生育しているところでもございます。これ、桜の関係の一例としてとどめておいてください。

観光振興だとか交流人口増加に関わる施策につきましては、御提案のありました内容も含めて、第2次のむかわ町のまちづくり計画、まさにこれからの追い求めるところ、我が町の目指すところで、「人と自然が輝く清流のまち」と、こういったところを含めた中での理念というんでしょうか、の理念に基づくものとして、むかわ町観光振興方針にも基づきながら、今後具体的に、議員の貴重な御意見というのを参考にしながら努めていければと考えているところでもございます。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） ありがとうございます。

今言いましたけれども、事例としましては、私が調べた範囲ですけども、札幌市の藻岩浄水場水力発電、それから富山県の黒部市の宇奈月谷小水力発電、富山県の砺波東部小学校の水力発電、これは小さなものです。このように、大体農業用水を利用したのが14件、農業用水以外を利用しているのが14件と、これは環境省の調べできちんとした資料に基づいていますけれども、るる説明書いてあります。ですから、こういうのも参考にしたらいかがでしょうか。

それで、町長の答弁で安心といいますか、本当に同調するんですけども、やはりこの脱炭素社会というのは、なかなかこれ、口では言うの簡単ですけども、例えば1つの町で、あるいは1つの企業でやっても効果が上がらないわけですね。町全体でそういう炭素を減らしましょう、住みやすい町をつくりましょうという機運を盛り上げないと、これは絶対に成

功しないと思うんです。これは、損した、もうけたの話でないわけですから。気持ちの問題じゃないけれども。そうするとき、今までの手法と違った手法で、町長、やっぱりこれは取り組むべきだと。幸いに基金をつくるということですから、それをベースにして、そういう町全体のムードをつくって、それを実行に移していくと。

これをやったところでどうなるんだということは、いわゆるゼロカーボンシティの実現だということですが、それだけかということ、そうではないんですね。既に御承知かと思えますけれども、これは国も力入れていますから、こういうものに対しては上限55億の補助金を用意していると、こういうことをございますから、むかわが仮にそうなったときに、幾ら該当になるか分かりませんが、いずれにしても少くらの補助金は来るんじゃないのか、交付金は当てにできるんじゃないのかということ、頭を置いて、全町的にはこういうムードをつくっていくべきだと思います。

もう少し申し上げますけれども、ゼロカーボンシティというと、ゼロというともう一切炭素は出さないよというのではなくて、私が研究した範囲では、それは出るんです、必ず、生活。それを、これはCO₂ですから、炭酸ガスなんですね。これは、森林、木ですよ、樹木、これが二酸化炭素を吸収するんですよ。これ、森林を大切にしなければならぬ。こういうことを考えたときに、むかわの場合、まず、概数ですけども、森林面積が5万6,000ヘクタール、概算ですよ。総面積、町の、7万1,100ヘクタール。そうすると、森林面積が78%なんですね。ほとんど森林なんですよ。ですから、そういうところから考えると、脱炭素の社会をつくるというには、非常に条件的にむかわはそろっていると、私はそういうふう考えています。そういうことも一つ参考にしていただきたいと思います。

また、発電ですけども、これも私なりにちょっと研究してみたんですけども、太陽光発電とそれから水力発電ありますね。太陽光は太陽が出なきゃ、これは発電できないんですけども、水力になりますと24時間、水が流れている限り発電できますから、これは3年ほど前の価格ですけども、太陽光はキロ単価21円、小水力は34円なんですね。今、少し下がっていると思いますけれども、いずれにしても、倍ぐらいの値段で売電できるわけです。売電しなくても、町内で消費してもいいわけです。そういう一石二鳥の問題も解決できるというふう考えておりますので、この辺も参考にしていただければいいでしょうか。

私はそういうことで考えていますけれども、これについて、町長の御意見ありましたら、あるいはコメントありましたらお願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 一例として森林の関係がお話があったかと思うんですけども、議員おっしゃるとおり、今の現在の数値を押さえているところでは、むかわ町の森林吸収量というんです、炭素の吸収量というのは、胆振管内では最も多い吸収量を誇っているところですから。かなりの多さです。北海道内においても、比較的高い吸収量を持つ森林となっております。

しかし、これは期間がたつとどうなのかといったところもございまして、環境林の扱い方だとか経済林とのバランスだとか、それから今、木材資源を使つての再生エネルギー、どういうふうな形で具体的に事業化していくのかなといったところを絡めて、冒頭で申し上げましたけれども、今現在、町として環境省のほうに再生エネルギーを活用するに当たつてのという手続を、前提作業でございましてけれども、申請をしているところでもございまして。これには、スピード感を持った町としての取組と同時に、冒頭でも、あるいは中島議員も先ほど触れましたが、しっかりと町内での合意形成というの必要なんだよといった、ある面、スピード感と合意形成という相反するものもございまして、ここはしっかりと、取るべきシステムを取りながら、町全体として、そして町全体プラスアルファ、先ほど議員からも御提案あったような中での、組み合わせた中での関係機関、団体というんでしょうか、地元の関係機関、団体等も含めながら、そしていろんな知見というの併せて育てていければなと考えているところでもございまして。

町としても調査研究、さらに前向きに取り組んで、一日も早い、そして未来につなぐ持続可能なまちづくりにつなげていければと思っております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 確認しますけれども。

○議長（野田省一君） ごめん、もう一回マイク押してください。

○7番（中島 勲君） 環境省には書類は上げてあるということですか。

はい、分かりました。

それでは、次に桜並木の件ですけれども、これは私が申し上げるまでもなく、一番この辺では静内の二十間道路ですか、あれはもう札幌圏から、いろいろ本州からも人々が集まって、観光を兼ねて、町にお金が落ちているという実態。最近、最近といつても十何年たつんですけども、静岡県河津川桜並木ってあるんですね。ここは、4キロにわたって桜を植えてあると。今、すごく軌道に乗って、名物になっているということなんです。

ですから、こういうところも参考にしながら、私は先ほど言いましたように、鶴川と穂別

の中間辺りに、ということは、鵜川は鵜川でやっていいですよ。穂別は穂別でやっていいんですけれども、鵜川という点と穂別という点を線で結ばなきゃならん、人を誘導しなきゃならん。それには、何も無いところをおいでと言ってもなかなか無理ですから、中間辺りにそういうきれいな並木、桜、それから、秋は梅ですか、そういうものをつくって誘導していくと、そういうことが大事かなと。先ほど言ったように、キャッチフレーズにも自然をPRしていますから、それを実施にして移していったらどうかなと思っております。

町長からコメントあればお願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御意見は御意見としてしっかりと受け止めさせていただいて、今ここで桜あるいは梅といったような具体の樹種は別にしながらも、今回、施政方針の中にも、一級河川の鵜川で、くどいですが、結ばれている町として、今年度、国と連携しながら川まちづくり計画というのを策定することになっているところでもございます。

この自然あふれる清流鵜川と一体となった、育まれている景観というのも生かしながら、地域の活性化、それと今回、地元力向上ではございませんけれども、共創のまちづくり、共につくるまちづくりというんでしょうか、そういったところの中間ポイントとなる景観というのもこういった川まちづくりの中においても生かしながら、どう進めていくかというのも問われてくるのかなと考えているところです。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 分かりました。ひとつよろしく、一緒にやりましょう。

次に、2番目の四季の館についての質問ですが、四季の館については、これは道内及び全国から本町を訪れて、苫小牧港に近いことから、キャンピングカーなど道内観光の拠点となっているのが現状だと私は思っております。現に全国各地から、車のナンバー見ますと、集まっています。こういう四季の館でありますし、また、町内に限定してみますと、主なイベント、これは必ず四季の館の広場で実施されていると、そして広く町民にも愛されているということでないかと思えます。

しかしながら、今日は数字は申し上げませんが、かなりの財政的な負担をしているということでございますので、これの関係については、費用対効果を考慮していかなきゃならん。これについて、町長の今後の見通しについて、数字はよろしいですから、考え方を伺いたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） お金のほうの数字はちょっと控えますけれども、人数的な数字はちょっと許していただければなと思います。よろしくお願いします。

温泉活用型の健康づくり施設として、1997年になります。オープンした四季の館でございますけれども、本年3月の末現在で、温泉とスポーツプラザの累計有料入場者数486万人となっているところでもございます。ホテルの累計宿泊利用者は13万8,000人でございます。道の駅としても、多くのお客様に休憩等で御利用をいただいているところでございます。

一方、議員御指摘のありましたように、経年劣化だとか、そして温泉の泉質等を起因とした施設の維持管理費用というのも多額になっていることは事実でございます。

そのため、令和3年度に実施をしております施設診断調査、これに基づく計画修繕費用というのを補正予算案に計上しているところでもございます。今回の補正予算案に計上しております。そこで御議論いただきたい。

胆振東部地震による災禍、あるいはコロナ禍を乗り切るために策定しました、議員御案内の、議会の皆さんにも御紹介をしておりますまちなか再生基本計画におきましても、四季の館を関係人口、交流の拠点として、令和7年までの間、充実、強化に取り組むこととしており、施設の維持管理につきましても、長寿命化、持続可能、未来につなぐを念頭に、必要な修繕、改修を行っていきたいと考えておりますので、御理解を願いたいかと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。

[7番 中島 勲議員 登壇]

○7番（中島 勲君） 今、ちょっと聞き漏らしたんで、施設診断、何て言いましたか。

○町長（竹中喜之君） 施設診断調査。

○7番（中島 勲君） 商社。

○町長（竹中喜之君） 施設診断調査でいいんだよね。

○7番（中島 勲君） 商社。

○町長（竹中喜之君） マスクで聞こえにくい。施設診断調査。

○7番（中島 勲君） ああ、調査。すみません。

○町長（竹中喜之君） 今、かけていますから。

○7番（中島 勲君） すみません。

それで、私も素人なりなんですけれども、大体いろいろ聞くと、ホテルとか旅館とかこういうのは、7年くらいたったら、構造的にいろいろお客の流れなんかを勘案して、改造して

いく、改良していくということらしいんですね。そういう概念から当てはめると、四季の温泉館もかなりたっていますから、この辺も検討してはいかがかなと。

以前にも私言ったことあるんですけども、例えばホテルの利用についても、大きな部屋、4人、5人の部屋がある。多い。そこに、1人、2人のお客さんが来て、泊まる。そうすると、連泊しても、その部屋はずっと、例えば2人で来ても4人、5人の部屋を使っていく。数字上は、統計的には、施設の稼働率は上がっているんですね。だけれども、実質、はっきり言って、収益というのはそれについていっていないというのが原因ですから、ホテルの構造等々についても何か、施設診断調査ですか、この方に聞いてみたらいいかと思いますし、また温泉の泉源の関係の機械設備、これがかなり老朽化してしまっていて、スペアも置いてあるそうなんですけれども、そのスペアもなかなか即稼働しないことがあるということにも聞いておりますので、この辺にも留意されて今後の運営を継続していきたい。あまり変化しないで継続していきたい。これは利用している皆さんの御意見です。

何かありましたら。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど……

○議長（野田省一君） マイク入れてください。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの答弁でも頭を出させていただいたかと思うんですけども、今回の施政方針の中におきましても、今後の展開方向の視点ということで、まちなか再生、復興の具現化を図る今、最優先課題とされております両地区のまちなか再生基本計画というのがございます。ここにおいて、四季の館については、鵠川地区で、よろしいですか、多層的な拠点づくりと好循環の創出というところで位置づけられているところでもございます。

基本計画を策定する段階においても、議論の中で、施設の修繕あるいは新たな投資、そして投資に見合う効果の整理、そして時代の変化に応じた、今、中島議員がおっしゃられた機能だとか目的だとか、そして運営が抱える課題として、これの整理というのをしっかりと図るべきだよと。そして、現在、町として進められております計画修繕費用、さらには、今、今年中取りまとめられようとしております公共施設等の総合管理計画、この中にもしっかりと基づきながら、より効率的で、次代につなげる効果的な施設としての工夫、充実に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） これは、今言ったような形で継続してほしいということでございます。

それでは、次に3番目の項目に入ります。

3番目としましては、旧布施旅館の復旧見直しについてでありますけれども、これは今までいろいろと議論されていますから、ここでする申し上げませんけれども、やはりこれ、むかわ町の語り部、もうこの布施旅館の歴史がイコール鶴川町の歴史、旧鶴川町ですね、かと私は思っております。布施旅館の復旧というのは、鶴川の歴史をひもとくことにもなる。これは、教育委員会の学術委員というんですか、の方が調べて、新聞にも詳しく載っておりますから、ここで一々申し上げませんけれども、本当に鶴川の町の語り部なんです、布施旅館というのは。

そういうことについて、これは令和2年の9月議会定例会で私が一般質問したわけですが、それに対して、はり、柱、明治時代に作られた建具を保存しているとの答弁でした。その後、かなり2年ほどたっていますけれども、復旧作業の推移はどのようになっているのか、経過も含めてお尋ねいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 旧布施旅館についてでございますが、令和2年の9月議会定例会で、一般質問の中で同様の質問がありました。そして、まちなか再生の取組の中で活用方策というのを検討させていただき、判断させていただきという答弁をさせていただいたかと思いません。

御承知のとおり、まちなか再生の取組につきましては、第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクトに位置づけされておまして、今年度から、むかわ町まちなか再生基本計画、昨年度基本計画策定されております、に基づき、各種取組というのが展開されることとなっているところでもございます。

旧布施旅館の取扱いにつきましては、この計画に基づく、先ほどの四季の館ではないですけれども、いろんな拠点、拠点のつなぎというところで、具体的な取組として、復旧ではなくて、そういった資材を活用した中での復興、後世につなげる歴史的な建造物、資材等の有効活用を図っていくことと位置づけられているところでもございます。

町民や事業者の皆さん、そして有識者の皆さんの御意見を尊重しながら、資材の所有者の意向というのもしっかりと踏まえ、単なる復旧ではなくて、その先の未来につなげていくような、創造的な復興につながるような整備の方向性、可能な限り早めに提示、お示しをしていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 布施旅館につきましては、明治17年に駅通というところから出発するわけですね。それには、駅通ですから、当時、馬で走ってきて、そこで馬に乗り換えて、また次に行く。それで馬小屋もあったんです、今はないんですけども。そういう非常に特徴というか、記念になる施設なんですね。これ馬小屋は保存されていないと思いますけれども。そういうこともありました。そして、43年に当時の布施旅館の主が新潟から大工を呼んで、本州のいい材料をわざわざ運搬して、今回地震にあった旅館を建てたということでございます。ですから、本当にこれはもう貴重なものです。

こう考えると、ぐるっと周りを見ますと、穂別では中村記念館、中村さんという、あそこの本当の先駆者の方の事務所というのか、住宅というのか、それを記念館として、あそこに移設してあるわけです。そして、昔の状況を若い人方に伝える、次世代に伝えるということをしております。また、これは、隣町のことを言う必要ありませんけれども、隣町でも明治時代の建物を移築して、次世代にその実態を知らせているということを見ますと、やはり私は、建物を再現して、そして昔はこうだったんだということを後世に伝えるのが、我々の役目じゃないかなというふうに思っております。

これ、答弁は要りませんが、何かコメントありましたら、最後でございますので。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 私もかなり、若い頃、旧布施旅館には寝泊まりをさせていただいた経験がございます。

それはさておき、中島議員が今触れられたように、古くは駅通で、議員がおっしゃるとおりの語り部というんでしょうか、我が町にとっての語り部としての一つとしても受け止めているところでもございます。今後の視点としましては、歴史的な建築資材、間違いなく保存、保管しておりますから、これをどのように利活用して、再生に持って、次代に継承していくのかというのが問われているのかなと、議員の御質問かと思えます。

御案内のとおり、歴史的な文化的資産の再生だとか、あるいは活用というのは、これは復興のみではなくて、地方創生の要諦の中にも入ってくるのかなと捉えているところでもございます。古い景観だとか、あるいは思い出だとか、そういったところが刻まれたものというのを、歴史的資材を利活用する取組、こういったところは、復興を進める上でも復興の一つのシンボルとしても取り扱っていただければと考えているところでもございます。これまでの

つながり、あるいはこれからの新たな出会い、こういった呼ぶ、これらを新たな扉を開いていくようなツールとして捉えていければなと思って、今後の地域活性化に結びつけていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 最後になりますけれども、そういう、例えば中村記念館であるとか、隣町の施設であるとかいうものを、その町にあつての、言葉が該当か分かりませんが、哲学ですね。この町はこういうことで来たんだと、絶対にぶれないという哲学を持っていかないと、新しいものをぽんぽんぽんと造ってみても、砂上の楼閣といったらちょっと表現悪いんですけども、なかなか芽が吹かないと。そういう奥には哲学、これをきちっと定めていかなきゃならないんでないかなと思います。ですから、穂別の町長さんが、中村さんでしたっけ、正明さん、町長が発電所を造ったと。それもやっぱり、宮沢賢治という哲学を持ってあそこまでやり遂げられたんですよ。そういう精神的なバックボーンがないと、なかなかこういうものは金銭で評価はできないわけですね。

そういうことも含めて、一日も早く旧布施旅館の復元に努めていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（野田省一君） 暫く休憩をいたします。

再開は14時25分とします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東千吉議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 5番、東千吉でございます。

令和4年第2回定例会に町長の骨太の方針をお伺いし、何点か質問をさせていただきたい

と思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、第1点目、地球の温暖化対策についてでございます。

地球規模でこの温暖化について関心を持った京都議定書、これが先進諸国の第一歩でございました。それから30年弱過ぎて、今、2050年に向けて、カーボンニュートラルについて真剣に先進諸国含めた世界の各国がこの脱炭素社会の実現に向けて、将来の地球の災害防止も含めて検討を実行に移す段階となっております。

そういった中で、我が町でもこのカーボンニュートラルについて真剣に実効ある方策を打ち出しながら、これから約28年の間に具体的にしっかりと成果を見据えてやっていかなければならないという部分でのお伺いでございます。

温室効果ガス排出削減についての町長の基本的な考え方を伺いたい、これが1点目でございます。

それから、2点目は、施政方針にもございました本町のゼロカーボンシティ宣言、これを行うとございますけれども、当然、町民参加が主でございます。具体的には各家庭の取組や、第1次・第2次・第3次産業における脱炭素の取組と視点についてを伺いたい。

それから、有効な手段としての電気自動車。この電気自動車も普及をしていかなければならないのではないかというふうに思っております、この電気自動車の充電、町内では四季の館駐車場にしか充電装置がないと思っておりますが、今後増設する考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

そして、我が町は、グリーンカーボンはもとより、ブルーカーボンの対策も適地であろう。いわゆる森林のグリーンカーボン対策、それから、海によるブルーカーボンの対策、非常に適地と思われる部分でありますけれども、この森林、あるいはまた、海という部分についても、CO₂を吸収する状況が森林なら森林、海によって大きな差があるということがございますから、当然少しでもCO₂を吸収できる、そういう状況をつくり上げるということが喫緊の課題ではないかというふうに思います。

そういった中で、取組次第では、いわゆるこれからの先のことでございますけれども、カーボンクレジット、逆に売りで攻勢をかける要素も十分に我が町にはあるというふうに思っておりますので、その考えがないかお伺いしたいと思っております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 地球温暖化対策の関係でございます。それぞれの質問項目、一括してお答えをさせていただきたいかと考えております。

まず、私の基本的な考え方につきましては、先ほど7番議員の一般質問の中でもお答えしたとおり、全国的な脱炭素の流れというのを受けて、これをやはり地域課題として、そして、未来志向型のまちづくりにもつなげていくんだということも踏まえて、年度内にゼロカーボンシティ宣言というのを行いたい。そして、これは、東議員がおっしゃられているように、行政だけではなくて、町民の皆さん、さらには事業者の皆さんが一体となって取り組む中身、あるいは機運の醸成、こういったところが最も大切になってくるのかなと捉えているところでもございます。

その上で、2050年の脱炭素社会の実現、これを見据えた中での今年度から本町の再生可能エネルギー導入目標、こういったところを策定する事業に取り組んでまいります。

7番議員と重ねますけれども、現在、環境省より地域再生エネルギー導入を計画的、そして、段階的に進める戦略策定事業というのを申請している最中でもございます。これが、申請が採択されますと、2050年を見据えてのどの再生エネルギーをどれぐらい、どのように導入し、有効活用していくのか、あるいは地域の合意形成をどう進めていくのかといった目標を定めるための調査・研究、調査・検討というのが含まれた事業ともされておりますので、お含みおきをいただきたいかと思っております。

あわせて、産業、さらには家庭などにおける日常的な取組、電気自動車の普及拡大、こういったところも含めながら、既存の取組の拡充、費用対効果、さらには強くてしなやかな強靱性、レジリエンスというのでしょうか、などの観点から、今後進めていくべき事業の可能性について、町全体としても調査・研究に努めていきたいと考えております。

それと、グリーンカーボンとブルーカーボンの対策に関する考えでございます。

自然の二酸化炭素（CO₂）吸収源の維持・拡大を、地球温暖化対策に重要な役割を果たす、こういったところから長期的な視点で取り組むことが重要であると捉えているところでもございます。

特にグリーンカーボンにつきましては、森林・木材による吸収等の効果を最大限発揮するため、人工林の循環利用の確立、若い森林の確実な造成、こういった取組を進めていければなど。

それと、ブルーカーボンにつきましては、国においてデータ収集・算定システムなどの技術的な検討も進められております。今後、その動向というのをしっかりと注視しながら、本町における可能性についての調査・研究、これも並行して進めていきたいと思っております。

重ねますけれども、一級河川で、鵜川でつながっております川上から川中、そして川下ま

で、まさにむかわ町はグリーンからブルーまでがこの町に存在する。そして、それを有する貴重な自然資源、これらを活用した地球温暖化対策に積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 東千吉議員。

○5番（東 千吉君） 先ほども言ったように、あっという間に2050年になってしまいます。一刻も猶予が許されない状況にあるというふうに私は思っております、そしてまた、実施計画についても、計画をしてからなかなか現実的には難しい状況になっていきます。

さらに、今回地震がありまして、山林・森林のいわゆる復旧・復興についても、いろいろな形を模索していかなければならないということだと思います。

そういった中で、この温暖化対策に対する森林の整備等についても、なるべく早い段階で、非常に具体的な形を示していくという必要があるのではないかとこのように思っております。

また、家庭のほうでも、難しく考えるからなかなかできないんですけども、例えばだしは昆布で取る。これだけでも、いわゆるCO₂の抑制につながる。CO₂を海の昆布でしっかりと吸収したやつを処理できるという内容になるということで、難しく考えないで、家庭でもごく自然に、ああ、そういうことかというところからしっかりと一つずつ、できるところから着実に取り組むということになるべく早い段階でしていかないと、もうすぐにたっちゃうというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（野田省一君） 枋丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（枋丸直士君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、先ほど町長のほうからあった環境省の扱った補助金を使いまして、まず町全体でどの程度温室効果ガスを排出しているのかという推計をする予定でございます。その上で、町全体で脱炭素のシナリオの作成をします。作成をした上で、町全体で再エネの導入をどれぐらい目標を立てていくのかと。例えば太陽光だったり、先ほど言った森林の関係もそうですけれども、いろいろな再エネのポテンシャルというのがあると思うんですけども、そういった各種再エネでどの程度CO₂を削減していけるのかという計算が必要になると思っております。そういったところを分析して、実行計画、それから再エネの導入計画というのを立てていきたいというふうに考えていまして、今、東議員おっしゃったように、それには行政だけでは到底できる目標にはなっていないということで、産業部門、それから民生部門、行政部門、それぞれが日常的な生活の中で取り組むべき運動なり、活動というのもございます。先ほど言った、例えばマイバックの使用だとか、LED化だとか、そういった日常的に

できるような活動というのにも同時的に普及啓発に努めていながら、町としての再エネの目標の削減に向けて取り組んでいきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 日本全体は、非常に世界的には遅れているというふうに私も思っております。そういった中で、先ほど4番目にも出しましたように、うちはやっぱりグリーンカーボン、ブルーカーボン、非常に適地というふうに思っております、ほかの地方自治体にはない好条件のあるというふうに見る見方もできているんです。

そういった中で、恐らく2050年カーボンニュートラルに向けて、できる国民といいますか、第1次・第2次・第3次、あるいはまた、いろいろな事業所等についてもできるところ、できないところあると思うんですよね。もう既に欧米では、いわゆるカーボンオフセットの中でカーボンクレジットということで、うちはどうしても経営上これができないというところに、じゃ、うちはこれだけ脱炭素やっているんで、こういうふうにはやりましょう、売りましょうという形ができる、そういう状況になっている国がございます。そういうふうな形をやっぱり日本だって、あるいはこの我が町だって、そういうふうにして、うちはこういうふうにしていくよと。だから、どうぞうちでこれを売りますから買ってくださいというふうなことでやれるという可能性を多く秘めている自治体の一つというふうに私は捉えているんです。そういう部分では、なるべく早い段階でそれをやらないと、後からだったらなかなか難しくなってくる。しかしながら、まだそういう認証制度もできておりませんが、先駆けてそういう部分をしっかりと計画の中で、実行の計画の中で進めていく、これが本当に必要じゃないかというふうに思っておりますので、もう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁繰り返すことになるかと思いますが、議員も御承知のとおり、あの胆振東部地震で北海道そのものがブラックアウトというのを経験している。その一つの町としても、その回避あるいは町民生活の安定の向上、そして、持続的なまちづくりに向けてもエネルギーの安定供給を確保することは不可欠とされているところでもございます。

繰り返しますが、少しでも早く、まず町としての姿勢、さらには住民の皆さんへの合意形成をどうやって図っていくんだという一つの関門を、先ほど申しあげました地域再生エネルギー導入を計画的、そして、段階的に進める戦略策定事業をまさに今、申請中でございます。

ので、これをまず申請がクリアされるかどうかというところもありますけれども、何とか国のほうにも、東議員も力を貸していただきたいなと思っているところでもございます。

それと、ブルーカーボンとグリーンカーボンの関係でございますけれども、陸上の生物、さらには海生生物によつての炭素の吸収というのは、これは言わずもがなとされているかと思ひます。こういった視点の温室効果ガスの排出ネットゼロを目指す気候変動対策というんでしょうか。これらも含めながら、重要な意味を持つと捉えているところでもございます。この際ですから、これらの着目をして、むかわ町ならではの東議員がおっしゃる脱炭素、そして、再生可能エネルギー政策というのを災害時からの防災拠点、こういったところの役割を意識しながら、むかわ町として取り組んでいきたいと思ひますので、ぜひそういったところの東議員の知っている知見を持った方々も御紹介していただければなと思ひうところでもございます。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

と同時に、私、実はゼロエミッションの電気自動車持っておりまして、実はソーラーでの発電もしているんです。このソーラー発電は、我が町の各家庭でもそこそこに発電をしている方も多くいらっしゃいます。北電では、もう10年たちましたんで、10年たったら買取りの電気料金下げますよということで、1キロ8円になりました。うちの車、24キロの車なので、その1キロ8円で充電すると200円で満充電になるんです。それがいいかどうかはまた別問題ですけども、そういう再生エネルギーを上手に利用していくような我が町の体制は近い将来あつてもいいのではないかというふうに思ひます。

それと同時に、実は室蘭までは行つてくるのができません。なるべくならどこか充電施設があればいいんですけども、むかわ町については四季の館しかありません。もう四季の館で何回か充電をさせてもらっている。たつたうちまで18キロぐらいしかないんですけども、帰つていけなくて、高速充電で30分充電をさせてもらっているという状況ありますけれども、そういう車は結構これから安価で導入することが各家庭でもできるのではないか。そしてまた、バッテリーも大きなものになってくるということもありますけれども、いずれにしても、コストをそんなにかけないで移動手段として使える要素、あるいはまた、今言った地球温暖化にしっかりと各家庭でも貢献できる対応策ということでは有効だというふうに思ひておりますので、町長、ぜひここは頭でちょっといろいろお考えをいただひて、考えたいというふうに思ひます。

次、2番目でございますけれども、武力は武力を生む、武力では何一つ得るものがないとは、恩師、牧口常三郎先生の御指導でございます。私たちはこの地球の平和、現世安穩を願っているわけでございますけれども、最近のロシア・ウクライナ状況は、非常に見ていると心苦しいものがあります。非常に近くも感じております。通常の普通の生活が修羅場になって、人命を脅かす状況が非常に近い状態で、毎日新聞報道等、テレビ報道等でもされている状況に心傷んでいるというのは私だけではないというふうに思っております。

そこで、ウクライナの人たち、普通に日本と変わらない生活をしてきた人たちが一気にこう人生がめちゃくちゃになったような生活を強いられていることに、何とか我が町としても何かの形で、あるいは自分でも何かの形で支援できることはないのかということ常日頃考えておるところでございます。

そうした中で、行政として、①にありますように、難民支援についてどのように考えているのかお伺いしたい。

それから、②番目の各方面において、避難民の受入れを表明している。日本はまだそんなに表明されていない。自治体は表明されていませんけれども、我が町で具体的にそういう考えがないのかお伺いをしたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 東議員のおっしゃった牧口先生のお言葉も一つかと思っておりますけれども、どなたかおっしゃった言葉かもしれませんが、もう戦争というのは誰かが望んだときに始まるけれども、しかし、誰かが望んだときに終わるものではないと、こういうふうな言葉もあるかと思っております。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から3か月余りが経過しております。一日も早い平和的解決による終息というのを切に改めて願うものでございます。

さて、日本への避難民は1,200人を超えたとされております。政府が避難民の受入れを表明したことによって、支援方策等を準備しているとの報道もあったところでございます。

町では、国・北海道の動向というのを今現在しっかりと注視しながら、受入れに関して先進的な自治体等の情報をいただきながら、これからの対応について検討をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 町長が過去の施政の中で、バルト三国との親しい関係をされていると。非常に世界的な交流について関心を持っておられるというふうに思っているところであります。

す。このバルト三国の近くにウクライナがございますので、やっぱりどうしても近くで感じるというのは私だけはないのではないかというふうに思います。

そういった中で、人道的な立場から、人道的な支援という立場から、私たちは何とか一つのこの問題について、我が町としてアクションを起こせるものがないのかということで、今、質問をお伺いしているところでございます。いろいろな形あると思いますけれども、当然できないことはできないし、しかしながら、できることをしっかりと前へ進めるということは非常に大事なことであるし、それが人と人とのつながり、国民だけじゃなくて、世界的な人とのつながりで紛争を解決していく。こういうことは非常に大事なことだと思います。話し合いは必要だということでございますけれども、なかなか状況によっては落としどころが見えないとそういうこともできないというところございますけれども、我々はできるところからという部分では、例えば普通財産になりました教育施設等についても開放して提供して、そして、人道支援に報いる。そういうことも一つの方法かというふうに思いますので、我が町のそういう条件下を考えた上でどのようですかというところをもう一度お伺いをさせていただきたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 改めて、重ねてでございますけれども、町では議会と連名で3月にロシアのウクライナ侵攻というのは、ウクライナの主権、さらには一体性を侵害している武力行使を禁ずる国際法に違反する行為として抗議文というのをロシア大使館に送っております。重ねてでございますけれども、一日も早い侵略行為を中止して、平和的解決への、皆さんでまずは願いたいところでもございます。

リトアニアの関係のお話が出ましたが、先月、リトアニアの日本大使から直に、むかわ町にもオンラインで連絡を取り合ったところでございます。ウクライナの情勢というのも懸念されていたところでございますが、こういったところが一日も早く解決して、本来の地域間の交流というのができればいいなという大使からのお声もあったところも御報告をしておきたいかと思えます。

国内での避難民の既に受入れを行っているところ、また、これから受入れを行うところ、整っているけれども、まだ課題というのが言葉の問題等々もあるんだよね、宿泊場所の関係もあるんだよねというところの情報交流というのは、道内においても数か所ございますので、そこら辺の首長間の情報交流も今しているところでもございます。

いずれにしても、生活支援等のできること、自国と、あるいは自分たちでできること、

さらには国・北海道等通しながら、連携を図った中での町としての可能な範囲での支援というのはいずれからも探っていきたいと思います。そして、実践していききたいと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 100のサービスをというふうに目的を高く掲げるとなかなか難しい。現状をしっかりと把握しながら、よりベターな方向性を現状よりいい方向性を出すということをしてしながら、いわゆる走りながらしっかりと対策を組みながら考えていく。これが大事だというふうに思っております。ぜひとも町民は協力する姿勢、大いにありますので、行政としてのリーダーシップをしっかりと取っていただきたいというふうに思います。

次、まいりたいと思います。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田、これの整理についてでございます。

①国による交付対象水田の見直しについて、現行ルールの再徹底として、特に転作牧草の取扱いが非常に厳しいものとなっていて、本町では約800ヘクタールが対象となっていると思われませんが、このことについてどう捉えているか。

それから、②です。

このことで、今まで限界農地を交付金によって採算ベースに寄せてきておりますけれども、今後、解決策として具体的対策をどう講じていく考えであるか、行政の姿勢をお伺いしたい。

それから、③番目ですけれども、畑地転換に当たり、小麦や大豆の需要動向は極めて堅調であります。国内外の情勢がそういうふうになっております。本町での小麦、大豆の収益性、生産性の向上に当たって、最も大きな課題は何と捉えているか。

それから、④番目に、そうした課題について対策を講じた後、令和4年、そして、それ以降の水田の減少面積をどう捉えているかお伺いしたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 本町の水田農業経営につきましては、御承知のとおり、長年にわたり水田活用の直接支払交付金による支援を受けてきたことから、このたびの制度の見直しにつきましては、交付金額の影響にとどまらず、土地改良施設の将来的な維持管理、さらには農地流動化の停滞など、様々な影響が考えられるところでもございます。

生産者の皆さんは、昭和40年代の後半ですか、生産調整から本当に歯を食いしばってここまで来ているかと思います。北海道におきましては、道内地域の課題というのをしっかりと吸い上げながら対応策を検討するため、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する関係機関連絡会議、これがもう既に立ち上がっているところでもございます。オール北海道で広域

的な連携を基軸に対応することとしているところでもございます。

そこで、町におきましては、既に安平町、そして、むかわ町、厚真町と被災3町で、胆振東部地震の被災地として、それぞれ連携を図りながら、被災地の実情というのを中央に伝えるよう国及び北海道に対する要望活動の実施、さらに、北海道農政事務所長をお招きし、このときにはたしか東議員も説明会には、会場にいらっしゃっていたかと思うんですが、交付金の見直しの趣旨等について理解を深める機会を設けてきているところでもございます。

今後につきましては、鶴川、そして穂別、それぞれに設置されております地域再生協議会、ここを中心に農業者個々の意向というのを再確認、そして意向を把握しつつ、地域における議論というのを丁寧に重ねながら、関係機関団体というのが一体となって、制度の適正運用とともに、生産者の皆さんが安心して、間違いなくこれからも営農を継続し、地域の農業のさらなる発展につながるような取組が進められるよう図ってまいりたいと考えております。

近々、町内の関係機関団体による連絡会議というのをこの関係において立ち上げることとしているところでもございますので、御理解を願いたいと思います。そして、御支援をお願いしたいと思います。

なお、それぞれの東議員の質問要旨については、この後、担当のほうから詳しく説明をさせていただきますと思います。

○議長（野田省一君） 高木農林水産課参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 私のほうから、それぞれ質問要旨に沿ってお答えいたします。

1点目の転作牧草につきましては、令和3年度の実績で、本町の対象水田面積3,425ヘクタールのうち約29%の986ヘクタールの作付が行われており、多年性牧草の交付単価見直しにより今年度から直ちに影響が生じ、また、これらについては長年にわたって水張りが行われていないものが多く、現状のままでは5年後にそのほとんどが交付対象水田から除外される可能性があると考えております。

2点目の今後の解決策につきましては、JAむかわにおいては、牧草作付者への転作交付金が減少後も、優良な牛を生産し価格を維持向上させることで対応できるよう地域農業活性化基金により支援を行うこととしており、また、JAとまこまい広域では、飼料用作物の確保と水張りを両立するため、稲ホールクroppサイレージの取組が検討されております。

3点目の小麦や大豆の収益性・生産性に向けた課題でございます。

国においては、現在、麦・大豆の需要を捉えた生産拡大による国内シェアの拡大を目指す

政策を進めておりますが、本町における課題としましては、高い品質と収量の確保に向けた栽培技術、効率的かつ生産性の高い農地、乾燥調製や製品補完までの体制、そして、売り先の確保や改革などをしっかりと構築していくことと捉えております。

4点目の水田の減少面積の御質問でございますが、施設園芸で畑地化を選択しようとする方、畑地化を前提とした農地整備を検討している方がいらっしゃる一方で、水稲作付を行おうとする方や、稲ホールクローブサイレージを導入し水張りを検討する方々がいると伺っておりますが、大半の方は方向性について決めかねていると思われ、具体的数字も把握できておりません。

前段、町長から御説明させていただいたとおり、関係機関団体と連携し、農業者の意向の把握と地域議論を重ね、今後あるべき方向性をまとめてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） まず、農水省のワーキンググループ、いわゆる水田農業確立対策ワーキンググループですけれども、ここは令和4年の成果を求めている部分だというふうに思っております。したがって、令和4年のいわゆる交付対象水田の整理による減少面積、減る面積です。これをどれぐらいあるんだということを数字で示せというふうに来ているのではないかというふうに思っております。その部分はちょっと明確にもう一度お伺いしたいのが1点です。

それから、先ほど話ありました、約、水田面積の3割が今言う転作牧草の面積ということで、この1反当たり2万5,000円、もうちょっといろいろないわゆる政策の補助金関係来ると思いますが、それらを見ていくと、2億から2億5,000万が我が町の収入源になるということです。これは今まで頂いていた交付金ですから、そこそこにきちっと政策にのっとり、いわゆる農業経営をしていけば、しっかりと交付として対処してもらっていた金額がまるっとなくなる。経費がもちろんかかりますけれども、その経費以上にしっかりと個々の農業者の安定経営の一助になっていたということは事実であります。

それからもう一つは、このことで、先ほど町長おっしゃいました昭和47年からの減反政策の中で、米が戦後の国民の腹を満たすために大事な連作できる作物の一つということでやってきたところの、どんどんどんどん変えていった内容ということで、これは国の政策としてやっぱりしっかりと今後のことについて考えていかなきゃならない。水田農業も聖域でなくなったというのはもう既に知らされている部分でございますけれども、いずれにしても、

そういう中で日本の自給率をしっかりと上げていくということの中で、この水田の対象面積をしっかりと把握していくということが当然必要だし、我が町でもこのことをしっかりと対応していくということをリーダーシップ取っていく。これが行政であったり、今言った協議会の内容だというふうに思っています。そのリーダーシップは当然行政が取っていかなくやならないということで、既に令和4年からもう既にその数値の積み重ねを農水省のほうではしてくれということに来ていたというふうに思います。その部分があるので、その数字の部分をちょっと聞きたいというのと、それから、それによって今までしっかりと耕作放棄地をなくする守り方をしてきた我が町の農地行政の農業委員会でございますけれども、そこにいわゆるちょっとこうデメリットになるような要素になってきているのではないかというふうに思います。そういった中で、いわゆる耕作放棄地ができるのではないかと。農業委員会では多分耕作放棄地は1つもないぞということを今までと同じく胸を張って、むかわ町農業委員会やっていると申しますが、そのことについての今後の状況について、それをどういうふうに捉えていけるか、そこをお伺いしたいというのが部分です。よろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） 東農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（東 和博君） 先に耕作放棄地と遊休農地に関するデメリットということでございますが、現時点で本町のそういった農地はございません。今後、この交付金の見直しによりまして、当然、畑地化転作等のこの問題につきましても、いろいろと心配されることが多々あるかと思いますが、当然そうならないように日頃の農業委員との意見交換等を中心としながら、今後、農業委員の適正化活動を中心にしてしっかりと関係機関団体とも連携を図りながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 酒巻農林水産課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 現時点、4月の転作計画取りまとめの段階で、町における対象水田については、ほぼ変更ございません。一部公共土木工事等々の買収等の関係で改廃等で除外しているものはございますが、現時点で変更はございません。今後、7月1日を基準日とする現地確認等々、それ以降、2回目、3回目等の現地確認の中で、またそういった点検等を重ねる中で、そういったものの把握をしていきたいというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 今、酒巻課長の言ったとおりです。いずれにしましても、この7月の最終の確定がなされるわけですから、それまでにしっかりとした指針を持って、政はもう惑

わすことのないように、現場が。これはしっかりと、国が一番ですけれども、地方の行政としましても不安のない営農ができるように、農業者が。このことをしっかりと第一点の視点として、そして、行政でリーダーシップを取っていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

今、食料の問題も世界的に大変、非常に深刻になってきて、ウクライナという大事な穀倉地帯が全く用を足さない状況になっているということは、国内でのいろいろな牛の飼料等も含めた自給の食料の安全保障を考えていかなきゃならないのは現場の仕事でもあるというふうに思っております。そういう部分では、それをやっていくための農業者が不安にならないで、しっかりと生産技術励行して、食料生産に胸を張ってできるような、そういう形をなるべく早くやっぱり指針として出してやる。それが協議会で検討するということですが、その協議会を一日でも、少しでも早く解決を見いだすような内容をもって、生産者をしっかりとリーダーシップ取っていける。そういう行政を目指していただきたいというふうに思います。

そういう部分で、ぜひ町長も含めて、この農業のいわゆる今のちょうど問題になっている直接交付金の支払制度。ここはもう非常に避けて通れない地方行政の内容に我が町はなっておりますので、そのことについてちょっともう一つ、すみません。具体的な部分で、これきつと傍聴している方はおりますと思いますので、町民、農業者の中で。一つの何か希望になるようなこと、回答いただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これからの具体的な方向性というのは、今後、先ほど言った地域として、あるいは北海道実情というんでしょうか、地域実情というか、基本とされているところはこの地域の実情という四つ文字、ここをしっかりと確認と検証、それに応じた基幹的な取扱いだとか新たな支援策、基幹的なです。それが5年なら5年でいいのか、本当にそうなのかというのは、地域実情というところがしっかりと踏まえていかなければならないのかなと。いったところの国に対しての柔軟な運用というところも可能とすることが求められるんじゃないかなと、ひとつ捉えているところでもございます。とにかくまずは現場がしっかりと分からないことが一番不安とされているのかなと。内容が分からないこと、ここを引き続き一層の情報提供、情報収集、そして、情報のこちらからの提供、国からの提供、北海道からの提供といったところも含めて、地元関係機関団体、ここの中でまずはしっかりと問題共有を図り、今後努めていきたいと考えております。

お聞きしますと、6月の8日ですか、新たな動きとして、今月に入ってから自民党の総合農林政策調査会等の農業関連会合で、米政策の推進に関する決議というのが採択されているかと思えます。これは東議員も中身については押さえているのかなと思えますけれども、決議の中身の一つとして、国際需要が高い作物等の作付転換をより効果的に進める上で必要なものとして理解をしつつ、現場に寄り添いながら、もう少し丁寧に進めることが不可欠ではないのかなといったことも協調されております。繰り返しますけれども、地域実情というのをしっかりと取り入れながら、そして、訴えるべきものは訴える。そして、基幹的なもの、さらには支援的なものを、もし制度的になれば新たな制度として繰り返していくのも一つではないのかなと捉えているところでございます。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 現場の声をしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

◇ 栗 原 健 一 議 員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原健一議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 栗原健一でございます。

第2回定例会通告に当たり、初めての一般質問とさせていただきます。

むかわ町の若い世代の代表として、そして、子育て世代の親として、このような質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

先日、政府がこども家庭庁の法案を成立させ、これからますます子どもに対する目線の政策実現が期待されるところでもございます。今の子どもたち、そして、これからの未来の子どもたちへ、安心・安全の環境づくりをこれからの町政に反映できますよう前向きに御検討いただきたく、今回の質問に入らせていただきます。

質問内容でございますが、児童生徒や教職員の安全・安心の環境確保のため、学校施設に係る環境設備（エアコン）設置についてでございます。

昨年の夏、むかわ町でも記録的な猛暑日が続き、沖縄県よりも北海道のほうが暑くなるというような異常な気温の変化が温暖化現象の影響によって深刻になっているところでもございます。

文部科学省では、小中学校にある教室の望ましい環境を定めた学校環境衛生基準を一部改

正し、全国の教育委員会などに通知し、これまで10度以上30度以下だった望ましい室温は、エアコン慣れした児童生徒らの増加に伴い、17度以上28度以下に一部改正変更されております。28度を超える猛暑日が昨年、むかわ町穂別地区でも6月に4回、7月に13回、8月に12回、これは穂別地区の状況でございます。涼しいと言われてきた鶴川地区におかれましても、気温差が昨年はほぼ変わらず、子どもたちがいつ熱中症になってもおかしくない、大変厳しい猛暑でありました。

過去の学校教育環境における暑さ対策での一般質問に対する回答として、カーテンを使用し日差しを防ぎ、各教室の窓を開放して風通しを良くする。また、学校と保護者が連携して、児童生徒に対し、小学校では水筒、中学校ではペットボトルを持参させ、熱中症対策として休み時間に小まめに水分補給を行う対策を講じておりますとありましたが、長時間にわたる授業中においては水分補給が困難であり、コロナ対策としてマスク着用の中では、息苦しさによる暑さも増すのではないかと考えます。

過去の予算審議会でクーラーに代わるものとして、大型扇風機の設置について質問された経緯がございます。昨年、小中学校ともに各教室に扇風機が配置されたとなっておりますが、外の日差しも強く、気温が28度を超える状態で扇風機の風を送り、湿度も高くなれば、当然具合が悪くなるのも当たり前でございます。熱中症リスクが年々さらに高まっているこの時代に、まだこのような対策でよろしいのでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、1番議員の質問にお答えをいたします。

これまでも学校では、小まめに水分補給を行って、ソフト面による熱中症対策を講じてきております。改めて、町内の小中学校に高温状態での教室等の室温計測についても指示しているところでございます。

今後も引き続き、北海道教育委員会から熱中症対策に係る情報を各学校と共有するなど、注意喚起に努めております。

なお、整備につきましては、一昨年度に大型扇風機を各教室に2台設置し、昨年度に全ての町内小中学校の保健室にエアコンを整備しておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 年々、文部科学省のデータの資料に変化が出ているところがございます。令和2年9月1日現在の文部科学省のデータでございますが、公立学校施設の空調設

備の設置状況について調べましたところ、公立小中学校の普通教室における空調設備設置率が93%となっておりました。文部科学省ホームページには、今後も空調（冷房）の設備の設置について、各地方公共団体からの相談には丁寧に対応し、児童生徒や教職員の安全・安心の確保のための取組が進むよう財政面も含め、引き続き支援してまいりますと書いておりました。

北海道の全体の空調設備の設置率となりますと、4.3%とかなり低い状況ではございますが、道内の町によってはエアコン設置率が、小清水町が100%と寿都町が100%、砂川市が98.5%、三笠市が80%、今金町が60%、我が町を含めた東胆振3町におかれましては、厚真町が0%、安平町が28.6%と、ここが3割近く設置している状況でもございました。これらも熱中症対策としてエアコン設置が必要という市町村が増えていく様子が文部科学省のデータからもうかがえますが、むかわ町として今後どのように考えていきますか。

○議長（野田省一君） 吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君） 1番議員のいろいろなデータ、非常に参考になります。ありがとうございます。

私のほうから、建物の構造的なお話をちょっとさせていただきます。

小学校、中学校、議員の皆様方が御存じだと思いますが、教室が向いているのは基本的に南面、基本的に南に向けるようにできるだけ設計をするような考えになっております。教室側の南側には開口部、それからカーテン、そして、上下の開口部が設置されている学校が主に基本になっております。廊下側には、後ろ、前に入口のドアがあります。必ず片側廊下の場合は、廊下側外壁側には開口部をつけて通気性を良く、学校は設計されております。

ただ、1番議員のおっしゃっているとおり、どんどんどん気温が上がってきている状況というのがありますが、学校では日差しを止めるためにカーテン、窓、開口を開ける、教室の入口のドアを開ける。そのことによって、北側のほうにホールもしくは廊下開口部があります。ここで風の流れをつくる。これが昔ながらの基本的な考えで、北海道のほとんどの学校がそのような設計になっております。

その考えで、空調設備をつける最初の設計にはなっていない部分がありますので、今後、空調をつける場合は、その面積、大体学校の教室、小学校も中学校も65平方メートルから70平方メートルぐらいの範囲の中で教室がつくられております。そして、天井までの高さは、普通の一般の住宅よりも高く、約2.8メートルもしくは3メートル、天井は高くして、空気の流れを通しやすく、暑い気温は上に行って、天井側を空気が流れるように考えて設計され

ております。今後そういうことも検討しながら、学校の使い方、風の流れを使用しながら、今現在使われているというふうを考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 藤田教育振興室長。

○教育振興室長（藤田浩樹君） 先ほどの1番議員が申しました空調設備の割合、パーセントの内訳をちょっと私のほうで調べたところで御説明したいと思います。

まず、胆振管内は安平町のみということで、42教室のうちの12ということで28.6%という。これは聞き取りしたところ、追分中学校が新設でということで、冷暖房設備を設置した部分が、この分がカウントされていると聞いております。また、早来中学校、仮設ということで、基礎で震災がちょっとあったということもありまして、スポット式のエアコンとか設置があって、その分がカウントされているということでございます。そのほかの近隣については、ちょっと厚真町さんにも今ちょっと設置する予定はないということで聞いてございます。

あと、北海道全体では1万7,429教室、これ普通教室なんですけれども、そのうち754が整備されて4.3%ということでございます。

また、昨年度猛暑が続いたということでございまして、先ほど議員が日数、28度を越えたということで申し上げたんですけれども、気象庁の最高気温で授業があった日をちょっとカウントしたんですけれども、夏休み前でいくと、7月に28度以上が5日間ございました。夏休み明け、ちょっと私のメモ3日間で、カウントしたら1日です。合計6日間ということでございます。また、中学校が温度の計測もしてまして、授業開設については7日間ということでございましたので、一応私のほうでちょっと調べた部分についてはお知らせ申し上げます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 大変ありがとうございます。早来のほうは、やはりこれから新設となると、そういったエアコンをつけるというところが多いということでよろしいですね、それで、そういう判断で。これからむかわ町もそういった対策を取る場合にはエアコンをつけていくという形を取るような考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、町内の学校施設の関係で、先ほど担当の課長のほうからも申し上げましたように、学校施設そのものが建設時に空調の施設を前提に建築されているものではないというところは、まず今、押さえていただきたいかと思っております。

しかし、先ほどからお話しされているように、夏場の高温というんでしょうか。こういう状態で各学校で、先ほど教育長のほうからもお話があったかと思うんですけども、室温というのを夏場状態も含めて計測することを指示、実態把握に努めていくよということも含めながら、この対策をどうするのかというのは、課題としてこれは押さえていかないと駄目でしょうということでは認識しているところでもございます。

現在策定が進められております、仮称でございますけれども、公共施設等の総合管理計画にありますが学校教育施設等の長寿命化計画、こういったものが今策定中でございます。そういった学習環境、それから、生活環境の向上として、今後の対策について、今の空調関係というんでしょうか、手法は様々あるかと思っておりますけれども、引き出しがたくさんあるかと思っておりますけれども、一つの検討課題として捉えていければなと思っております。

いずれにしても、空調設備をする際の財源的な確保の課題というのもあるのも事実でございます。現時点、具体的な設置年度というのは明示はできませんが、今後の取扱いについて調査・研究を進めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 納得いく感じなんですけれども、いろいろな状況の子どもがおります。僕も今回こういう形で緊張して、何かのぼせるような感じの状況もありますけれども、エアコン入っていないですよね。なので、体温調整がうまくできない子どもがおります。適切な空調や温度管理をするために、エアコンは必要だというふうにも考えます。

学校施設は、児童生徒の学習生活の場であることに加えて、地震等の災害発生時には、地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことになっております。学校施設環境改善交付金というものも文部科学省のホームページにございました。こちらを活用してというのは考えることはできないでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 重ねますけれども、空調設備もこれからにおいての高温状態に向き合う中での引き出しの中に入れて、今、栗原議員が言われた具体的な補助金というんでしょうか、そういったメニューというのも頭に入れながら、今後に向けての取扱いについて、検討課題として調査・研究を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 何回もすみません。平日の大半を学校で過ごさなければいけない。今、「夏場8日間」というふうな形で言うておりましたが、今後どんな形でまた気温が上がって

くることは誰にも想定されませんし、何が起こるか分かりません。人間が最も作業効率が上げやすい温度というのがあるらしく、それが18度から25度になると言われているようです。猛暑日の夏はこれから毎年、今段階では涼しくて快適なんですけれども、夏にどんな気温が来るか、想定は私たちにはできません。子どもたちの安心・安全を第一に考えなければなりません。マスクをしたその奥に、実は我慢に耐え続け苦しむ、その思いを言えない子どもたちが少なからずいると思いませんか。このような地球温暖化が進み、深刻な状況になる前に、私はエアコンを設置する必要があると思いますが、町長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 実態というのを、しっかりと地域の実態というのを捉まえながら、そして今、自然災害というのが全国的にも多発化している、リスクも高まっている。とりわけ温暖化というのは、先ほどの質問のやり取りでもあったかと思えます。

それと、この議会が終わった後に、全員協議会というのが予定されているかと思えます。その中で、むかわ町の公共施設等の総合管理計画の今後の取扱いというところについても、協議案件として提出させていただきたいと思えます。

そして、先ほど申し上げました、仮称でございますけれども、学校教育施設等の長寿命化計画、未来につなげていくんだよ、施設を未来につなげていくんだよという計画の中においても、繰り返しますけれども、学習環境と生活環境の向上として、今、提起されている問題について、検討項目として取り扱っていききたいなと思っておりますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 町長も述べております。未来へつなぐむかわ町をこれからも皆さんで築き上げていただきたいと前向き考えていただきたいと思えますので、次の質問に入らせていただきます。

○議長（野田省一君） しばらく休憩をいたします。

再開は15時45分とします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時45分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

栗原議員。

○1番（栗原健一君） 続きまして、質問2、させていただきます。

先ほど、空調エアコンの設置について、引き出しにしまわれてしまいましたので、今回の質問に関しまして、引き出しからしっかりと出していただきたいというふうに思います。

博物館周辺エリア再整備基本計画について質問させていただきます。

約20年近く前に発見された化石が恐竜だと分かり、6年前の平成28年度から恐竜ワールド構想を策定し、私も恐竜化石がこの町に発見されてから、その化石の魅力、価値というものに興味を持ち、この町の可能性を感じた一人でもございます。

恐竜化石を生かした新たなまちづくり計画をむかわ町は目指し、町全体をステージとしたこの取組は、ほかの町ではまねすることができません。恐竜の全身骨格化石が日本一の町として町民の機運醸成を図りながら、この6年間様々な困難も乗り越えながら、町民の皆様と向き合ってきているところでもございます。

創造的復興に向け、むかわの底力を信じ、これからの未来へしっかりと次の世代につなげなければなりません。これまで過去に何度も博物館周辺エリア再整備計画について質問や議論がされてきたと思いますが、改めて、今回出されました町長施政方針、19ページの中段に書かれてあります震災前に策定した博物館周辺エリア再整備計画の点検・検証を行うとともに、地域課題解決及び未来志向型の博物館の再整備を進めてまいりますと書かれておりますが、従来を目指していた構想、基本計画に代わり、少し変えた形の内容にも取れる表現でありましたが、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 博物館に関わる状況等について答弁をさせていただきたいかと思いません。

御質問にありました基本計画につきましては、平成30年3月に策定されております。これまで、御承知のとおり、もう3年と9か月が過ぎましたが、北海道胆振東部地震、そして、一昨年から続いている新型コロナウイルス感染症。この世界的な拡大により、この4年間で私たちを取り巻く状況、大きく変化をしているところでもございます。大きく変化をしております。

それによって、博物館周辺エリア整備に関わる当初のスケジュールというのも、震災から

の復旧・復興というのを最重点課題としていたことから、博物館の再整備に関して具体的な年次を示していない状況にあったところでもあります。本年4月に総務省から、これは初めての町としての試みでもございます。知見を持った地域力創造アドバイザー、こういう方を招聘して御助言をいただきながら、今の時代、そして、博物館そのものの価値、これまでのです。そういったところも含めての再整備、今、再整備を図るといったときには、どういった視点が必要なのかという作業を進めているとともに、国あるいは北海道などに博物館の再整備に関わる財政支援の要請というのを町単独だけではなくて、苫小牧地方総合開発期成会、広域的な中においても、重点要望としてこの課題を取り上げてきているところでもございます。

既存の博物館は、調査・研究に基づき、古生物に関わる教育を重視した施設となっているところでもございます。新たなコミュニティスペース、震災復興において、人のたくさんの人的支援によって、コミュニティの大切さというのは我々学んできているところでもございます。新たにコミュニティスペースだとか、さらには、先ほどから出ております時代の要請とされている脱炭素、SDGs、さらにデジタルトランスフォーメーション、こういったもう全国的な新たな課題、潮流の視点というのを踏まえながら、防災機能を備えた復興のシンボルとなるような博物館として、未来を見据えた再整備というのを目指していきたいと考えているところでございます。

今後につきましては、既存の震災以降、基本計画の点検・検証作業というのを含め、先ほど申し上げました知見を持った地域力創造アドバイザーのこれから地元での講演というのも予定しているところでもございます。こういったところも含めながら、町民の皆さんの博物館再整備に関わる、栗原議員も先ほど申し上げました。町民皆さんの本来の博物館に対しての機運の醸成を図っていきたくて考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 考えているというふうに前向きに捉えていきたいと思っておりますけれども、ここ何年か本当にたった中で、町民からはもう建たないんじゃないかなという声が多くありますけれども、令和7年度までには建設されるという形でも捉えてよろしいのでしょうか。それとも、まだまだ先という形なのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 博物館のその形態というのでしょうか。時代の要請というのがもう社

会構造が含まれているところが違うよということで、まずは当時の基本計画というのを点検・検証はしますよと、していますよと。当然その後には基本設計というのが予定されているところがございます。それで、繰り返しますけれども、国あるいは北海道へのこの再整備計画についての要望提案について、適切な補助だとか交付、そして、有利な起債も含めて、どういった事業化に向けて財源は必要なものが、ベターなものは何なのかというところの探りも入れて、もう一度申し上げます。最重点課題の項目の一つとして、今、一つ挙げられているのが合併特例債の一つの手法があるわけですが、これの起債の期限が令和7年度となっておりますから、ここを一つの目安として完成を目途に、今、まちづくり計画上にある第2次のまちづくり計画が昨年度からスタートしているんですが、そこにはさきにつくられている復興計画、そして、地方創生のものというのも内包された計画となっております。復興計画上におきましても、活用財源の候補とされる一つの合併特例債というのをにらむんであれば、令和7年度を完成目標にしているところがございます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 令和7年度までという形がちょっと見えてきたというふうにも思いますけれども、合併特例債を使うとおっしゃっておいりました。メインに多分使うという形になると思うんですけども、震災、コロナ禍、様々な社会情勢が変化する時代に、博物館だけの機能としてではなく、地域の交流の拠点、さらには防災としてのいろいろなものを組み合わせるといって町長も先ほどおっしゃっておいりましたけれども、そういったものを使うのであれば、実際に補助金をさらに組み合わせるといって町の負担を減らすということも可能なんではないでしょうか。それだと現実味があると思いますけれども、そういったものは。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 言葉が足りなかったようですけれども、合併特例債も活用しながら、一つの財源としてです。適切な補助金だとか、あるいは交付金等々があればというところで探りも今、入れておりますし、一つの事例として、じゃ、合併特例債以外、候補として何が上げられるんだといったところにおいて、今、やり取りをしている最中でございますけれども、地方創生の拠点整備、こういったところもどうなのかなと。それは先ほどから言っている新しい時代に見合う、脱炭素等々の向き合い方、それと防災。被災を受けた町として、これから防災を起点にしたまちづくりを進めていく上においても、博物館の機能というのもそういうところにも視点を置く在り方というのはどうなのかなといったところも含めて、全部を今、全体として点検・検証を行っているところがございますので、捉えていただければ

なと思います。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

あとは、解体の費用として今年度予算を入れていると思いますけれども、地球体験館に関しての費用は一体どれぐらいの費用がかかると思われますか。

○議長（野田省一君） 一般質問の趣旨からいくとちょっと外れるんですが、答えられれば。

また、一般質問の趣旨の中にちょっと外れているので、地球体験館に関しては。また別な機会、あるいは直接聞いていただければ答えられると思いますので、もし次の質問があれば続けてください。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） 大変失礼いたしました。

もし、博物館を今後建てるとしまして、世界中が集めた日本の宝とも言えるカムイサウルス・ジャポニクスを含めた古生物化石を博物館周辺エリア再整備計画に関して、住民に誤解がないよう十分に説明がなければなりません。

あとは、その新設博物館に関して、今現在、博物館に展示されていない化石が収蔵庫の中にたくさんございます。最近では、今年の春から展示内容が変わり、アンモナイト化石の展示が充実しておりました。今後また、次々と新たな化石が発見されることを想定しますと、新設博物館に関しては、展示物の移動可能な余裕のある高さや空間、幅がなければ、今の博物館と変わらない形になってしまいます。

その他にも、むかわ町で購入されました、子どもたちに大人気の恐竜でありますティラノサウルス「スコッティ」、こちらはむかわ四季の館で展示されたものを皆さん見ていると思いますが、こちらは全長12メートルから13メートル、高さが4メートルから5メートルであります。カムイサウルス・ジャポニクスに関しましても、全長7メートルから8メートル、高さが3メートルから4メートル必要とされます。これらのものをしっかりと展示できるスペースというものを想像したとき、やはり十分な高さや広さがある移動可能な場所、空間が必要とされますが、新設博物館に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 櫻井経済恐竜ワールド戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 私から答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、穂別博物館と申しますか、むかわ町穂別地区からは豊富な化石が産出しております。例えば、海のものとしてクビナガリュウですとか、ムササウルスです

とか、ウミガメの豊富な非常に状態のいい化石がたくさん見つっております。それらの復元骨格もつくられております。そして、おっしゃるとおり、アンモナイトも数多く発見されております。そして、それに加えて、近年、御紹介のとおり、陸の生き物であるカムイサウルスという恐竜が見つかりました。それと同じ時代のカムイサウルスを捕食していた生き物であるティラノサウルスも、御存じのとおり、町として所有しております。これらの白亜紀の海の生き物と陸の生き物を地元の化石に基づいて紹介できる博物館というのは、国内でも非常に例がないものとなると考えています。そのため、今、豊富にあります化石を十分に展示できる高さ、広さを確保したいなと考えております。

と同時に、当然研究が進んでいくにつれて、いろいろな標本が追加されていきます。どれだけ広い面積つくりましても、全てを展示することは、一堂に展示することは難しいものであります。そのため、研究成果に合わせて追加したり、移動したり、変更したりできるようなつくりというのも考えているところであります。

そういった新たな博物館をこれからどのような形でつくっていくのか、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） そのように考えていただけるのであれば、私もうれしく思いますので、前向きに御検討いただきたいと思います。

最後に、このことを十分に考えていただきたいと思いますが、今後、町なか再生等も含めて、学術的な博物館、そして、地域住民の交流拠点を目指しながら、無理のない町民参加型の未来に残せる、持続可能な必要とされる博物館周辺エリア再整備計画を進めていただきたいと思います。

先月でしょうか、小林教授のお話にもありましたけれども、四季の館でありました講演会なんですけれども、カムイサウルスが見つかったときはただの石でした。それをいかに価値をつけるか。まだまだそれぞれの自治体で磨き残しがあると思います。それらを協力し合い、横の連携を盛り上げながら進めていただき、恐竜化石は宝でありますと、輝かせていただきたい。カムイサウルスはまだ磨き残しがあります。皆さんで磨き上げて、最後は町長が磨き上げるとは思いますけれども、恐竜が持つメッセージというものにしっかりと耳を傾けていただきながら、恐竜の面白さを日本中の子どもたちだけではなく、世界の子どもたちに伝えていってくださいと力強い小林教授のお話もありました。長くなって大変申し訳ありませんが、町民はこれからどうなるのか、むかわ町がどう進めていくのか、どう判断するのか、こ

のユーチューブの画面を通してでも、皆さんが注目をされ、見ております。最終的な判断は町長の判断であります。どうか、慎重になるところではあるかと思いますが、子どもたちの未来のため、子どもたちが活躍できる町として、むかわ町の底力を見せていただきたいことを心よりお願い申し上げ、前向きに御検討いただきますよう重ねてお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 2回ほど投げかけられましたので、博物館については、栗原議員の思いも含めて、先ほどから言われておりますように、博物館に新たな社会的な価値というのが求められる時代が来ております。博物館は言うまでもなく、過去と現在と、そして未来の対話、様々な声に耳を傾ける空間ともされているかと思えます。繰り返しますが、現在の再整備計画の点検・検証と並行しながら、可能な限り早い段階での基本設計の発注・策定に努めていきたいと考えているところでもございます。

なお、栗原議員におかれましては、この間、町内の有志の皆さんによるむかわ町恐竜ワールドセンターに加盟していただき、さらに、恐竜ワールド構想の推進計画の推進にもこの間、御尽力をいただいている一人でもございます。お聞きしますと、現在、組織の代表ともされていると伺っております。引き続き、その推進計画のポイントともされる、先ほどから言われております町民皆さんの機運の醸成といったところも含め、持続可能な組織運営と会員の拡大に向けての活動の活発化を願うところでございます。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

○1番（栗原健一君） どうもありがとうございました。

◇ 北 村 修 議員

○議長（野田省一君） 次に、11番、北村修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 何か爽やかな感じの質疑が終わった後、少しやりづらい感じもいたしますが、共産党の北村でございます。

通告に基づいて質問をさせていただきますが、私の質問は、主に町長の執行方針に関連して、その中の幾つかについてお尋ねをするものでございます。

まず第1点目は、新型コロナ対策についてでございます。

先ほども述べられておりましたけれども、全国や道内あるいは当管内でも減少の傾向がそ

れぞれ見られ、町でも減少という形でありますけれども、しかし、現実として、この感染は止まらないという事態が続いているとおりであります。

そこで、お伺いをいたしますが、1つ目は、ワクチン接種がこれからも示されておりますけれども、これらを徹底するとともに、検査の拡充体制といいますか、この感染予防に対する対策がこれからも必要だというふうに思います。その点での見解をまず伺います。

さらに、今後、ゼロコロナを目指しつつ、ウィズコロナとした対応策、町民の集まりや団体事業の場合など感染対策防止で町としての在り方、基準みたいなものを考え、示していく。そうした中で、コロナ禍であってもできるだけ日常に近い形のものをつくり上げていく、そうしたことが求められていくんじゃないかというふうに思っているんですけども、その辺での町の取組をお伺いいたします。

3つ目には、町内の経済とも関わって、とりわけ飲食店への新たな支援策というのが求められているんじゃないかというふうに私は考えているわけですが、そこら辺を含めまして見解を伺っておきたい。

以上、まずコロナ対策についてお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ワクチン接種につきましては、4回目接種実施に向け、現在準備を進めているところでございます。検査体制につきましては、無料受診できる体制というのを町内2事業所において北海道が実施しているところでもございます。

学校、認定こども園などにつきましても、感染が拡大しそうな場面におきましては、今後も積極的な関わり、必要な検査というのを速やかに実施してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

続いて、感染対策の町として基準をとということでございますが、基本的な感染対策は国が専門家の意見、そして、根拠となるエビデンスを基に、基本的な感染症対策を守っていれば、防ぐことができるとされているところでもございます。

本町におきましても、罹患者が行政報告でも申し上げましたように、既に260人を超え、学校、認定こども園などでも積極的な関わり、PCR検査等を行ってまいりましたが、感染が拡大したケースでは、基本的にマスクをしていない状況での活動だとか、食事の場面、さらにはマスクを着用しての通常の接触では感染していないと思われているところでもございます。

また、新型インフルエンザ等タイムライン試行版を策定し、新型コロナウイルス感染症対

策というのを行っており、北海道の基準のみではなくて、町独自としての感染状況から対策というのを決定し、この間、公共施設などの利用制限なども行ってきているところでもございます。

いま一度、感染対策を様々な媒体を利用して周知してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

続いて、コロナにおける町独自の飲食店への支援につきましては、飲食店出前・持ち帰り商品PR事業補助金などのテークアウトの推進に必要な助成、緊急事態措置やまん延防止等重点措置による営業時間の短縮要請などに応じて、飲食店経営支援金を支給してきたところでもございます。

また、町観光協会、町商工会が実施しました飲食店応援チケット発行事業、プレミアム商品券発行事業、得々飲食券発行事業等に対し、補助金を交付してきたほか、店舗や事業所で講じる感染症対策への助成につきましても、飲食店も助成の対象としてきたところでもございます。

本定例会で後ほど提案予定の補正予算におきましても、町商工会が実施しますプレミアム商品券発行事業に関わる費用を計上しているところでもあり、今後も飲食店を含めた町内全体の経済対策につきましても、状況をしっかりと注視してまいりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

コロナ対策の問題で、今るる述べられたとおりでらうというふうに思っておりますが、しかし、やっぱりここで考えてみなきゃいけないのは、町としての感染予防対策として今後どうするかというときに、一つ考えていかなきゃいけないなというふうに私思っているのは、我が町の感染状況を見ますと、去年は高齢者施設でのクラスターというようなことも起きました。今年に入っては、そういうことはありませんでした、おかげで。しかし、特徴として、子どもたちからの感染というのが随分広がったというふうに思っています。そういう様々な形の発生の仕方があります。そうした点では、町としてはそういった実態を今述べられたような経過とともに、やっぱりそれらの感染発生状況等々を捉まえて、それを分析し、それらに対する対応というのを示していく必要があるんじゃないかというふうに私は思っているわけですが、その辺で、町としてそういう実態を捉まえながら、そういう次への取組にどんな対応をされているのか、あるいは検討されておるのか、伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 具体については担当のほうから申し上げますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、むかわ町独自として感染症タイムラインの試行版を策定しているところでもございます。これは、感染症対策に向けて、いつ、どこで、誰がどうしていくんだという試行版でございます。これは変異株等の状況によって、感染状況に照らし、適宜、試行でございますから、重ね合わせて改善に努めることとしているところでもございます。町としての基準というよりは、国あるいは道の方針、そして、対応基準にも照らしながら、随時状況を見定めながら、適宜、適切に情報を収集して提供をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 今年に入りまして、町の中で感染者が非常に増えてきて、260人以上の感染者が出ております。中には寮での感染もありましたし、様々ありましたけれども、最近の状況としましては、家族の誰かが感染をして家庭内で広がっているという状況です。ですから、子どもということではなくて、親が持ち込んでいたり、子どもが持ち込んでいたりというところがありますけれども、私たちいろいろ学校からですとか、病院から感染者が出たよという情報を得ながら対応していますけれども、一部、子どもから出た場合は、その状況によってPCR検査が必要かどうかということを経済判断をして検査をさせていただいております。ただ、この検査をした段階で、ほぼ陽性になった、感染が拡大したようなケースはほぼないんです。拡大したというケースで言いますと、認定こども園なんかで言うと、本当に抱っこをした先生が感染したとか、あと、ほかの認定こども園でもマスクをしない状態でお遊戯会の練習をしていた。その中でも、同じテーブルで食事をしたケースでも感染していないというような、この子は多分感染しているだろうと思って、我々もちょっと絶対無理だよねと思いながら見ていたんですけれども、そういった中でも陽性にならなかったというようなケースもありまして、様々な場面で状況が変わってしまっていて、基本的には学校の現場ですとか、そういったところでマスクをしていれば、これは感染はしないんだなということが見て取れ、放課後子どもセンターもそうですけれども、そういうような状況です。

ですから、家庭内で感染が拡大しているのは、感染をしたか、しないか、感染日の2日前から感染をする可能性がありますから、その中でマスクをしていない状況の中で感染が家庭内では拡大しているんだろうなと思います。

ですから、そういう部分で言うと、家庭内で収めていただくしか、もう方法がないという
ような、感染する2日前からなので、実際感染が分かってから対応したのでは分かりません
し、症状のない中でPCR検査しろと言われても、それは当然無理な話なので、感染をした
段階からどういった対策をするかというところを我々も、例えば、今は家庭内で分離をする
のにも、マスクをしていれば分離したことになっていたりとか、保健所の指導としてはそう
いうふうになっていますので、そういった中で周知もしながら対応してまいりたいというふ
うに考えていますので。

あと、いろいろ事業所も含めてなんですけれども、ホームページを見ていただくと分かる
んですけれども、ガイドラインというのがあります。これはお祭りもイベントもそうですけ
れども、神社の部分についてもガイドラインというのが示されておりまして。このガイドラ
インの中で示されているのも、基本的な感染対策を守ってくださいということです。熱が出て
いたり、体調が優れない人は出てこないようにですとか、マスクは必ず着用するようにです
とか、人と人の距離を保つというようなことが、業種別に言葉が専門用語だったりします
けれども、そういった部分で変わっていますけれども、基本的な感染対策は国が示してい
る通りですので、そういった部分を守っていただければというふうに考えていますので、よ
ろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ②あたりのことが今述べられたんだらうというふうに思っています
が、もう少し中身をお伺いしたいと思うのは、やっぱり現状のこれまでの状況の中から、
我々は何を考えていくかということももう少しはっきりさせたほうがいいんじゃないかとい
う思いでお聞きしますが、例えば我が町で260人という形が先ほどから言われておりますけ
れども、こういう中で、本当に非常に悪化した状況の中でいたというような人たちはどのぐ
らいなのか。大体多くが自宅で待機をしてという形なのか。そういうところの状況はどうな
っているのかということも改めて伺っておきたいというふうに思うんです。なぜかと言うと、
やっぱり重い人なんかでは、後遺症という問題も最近では非常に指摘されています。そうい
うこともこれからの対応としても考えていかなきゃならないかもしれないので、お伺いをし
たい。

それから、併せて伺っておきますが、かかった人たちが自宅で済んだのかどうか、あるい
は病院に入ったのかという問題あると思いますけれども、それらの分析と同時に、町として
せっかく用意した施設はどういう利用だったのか、花園の。これらの利用状況なんか含めて

お伺いしておきたいと思えますし、それから、自宅で療養している場合に食料支援というの
やりました。これ、大体聞きますと、1週間以上かかって支援物資が届くという状況の中で、
もうすぐ解放されるよというときになっちゃうんだという話がありました。そこら辺の経過
含めて、そういう状況で考えるところはなかったのどうか含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 大塚参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 260名を超える感染者の中で、ほぼ自宅療養者が、全部と
は言いませんけれども、ただ、ほかの感染というか、自宅療養者以外の方は病院に入ってい
て、病院でクラスターになって感染をしていた方が報告されているだけです。重症にな
って病院に入った方はおりません。もともと病院に入っていて、病院のクラスターによつて
感染して報告が来たというようなことなので、そこで重症化したかどうかというのはちょつ
と私どもでは押さえ切れておりません。それが1点でございます。

また、花園の施設については、準備はしましたけれども、結果的には使用した方はいま
せんでした。やはり自宅がいいですとか、自分の住んでいるところがいいということで、そ
こには入りたくないということだったようなので、使った方は一人もおりません。

食事の件に関しましては、順に追って説明しますと、一番最初に保健所から病院で言った
番号に連絡が来ます。それはSNSというか、ショートメールで来るんですけども、そこ
にURLが書いてあるのにアクセスして初めて、状況だとかを入れて、日数ですとか、自分
がこの日から実は症状があったというようなことを入力した後に保健所から連絡が来て、ま
たそこに食料支援が必要かどうかというものを入力した後に、北海道がその支援をするとい
うようなシステムになっているので、日数がちょつとかかるというのはどこの自治体も同じ
ような状況だったのかなと思います。

ただ、本町の場合は、前にも周知させていただきましたけれども、防災食を提供しますよ
ということで、お申込みがやっぱり数件ございました。そちらには防災食を提供させていた
だいて、そこに関わる日数に関しては提供させていただいております。

ちょつと状況が変わっていたので、濃厚接触者に関しては、できるだけ人と接触しないよ
うにこちらでもお話はしましたけれども、状況が変わっていたので、買物しに行っても良か
ったんですね。これも説明しましたし、そういう状況の中で、食料支援が必要な方につい
ては北海道のほうに申し込んでいただいたような状況になっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 食料を届けるというのに大体1週間以上かかっているという形なんです。これらについて、今、聞くと、病院とか保管所とかいろいろなルートを通らなきゃいけないということなんでしょうけども、やっぱりそれは全体としてこれはもっと早めにとということが道段階でやるのがいいのかどうか含めて、そういう対応というのは必要じゃないかというふうに思うんですが、そこら辺のところ、町としてはちゃんと捉まえて考えていくというふうになっていますか。どうですか、その辺。1点だけちょっとお伺いします。

○議長（野田省一君） 大塚参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） そういった状況が、保健所が逼迫しているような状況もありましたし、多分、うちの職員も支援に行っていましたので、かなり遅れているんじゃないかというようなことが懸念されていまして、そういったところで防災食を支援、例えば御家族の中でおじいちゃん、おばあちゃんから食料の提供というか、買物に行っていただけのような状況があれば、そちらは必要ないかもしれませんが、そういう中で防災食で対応しなきゃいけないような御家族に関しては、そういった防災食を提供してしのいでいただくような体制づくりをしてきております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） コロナ問題でもう一点だけお伺いしますが、飲食店への新たな支援といいますか、それをということ私にここに挙げさせていただいたんですが、これは次の物価高騰対策とも関連はいたしますけれども、特にコロナの関係から我が町で見ても、全体的に見てもそうなんだろうけれども、飲食店の人たちの経営、事業というのが非常にこうきつい状況になっているなという感じするんです。先ほど町長は、これまでのプレミアム商品券等々の事業等を語る述べられました。本当にそれは喜ばれておりますし、大きな支援になったということは本当に僕らも感じしているところです。だけれども、この段階になって、僕は一般的なプレミア式の商品券というだけではなくて、やっぱり飲食店向けのそういう対応というのは独自にあっていいんでないか。そういうことをしないと、やっぱりこれだけこういう状況のコロナの状況の中で、私たちも非常に出ることに億劫な感じになってきて、そういうことから、相当いろいろな思いをされているんだろうというふうに思っていますが、やっぱりそこら辺では新たな後押し策というのを考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、改めてお伺いしたい。

○議長（野田省一君） 梅津経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいまの御質問についてお答えをしまいたいという

ふうに思います。

先ほど町長の1答目のほうでもお答えをさせていただきましたが、町内の状況を注視しながら、飲食店も含めまして町内の経済対策について引き続き検討していくというふうなお答えをさせていただきました。町の商工会のほうとも情報交換のほうはさせていただいておまして、飲食店については、今おっしゃられたとおり、コロナ前という考え等踏まえますと、確かにまだ客足が完全に戻り切ったとは言い難い状況ではありますが、現時点で特に大きい窮状について情報は得ていないところでございます。この辺につきましても、引き続き、町商工会とも連携をしながら、対応を状況に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、この2年ほどで町商工会の会員が大幅に増えてきております。そのうち飲食店が大半を占めております。これもこれまでの町が実施してきたコロナ経済対策の窓口を町商工会さんが担っていただいたおかげで、商工会さんも相当親身にして、非会員の飲食店にまで出向いていろいろ御尽力いただいているところでございます。そういったところも含めまして、何とか町内の経済が持ち直していけるように、我々も必要に応じて対応を練ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） ぜひ早い段階でのそういう対策をお願いしたいということを述べて、次にまいりたいと思います。

2つ目に、急激な物価高騰対策についてであります。

御存じのように、今、国民全体そうでありますけれども、町民にあっても急激なこの物価高騰。生活用品の全てのものまでが今、高値になっていって、非常に暮らしとして大変だというのが広がってきているわけであります。

そういう中で、1つ目に高騰対策としての基本的な考え方をまず伺っておきたいというふうに思うんです。これはちょっと町長の執行方針を浅く読んだせいかもしれませんが、物価高騰の要因として、コロナやウクライナ情勢というようなことが中心になっているわけですが、しかし、今、我々国民に大きくのしかかっているのは、やっぱりこの間続けられた、いわゆる心中主義的な経済政策、そういう政治の中で金融の緩和策、こうしたことが行われる中で、ゼロ金利等々の中で進められ、さらにそれが円安という形になって、これらが非常に大きな問題になってきている。これが物価高騰に大きく関わってきているという問題があります。私はここら辺の改善を求めていく必要があるんじゃないかと。これは町ができる

いう問題ではありませんけれども、しかし、これはやっぱりそういうことをきちんと述べていく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の見解を伺っておきたい。まず、第1点です。

2つ目には、施政方針の中で個別の給付金あるいは金券、様々な金券対策というふうに挙げられているわけでありますが、私、町なか全体を経済の底上げをしていくということが大事だというふうに思っておりますが、そういう点では、ここに1つ、2つ挙げましたけれども、一次産業やそうしたもののほか、特に今の物価高騰等々含めて影響を受けてくる建設業等々、こうしたところへの支援ということが大事じゃないかと。そういう点では、一旦打ち止めになりましたリフォーム助成事業、執行方針の中では継続したいということがありますけれども、それらがどういう形なのかを含めて、そうしたものを広くやっていく。耐震化の事業等々もくぐらせながらやっていって、そういう建設業等々がこの事業が進められるような状況をつくり出していく。そういうことが大事じゃないかというふうに思っていますので、それらを含めた対策について改めて伺います。

3つ目には、公共料金の値上げなどがいろいろ言われておりますけれども、物価高騰から暮らしを守るという点で、消費者への減税というのは欠かせないというふうに考えておりますが、この点で町の考え方、町長の考え方を伺うものでございます。

以上、物価高騰について3点お伺いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 行政事務の範囲の中で回答させていただきたいかと思えます。

まず、1番目の現在のコロナ禍の収束が見えていない状況に加えて、原油・原材料価格等の高騰によって、生活環境等々にも影響があるものと受け止めております。経済対策については、国によるスピード感と柔軟性を持った対応が必要と考えるところでもございます。

続いて、住宅リフォーム助成についての御質問でございます。

これまで住宅のリフォーム助成は、平成29年度から令和2年度の4年間において、申請件数が79件、改修工事が1億8,071万1,000円の実績で、このうち70%が町内業者施工によるため、町内における経済効果はあるものと捉えているところでもございます。

良好な住宅環境の整備を目的とした本事業でございますが、施政方針においても定住促進対策、これに向けての住宅リフォームの助成制度の実施を掲げているところでもございます。

現在、事業制度設計というのを見直しているところでもございますが、これは仮称でございます。くらふる事業、暮らしとふるさとというのを意識したくらふる事業というのを原課か

ら上がってきているところでもございますが、これまでの住宅リフォーム事業と同様に、地元経済への還元が見込める制度となるよう制度設計を進めてまいりたいと考えているところでもございます。

また、耐震化支援につきましても、これまでと同様にメニューを継続していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

続いて、消費税に関しましては、これは国が定めたところであり、一自治体として対応できるものではありませんので、町独自の取組については今のところ考えていないところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 物価高騰対策のところ、政治的な見解は事務事業の範囲という形になったようでございますけれども、しかし、私あえてここ取り上げているのは、今、暮らし、あるいは事業を進めていく上で一つの大きな問題になっているのは金融問題がございませう。例えば、私もJAの関係でやっておりますけれども、この間ずっとゼロ金利の中で、金融事業そのものが非常に厳しい状況に置かれてきているんですよね。さらに、それが今度こういう状況の中で円安が進みという状況の中になれば、さらに。こういう問題についてはなかなか言いづらいんだろうと思うんですけれども、施政方針でも、後に触れますけれども、農業の肥料や農薬の高騰、こういうものに関連して国の施策もあって、補助事業、その一部支援をしていくというようなこともございますけれども、これらも全部関わってくるわけなんでございまして、そういう点でぜひ捉えていただきたいということで御質問させていただきました。答弁があればもらっておきたいなというふうに思います。

そこで、私は、行政としてここは押さえてほしいなというふうに思うのは、やっぱりこういう物価高騰という状況の中で、先ほど言いましたように、農業への、あるいは漁業への支援をするぞということを施政方針でも言っているわけですが、その状況を、この物価高騰から出てくる中小企業者や労働者の状況あるいは農林漁業への影響、こうしたところの実態というのは業者としてどのように今押さえて判断して、支援をするということになっておるのか。そこら辺のところ、一つの目安みたいなのであればまずお伺いしておきたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは農業をターゲットというか、そこだけではなくて、ここの基幹産業、農業、林漁業全てでございませうけれども、とりわけ新型コロナウイルスとウクライナ危機というのは、議員もおっしゃるように、国際的な供給網の再構築、こういったところの

必要性を今まさに投げかけているのかなと捉えているところでございます。

いずれにしても、個々の経済対策というのは、政府、さらには日銀として、長期的なこの際視点に立った経済対策としての産業強化策、これを急ぐべきと考えております。

自治体が主体となる施策につきましては、町としましては、国あるいは道と連携し、一丸となって対応に努めていきたいと考えておりますので、とりわけ国においては必要となる予算措置、そして、それぞれの施策を迅速に実行に移すことができるよう今後の対応を願っているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員に申し上げます。

一般質問の範囲を越えないように、それと、国政に関することに関してはまた別なところでやっていただきたい。簡潔明瞭に質問をお願いいたします。続けてください。

○11番（北村 修君） 私があえて国政の問題を絡めて言っているのは、そのことが今、私たちの直、暮らしに関わっているということなんです。例えば、物価高騰の中で今一番苦しい状況になっているのは誰かと言うと、年金生活者でしょう。年金がこの4月から大幅に引き下がるわけですね。この10年で言うと、7%近くの年金が下がったことになっちゃう。賃金が上がらない、そういう状況の中で、そして、この物価高騰ということで、そういうところから我々は考えて、住民へのいろいろな責任を果たすようなことを考えていかなきゃならない。これが行政だろうというふうに私は思っているわけです。

そこで、そのやつをやっているとまた時間がなくなりますので、そこはそれとしておきながら、2番目の給付金や金券対策に関わってでありますけれども、施政方針の中ではそういうことをやりながら、こういう物価高騰の厳しい状況の支援をしていこうというふうに言っておりますけれども、では、そういう中で社会福祉施設だとか、そういった事業所関連、そういうところへのこういう物価高騰対策に関わっての支援というのは考えていないのかどうか、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 北村議員、通告の範囲外となるので、また別な機会に願います。

○町長（竹中喜之君） ミニ国会だけにはなりたくない。そこで、自治体に関わるということで、今回のコロナ禍の原油価格・物価高騰総合緊急対策、これについてお話をさせていただければ、とりわけ今回については、地域の実情に応じた中の支援のための地方創生臨時交付金の拡充と、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対応するための新たな枠の創設と一つは捉えているところでございます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） じゃ、これ以上ここはやめます。

次にいきたいというふうに思います。

3つ目には、安心な暮らし対策ということについてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

第1の子育て支援に関わっては、さきの質問者の中でかなり出されましたので、私はここで放課後子ども対策の改善と農繁期等々の休日保育の実施を子ども支援として、ここは急いでやるべきじゃないのという形で御質問させていただいています。まず、御意見をいただきたい。

2つ目には、地域交通対策の改善が示されていますが、バス便などの増便など急務の課題に早期な対応が願われています。対応があれば求めたいと思います。

③に環境対策とされていますが、町として具体的な再生エネルギー活用策などを伺います。特に町にある太陽光の具体的な活用策などを伺っておくものであります。

以上、3つが安心な暮らしについてであります。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 放課後子ども対策についてお答えをします。

昨年度、放課後子ども教室につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどが実施できない状況でありました。

今年度につきましては、教員経験のあるコーディネーターが中心となって、地域で子育てをテーマに、子どもたちの何をやりたいか、何をつくりたいか、何をしたいか、こういったところを実現するために新たな取組というのを活発に展開をしているところでもございます。

今後も引き続き、子ども・保護者・地域・学校等の様々な視点から、子どもの放課後の過ごし方というのを提案していく考えでございます。

次に、休日保育についてでございます。

8番議員の答弁と重なるかと思いますが、令和2年3月に策定しました第2期のむかわ町子ども・子育て支援事業計画に保護者の声を反映し、必要量の見込みを設定しておりますので、より一層関係機関と密なる連携を図りながら、調査・研究、積極的に進めていきたいと考えているところでもございます。

続いて、むかわ町の公共交通におけるバス路線につきましては、町営バス路線とバス事業者路線の2路線に区分され、このうち町営バス路線につきましては、デマンドバス、そして、コミュニティバスの効率的な運行に努めていきたいと考えております。

近年、人口減少や少子高齢化が著しいことから、効率的で利便性の高い運行体系の改善はもとより、交通弱者に配慮した輸送サービスの構築などが必要になっております。

このため、持続可能な公共交通ネットワークを一体的に構築をする必要があることから、むかわ町公共交通活性化協議会というのを主体にし、むかわ町地域公共交通計画の策定に取り組んでまいります。

とりわけ、今年度は計画策定に向けた準備期間として、穂別地区、鶴川地区、両地区の地域公共交通の現状、さらには課題の把握に努めてまいります。

あわせて、町民アンケートや町営バス等乗降調査を実施し、公共交通に対するニーズや利用実態を分析し、課題整理にも取り組んでまいりますので、御理解を願いたいと思います。

続いて、現在、多くの企業が設置しております太陽光発電につきましては、売電目的として行われているところでもございます。

町におきましては、穂別総合支所及び鶴川中学校に太陽光パネルを設置し、日常の電力として使用しているところでございます。

また、町内の一部公共施設におきまして、ペレットストーブ、ペレットボイラーを導入しており、木質バイオマス燃料として活用をしているところでもございます。

なお、本年11月から稼働予定のししゃもふ化場につきましては、使用する電力の100%を再生エネルギーで調達する予定となっております。

今後は、行政だけではなく、町民の皆さん、そして、事業者の皆さんと一体となり、太陽光発電、木質バイオマス及び先ほど説明いたしました小規模水力発電など、地元資源の活用に向けた調査・研究というのを進めてまいるところでございます。

○議長（野田省一君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

北村議員。

○11番（北村 修君） 安心な暮らしで再質問しますが、休日保育等については、先ほどの質疑の中でもありましたので、私からはやっぱり要望のあるものについてはできるだけ早めに取り組んでいただきたいということだけを要望しておきたいというふうに思います。

それから、放課後子ども対策の関連で1つだけ改めて質問させていただきますが、こうした放課後子どもで働く人たちなどに対する国からの支援というのがありましたよね。行政としてもそれを早く進めるということになっておりましたけれども、どうも聞くと、現場の人たちはそういうことになっていないぞという話であります。そこら辺のところどうなっているのか、改めて伺っておきたい。

それから、時間の関係でまとめますが、2つ目のバス便の問題でありますけれども、これは地域交通計画をやっていくということで、私は非常に喜んでいただいておりますけれども、しかし、今、町民の中で、特に高齢者を中心に穂別地区のような人々の中に、買物あるいは病院等々で鶴川に来て帰る便が、朝来ても夕方でないかないというようなことで、非常に日常的に今困っておられる。こういう問題がある。やっぱりこれらについては、即対応してあげる。それがこの安心して暮らせる町というふうになるんでないかというふうに思うんで、そこら辺のところ急ぐ必要があるんじゃないかというふうに思っていますが、改めてこの点をお伺いしておきたいと思っております。

それから、再エネの問題で1点だけお伺いしますけれども、今言われたように、本町には売電を目的とした太陽光が相当あります。しかし、これらを全部合わせれば、平たく言えば本町のエネルギーはほとんど賄えるような状況になるんじゃないかと思うぐらいの量になっています。これらについて、今後全く無関係で走るのか、これらを活用という形にならないのか。ここら辺のところはいろいろあると思っておりますけれども、そこら辺のことについての考え方を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 放課後子どもセンターに働く職員の処遇改善事業の関係について御説明いたします。

議員、今おっしゃったように、コロナ対策として、国の制度で保育士と放課後子どもセンターで働く職員に対しまして、処遇改善事業というものがございました。むかわ町といたしましては、会計年度任用職員、むかわ町には放課後子どもセンターは、穂別地区と鶴川地区に2か所あるんですが、どちらも公営でございまして、その職員は会計年度任用職員ということでございまして、そちらの賃金を民間と比較しますと水準が高いということから、今回、処遇改善事業につきましては申請しないということで進めてまいりました。ちなみに、両地区にある認定こども園の職員につきましては、この事業については保育士の処遇改善事業、申請しているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 石川総務企画課長。

○総務企画課長（石川英毅君） 2点目の公共交通の関係について、私のほうからお答えしたいと思っております。

先ほど議員がおっしゃっていたとおり、穂別地区のほうではいろいろと公共交通の関係困

っているということで、実際私のほうにも同じような御相談が来てございます。その部分につきましては、相談あった方に、現在そういった課題も含めて計画をつくって、今後対応していくというようなことを丁寧にちょっと説明をさせていただいております。ただ、早急に対応できるのかどうか、これにつきましては、バス事業者のほうにもちょっとその辺の改善ができるのかどうなのか、そういった部分含めて、今、相談しております。ただ、一部だけ改善すると、ほかのところに影響も出てきますので、まずは今、事業者とうちの間に、できる範囲の中で対応可能かどうかというところ、事業者さんのほうにも相談しておりますので、そういった形で今対応しているということで御理解いただければなと思います。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからは、太陽光発電の関係の質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられたように、町内で2つのメガソーラーが今現在運営されているところでございます。議員おっしゃるように、その発電量はむかわ町全体の世帯を賄うぐらいの発電量を今現在も出力しているところでございます。

その事業者と、つい先般、包括連携協定を締結しまして、災害時の供給だとか、それから、地域電力に関する今後の協力体制、こういったところをお互いに進めていくというところで協定締結をしたところでございます。

また、ししゃもふ化場、先ほど出ていましたけれども、これも再エネ100%で電力調達するというお話をしましたけれども、今言った町内の電力会社はその再エネの電力を調達していただけるということになっておりますので、今後もまたこういったメガソーラー、町内にあるメガソーラーの事業者含め、様々な企業との連携によって地産地消、地域で電力をこれから養っていく可能性というのも今後探っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 放課後子どもセンターとの関係で1点だけ。その処遇改善のやつが、これ、結局は町として国への申請はしなかったということで捉えていいのかな。だって、これは3月の段階だったと思うけれども、町としてもそれは直ちにやりますという話だったと思っているんですけども、そこら辺含めて、その経過を含めてもう一回詳しくお話しりたい、どれぐらいの差額があったのかも含めて。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） コロナ対策でありました処遇改善事業につきましては、先ほども御説明いたしました。コロナで負担のかかっている保育士、あと、放課後子どもセンターで働く職員が対象となっております。今回、むかわ町のほうで申請を受けたのは、民間でございます。ひかり認定こども園とさくら認定こども園の職員を対象に申請を受けました。放課後子どもセンターの職員は、公営ということで、町の会計年度任用職員でございます。会計年度職員の賃金水準が民間と比較して、民間より水準が高いということで、今回むかわ町では申請を見送っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） この件については、後でまた議論したいというふうに思います。

次に、4番目のジェンダーの取組についてであります。

まず1つには、ジェンダーということで取組をされているわけですが、町として改めてその取組方、見解等々をどのように考えているか伺っておきたいというふうに思います。特に、私がここに述べているように、今、一番の課題として挙げられてくるのは、男女の賃金格差の是正という問題があるかというふうに思いますが、そういう点で、男女ということにはならないかもしれないけれども、町の関係で言えば、任用職員という形の制度、これは国でも制度化したものでありますけれども、職員と比べての賃金格差がございます。これらを含めてどのように捉えているか伺っておきたいというふうに思います。見解を伺うものであります。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ジェンダーへの取組についてでございますが、男女雇用機会均等法、さらには女性活躍推進法の施行、こういったことから多様性が重視される社会において、ジェンダー平等の実現はますます重要になってくるものと捉えております。

本町では、第2次のむかわ町まちづくり計画の施策項目に、男女共同参画社会の形成を掲げております。具体的な取組として、女性が活躍する地域づくりを推進することとしており、各種委員会等の女性委員の登用推進に努めているところでもございます。

さらに、役場内においては、むかわ町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、組織全体で女性職員の活躍の推進に向けた点検等を実施をしているところでもございます。

なお、町の任用職員の給料・報酬については、地方公務員法に定める均衡の原則により、

男女別の格差はございません。

今後におきましても、一層のジェンダー平等の実現に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 時間の関係で、次に移ります。

学校教育におけるICTについてであります。

第1点は、コロナ禍で学校にもタブレットが普及され、本来あるべき、情緒豊かに育てることや、集団で学ぶことへの心配もされておりますが、これらについての見解をまず伺っておきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいまの質問にお答えします。

コロナ禍で加速度的に1人1台端末が配備され、教育環境は急速に変化しています。

ICT教育は人の温かみが伝わりにくい、細やかな感情やニュアンスが伝わりにくい、そう感じられる側面はあります。

しかし、ICT教育は、個別に最適化された学びや協働学習を容易に可能にします。

また、情報社会に主体的に対応していく力の育成や、学びにおける時間的・距離的制約を解消し、時空を超えて人と人とのつながりを広げる可能性を秘めています。

対面による指導や集団活動といった従来の教育を大切にしながら、時代に即した新しい教育に挑戦するため、取り入れるべきものは取り入れ、情報端末を使う上でのルールやマナーを学び、心を育て、人間性を向上させるICT教育を実践してまいりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 基本的には、先ほど教育長の施政方針、その中にも書かれていて、なるほど、こういう観点でいくのであれば、これはすごいなというふうに思っておりましたけれども、改めて問題点も、やっぱり言われるようにあると思っっているんですね。そこら辺で、じゃ、1つだけお伺いしますけれども、例えば習熟度という問題で言えば、タブレットだけでやると、一人一人という形になりますよね。そうすると、例えば掛け算をやっている場合でも、九九までいける人もいれば、そこまでいかない人、半分の人、いろいろ出ちゃう。そういう場合、そういうような授業の在り方について、どうフォローしていくのかという問題があるかと思うんです。そこら辺の見解。

あわせて、例えば、私はここが最も大事だと思っているんですけども、情緒豊かに育てると、こういうようなのよく言われますけれども、いわゆる人と人との触れ合い、そういう集団という中で在り方が教育になるということになると思うんですけども、そういうものがないがしろにされていくようなことはしないぞということで、そういうふうな立場でやっていくというふうにされてよろしいかどうか、その辺の見解をどう思っておられるか、改めて伺っておきたい。

○議長（野田省一君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） まず、質問にお答えします。

今、北村議員がおっしゃられた習熟度別学習ですが、教育執行方針でも述べておりますが、特に中学校におきましては、やはりそれぞれの個人差があります。それで、例えば3クラスほどに分けて習熟度別学習を実態としてやっております。それは、常に情報端末を使ってではなく、対面として行っておりますので、そういった懸念は私はないものと考えています。

それと、今おっしゃられた情緒豊かな部分と集団的学習の件でございますが、タブレットや電子黒板、デジタル教科書を使って指導するのは、生身の先生であります。子どもたちと直に向き合うことを基本に指導しています。

また、コロナ禍以降、臨時休校や学級閉鎖はありましたが、可能な限り集団による学びを止めない教育を推進してきました。加えて、運動会や修学旅行といった集団学校行事も最大限の工夫をしながら行ってきましたので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 去年あたりからGIGAスクール構想とか、こういうのが出てきて、大部分がオンライン化するような状況になるんじゃないかという非常に不安が広がっていたわけです。本当に、先ほど言いましたけれども、教育長の施政方針なんか見ますと、そういう形でやってくればやっぱりいいんだろうなというふうに思いながら、やっぱりこういったICTだけに頼っていくようなそういうものの広がりというのはやっぱり危険だということを考えていつていただきたいということを述べまして、次にいきたいと思いますが、最後になりますが、これは町長の施政方針の中にも付け加えられた問題でございますけれども、北海道として公立高校の配置計画出されました。町として、町長の執行方針の中で、地元の関係者の皆さんと協議をしたいという中でありました。それはそれで、そうだなというふうに思っていますが、そういう場合にどういうふうな形で手順をやっていくかという問題と、併せてもう一つ伺っておきたいのは、道が発表したこの計画のときに、町としてどのような

これに対する回答、回答とは言わんけれども、意見を述べるようなことがあったのかどうか、そこら辺を含めて、あるいは、この間の協議の経過があれば伺っておきたいというふうに思っています。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 本日の行政報告においても述べさせていただいたところでございますが、北海道教育委員会の公立高等学校の配置計画案の発表を受け、昨年2月に包括連携協定を締結して、穂別高校のさらなる魅力化を推進しようとしていた矢先の発表で、町としても誠に残念なことと受け止めております。

なお、今回の発表に当たりましての事前の協議、提示等についての意見の申入れ等々は一切ございません、今のところ。

それと、公立高等学校におけます再編基準では、第1学年の在籍数が20人未満となった場合には再編整備の対象となりますが、この間、生徒確保などの取組により、何とか特例的な取扱いとして再編整備が留保されてきたところでもございます。

しかし、残念かな、入学者数が令和3年度は7人、令和4年度は8人となり、留保の対象から外れ、再編整備の対象とされたものであります。

今回の計画案を受けた後も穂別高校に、言わずもがなですが、生徒がいる限り支援を続けていく所存でございます。

また、北海道教育委員会による地元への説明会というのを開催する予定でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 分かりました。以上で終わります。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 付け加えてですけれども、今回の議事を終了した後、教育委員会のメンバーと私とで北海道教育委員会のほうに出向きまして、北海道教育委員会では9月に最終計画案をまとめたいという思いがあるようでございます。町として改めて、今回提示された内容というのをしっかりと確認を図り、その後、地元説明会を受けて、町としての意見というのを取りまとめて、北海道教育委員会のほうに提示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 非常に難しい問題ですけれども、ぜひともできれば存続できるよう

御努力をお願いしたいということを述べて終わります。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

再開は17時25分とします。

休憩 午後 5時15分

再開 午後 5時25分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第2号から報告第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第6、報告第2号 令和3年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から、日程第8、報告第4号 令和3年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件までの3件を一括議題といたします。

報告第2号から報告第4号までの3件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

[菊池 功総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第2号 令和3年度一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から、報告第4号 令和3年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件までの3件を一括して御説明申し上げます。

議案書は1ページをお開き願います。

初めに、報告第2号 令和3年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件は令和3年度一般会計歳出予算の経費のうち、支出が終わらない一部を令和4年度に繰越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

記載の繰越計算書につきましては、表中の金額は令和3年度むかわ町一般会計予算において繰越明許費として議決いただきました金額、その右、翌年度繰越額が議決をいただきまし

た金額のうち、繰越処理を行った金額となっております。

2 ページ、2 款 1 項公共施設個別施設計画等策定業務及び 3 ページ、9 款 1 項教育施設長寿命化計画策定業務、4 項スポーツ施設長寿命化計画策定業務につきましては、一体的に取り進めていることから併せて御説明申し上げます。

3 行目につきましては、令和 3 年 11 月から本年 12 月までを期間とし、3 つの個別施設計画の策定とその内容を踏まえた公共施設等総合管理計画の改定に係る令和 4 年度分の業務に係る費用として、総務管理費で 185 万 1,000 円、教育総務費で 82 万 2,000 円、社会教育費で 249 万 7,000 円を繰り越したもので、財源は全額一般財源でございます。

2 ページにお戻りいただきまして、2 款 1 項有明地区辺地共聴施設整備事業につきましては、半導体不足に伴い設備整備に係る部品調達に時間を要し、年度内の完了が困難なことから 506 万円を繰越したもので、財源は地方債が 500 万円、一般財源が 6 万円でございます。

新型コロナウイルス感染症対応事業につきましては、令和 3 年度国の補正予算を活用し、感染症の影響を受けている事業者に対するホタテ貝操業支援、施設園芸燃油高騰対策支援、水産物直接販売支援の各事業において、支援内容に係る最終確定が令和 4 年度となることから 746 万円を繰越したもので、財源は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金が 505 万円、残りの 241 万円が一般財源でございます。

2 款 3 項社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、令和 3 年度の国の補正予算で措置され、交付決定されておりますが、事業の完了が令和 4 年度となることから 272 万 8,000 円を繰越したもので、財源は全額国庫補助金でございます。

3 款 1 項臨時特別給付金支給事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策として施行されております令和 3 年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業に係る申請期限が本年 9 月 30 日までとなっていることから、本年中における執行見込分 3,583 万 3,000 円を繰越したもので、財源は全額国庫補助金でございます。

5 款 1 項農業基盤整備事業につきましては、新鷗川地区道営水利施設等保全高度化事業を促進するため、令和 3 年度国の補正予算で措置された事業分の執行が令和 4 年度となることから 1,175 万 9,000 円を繰越したもので、財源は約 2 分の 1 に当たる 587 万 8,000 円が道補助金、残り 588 万 1,000 円は一般財源でございます。

以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書 5 ページをお開き願います。

報告第 3 号 むかわ町下水道事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明

申し上げます。

本件は令和3年度下水道事業会計の経費のうち、支出が終わらない一部を令和4年度に繰越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3条の規定に基づき、報告するものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越しでございまして、いずれも施工計画及び工法検討等に時間を要したことから、年度内の完了が困難なため繰越ししたものでございます。

それぞれの繰越金額及び財源につきましては、鶴川地区公共下水道処理場機器更新事業は、繰越額は2,000万円、財源は国庫補助金1,093万円、企業債が900万円、残額7万円は自己資金。穂別地区農業集落排水処理場機器更新事業の繰越額は750万円、財源は国庫補助金が375万円、企業債が370万円、残額5万円は自己資金でございます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書7ページをお開き願います。

報告第4号 令和3年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明します。

本件は令和3年度病院事業会計の経費のうち、支出が終わらない一部を令和4年度に繰越しを行いましたことから、地方公営企業法第26条第3条の規定に基づき、報告するものでございます。

8ページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越しでございまして、半導体不足により、令和3年度に契約締結した電子カルテシステムに係る部品調達に時間を要し、年度内の整備が困難となったことから1億780万円を繰越ししたもので、財源は全額企業債でございます。

以上で報告第2号から第4号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑の順序は報告番号順とします。

まず、報告第2号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、報告第2号の質疑を終わります。

次に、報告第3号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、報告第3号の質疑を終わります。

次に、報告第4号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、報告第4号の質疑を終わります。

これで報告第2号 令和3年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から、報告第4号 令和3年度むかわ町病院事業会計繰越明許費繰越計算書報告までの3件は報告済みとします。

◎諮問第1号及び諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第9、諮問第1号及び日程第10、諮問第2号の人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件の2件を一括議題といたします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきまして御説明を申し上げます。

本件は人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、鶴川地区委員1人の任期が本年9月30日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問するものでございます。

候補者は、平成25年から人権擁護委員として活躍されている、むかわ町花岡293番地3、田口秀吉さんでございます。

田口さんは、説明資料にございますとおり、社会教育委員や北海道青少年育成運動推進指導員、苫小牧警察署管内少年補導員など長く務められた経歴や、平成25年7月から人権擁護委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への些細な対応が期待できる適任者でございますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

続いて、諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきまして御説

明を申し上げます。

本件は人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、鶴川地区委員1人の任期が本年9月30日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問をするものでございます。

候補者は、平成28年から人権擁護委員として活躍されている、むかわ町美幸4丁目43番地、前田幸男さんでございます。

前田さんは、説明資料にございますとおり、保護司や民間調停委員等を務められた経歴や、平成28年10月から人権擁護委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への些細な対応が期待できる適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

まず、諮問第1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、諮問第1号の質疑を終わります。

次に、諮問第2号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、諮問第2号の質疑を終わります。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について討論を行います。

討論の順は議案番号順とします。

まず、諮問第1号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、諮問第1号の討論を終わります。

次に、諮問第2号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、諮問第2号の討論を終わります。

これから諮問第1号及び諮問第2号の2件について採決します。

なお、採決は議案番号順とします。

まず、諮問第1号を採決します。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は原案のとおり適任と決定いたしました。

次に、諮問第2号を採決します。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は原案のとおり適任と決定をいたしました。

◎議案第36号から議案第38号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件から、日程第13、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件までの3件を一括議題といたします。

議案第36号から議案第38号までの3件について提案理由の説明を求めます。

柴田総務企画課主幹。

〔柴田巨樹総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 議案第36号から議案第38号まで関連がございますので、一括して提案内容を御説明申し上げます。

この規約の変更につきましては、それぞれの組合に新たに団体が加入することに伴い、規約の一部を変更する必要性が生じたことから、現行規約を変更することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件につきましては、議案書13ページをお開き願います。

なお、説明の都合上、議案説明資料により御説明させていただきます。

議案説明資料につきましては、5ページをお開き願います。

変更の内容につきましては、新たに加入した上川中部福祉事務組合につきまして、別表第1及び別表第2に追加するものでございます。

議案書13ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行とするものでございます。

次に、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件につきましては、議案書15ページをお開き願います。

説明の都合上、議案説明資料7ページをお開き願います。

変更の内容につきましては、新たに加入した上川中部福祉事務組合につきまして、別表(2)に追加するものでございます。

議案書15ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行とするものでございます。

次に、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する件につきましては、議案書17ページをお開き願います。

説明の都合上、議案説明資料9ページをお開き願います。

変更の内容につきましては、新たに加入した上川中部福祉事務組合につきまして、別表第1に追加するものでございます。

議案書17ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行とするものでございます。

以上、提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第36号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第36号についての質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第37号についての質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第38号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第36号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第36号についての討論を終わります。

次に、議案第37号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第37号についての討論を終わります。

次に、議案第38号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第38号についての討論を終わります。

これから採決を行います。

採決の順番は議案番号順とします。

まず初めに、議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第14、議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は19ページ、別に配付してございます議案説明資料は11ページをお開き願ひまして、辺地の区域及び整備箇所の確認をお願いします。

本件は新たに穂別栄地区及び穂別富内地区の辺地総合計画の策定につきまして、北海道知事との協議が整いましたことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

辺地の総合整備計画は、事業に係る財源として後年度以降、普通交付税の算定におきまして、基準財政需要額に元利償還金の80%が算入される大変有利な辺地対策事業債を活用するため、その発行の条件といたしまして策定するものでございます。

議案書20ページをお開き願ひます。

穂別栄地区につきましては、本年1月1日時点の人口が69名、面積は61.2平方キロメートルで、辺地の概況となる辺地度点数は183点であります。

整備計画は令和4年度から令和8年度の5か年の計画で、整備内容、区分施設名などにつ

きましては、経営近代化施設整備といたしまして、カイカウニ地区における排水路整備事業を1年間で取り進めるもので、計画における事業費は2,000万円、財源は道補助金1,380万円、残りは一般財源620万円を予定するもので、その一般財源分に辺地対策事業債の活用を図るものでございます。

次に、議案書21ページにお移り願います。

穂別富内地区につきましては、本年1月1日時点の人口が170名、面積は28.6平方キロメートルで、辺地の概況となる辺地度点数は253点であります。

整備計画は令和4年度から令和8年度の5か年の計画で、整備内容、区分施設名などにつきましては、道路整備事業といたしまして、町道富内1条線道路改良舗装事業を取り進めるもので、計画における総事業費は9,100万円、財源は一般財源を予定するもので、全額辺地対策事業債の活用を図るものでございます。

以上で議案第39号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第39号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定に関する件を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第15、議案第40号 むかわ町鵜川ししゃもふ化場の設置及び管理に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を願います。

藤野農林水産課主幹。

〔藤野真稔農林水産課主幹 登壇〕

○農林水産課主幹（藤野真稔君） 議案第40号 むかわ町鵜川ししゃもふ化場の設置及び管理に関する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書23ページをお開きください。

本件は、現在、むかわ町洋光にて建設中であります鵜川ししゃもふ化場が今年秋より稼働されることに伴い、同施設の設置及び管理について必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

説明の関係上、別に配付しております議案説明資料13ページをお開き願います。

条例を制定する趣旨であります。町魚でありますししゃもの人工ふ化事業により資源拡大を図り、もって沿岸漁業の振興及び地域特性を生かしたまちづくりに資するために設置する鵜川ししゃもふ化場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

施設及び事業の概要については、2番と3番に記載しておりますので、お読み取り願います。

また、参考といたしまして、施設の図面を議案説明資料の15ページに添付しておりますので、お目通しいただければと思います。

使用と管理ですが、施設の使用については、漁業振興を目的とする公的団体から使用申請により許可することとし、公共的団体については、鵜川漁業協同組合を予定しております。

また、取水量の計測と記録、施設設備の点検、日常の清掃、草刈りや冬期間の除雪などの維持管理、こちらにつきましては業務委託を基本と考えております。

それでは、条文について説明させていただきますので、議案書23ページにお戻り願います。

第1条は先ほど御説明させていただきました条例を制定する趣旨を、第2条では名称及び所在地を定めております。

第3条ではふ化場にて実施します事業の内容について、第4条では第3条の事業を行うための業務の使用する使用者の範囲について、第5条ではふ化場の使用料について定めるものです。なお、使用料につきましては、設置上の趣旨を鑑み無料といたしました。

第6条ではふ化場の管理を委託することができることとして、終わりに、委任として第7

条を定めます。

また、第7条におけます別に定めるものとして、同条例の施行規則と取水規定を制定することとしておりますので、申し添えます。

なお、施行日は現在の建設工事の工期を考慮いたしまして、令和4年10月15日からとし、この後の議案第43号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）において、施設の管理運営経費を計上しておりますことを申し添えまして、議案第40号 むかわ町鵜川ししゃもふ化場の設置及び管理に関する条例案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 説明資料の13ページを見えています。

事業の概要として、11月、12月、4月とこう書かれているんですけども、これ以外の期間というのは無人になってしまうのでしょうか。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） これらの事業、ふ化事業の終了する期間については、基本、無人での管理というふうに想定しております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

○8番（大松紀美子君） 使用と管理は鵜川漁業協同組合と契約をするということなのですが、この無人になっている間も、例えばいろいろな外観の環境整備から、それから、中のいろいろなやっぱり大丈夫なのかというそういうものもあると思うんですけども、それらも含めて全て、景観も含めて漁業協同組合が管理をするということによろしいのでしょうか。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） まず、ふ化事業に関しましては、使用を許可するという形で、内水面における増殖事業を行っております鵜川漁協のほうに申請に基づき許可を出して、使用させるという考え方でございます。

そのほかに施設自体の機械類、それから、施設全般にわたる維持管理という部分で、その使用者である鵜川漁業のほうに管理委託を基本として、現在考えているところでございますが、その他、法定点検等でまた必要な委託というものもございまして、そういった部分につき

ましては、それぞれそういったノウハウを持つ専門業者のほうに個別に委託契約することを想定しているものでございます。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第40号 むかわ町鵜川ししやもふ化場の設置及び管理に関する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（野田省一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会をいたします。

なお、明日開会時刻は午前10時といたします。

本日は御苦労さまでした。

延会 午後 6時02分

令和4年第2回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月17日（金）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 議案第41号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 2 議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第43号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第44号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第45号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第46号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第47号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第48号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第49号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）

議員等提出事件

- 第10 発議第 1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 第11 発議第 2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案
- 第12 意見書案第2号 食料の自給率向上を国政の柱に捉える政治転換を求める意見書
（案）
- 第13 意見書案第3号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める
意見書（案）
- 第14 意見書案第4号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書
（案）
- 第15 意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・
強化を求める意見書（案）
- 第16 意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
- 第17 意見書案第7号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）
- 第18 意見書案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人

以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）

第19 閉会中の特定事件等調査の件

（総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会）

（議会運営委員会及び議会広報委員会）

第20 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	上田光男
総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	本間彰	総務企画課幹主	柴田巨樹
総務企画課幹主	栃丸直士	総務企画課幹主	菊池功
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課幹主	菊池恵美

町民生活課 主 幹	小坂 僚介	健康福祉課長	菅原 光博
健康福祉課 参 事	今井 喜代子	健康福祉課 主 幹	高橋 佳香
健康福祉課 主 幹	熊谷 伸一	健康福祉課 主 幹	横山 貴仁
農林水産課長	酒卷 宏臣	農林水産課 参 事	高木 龍一郎
農林水産課 主 幹	藤野 真稔	経済建設課長	吉田 直司
経済建設課 参 事	江後 秀也	経済建設課 主 幹	梅津 晶
経済建設課 主 幹	佐藤 琢	経済建設課 主 幹	西村 和将
企画町民課長	石川 英毅	企画町民課 主 幹	長谷山 一樹
経済戦略室 主 幹	加藤 英樹	経済戦略室 主 幹	櫻井 和彦
国民健康保険 穂別診療所 事務 長	西 幸宏	教 育 長	長谷川 孝雄
生涯学習課長	佐々木 義弘	教育振興室長	藤田 浩樹
生涯学習課 主 幹	松本 洋	選挙管理委員 会事務局長	石川 英毅
農業委員会 事務局 長	東 和博	農業委員 会局長	高木 龍一郎
監 査 委 員	数 矢 伸 二		

事務局職員出席者

事務局 長 今井 巧 主 査 酒卷 早苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

冒頭、発言に際して、次の点についてお願いを申し上げます。発言するときは、議長の指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言されますようお願いを申し上げます。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第1、議案第41号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

柴田総務企画課主幹。

〔柴田巨樹総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（柴田巨樹君） 議案第41号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

この改正は、人事院が公表した、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備について権衡を図るため、町の会計年度任用職員におきましても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料17ページ、新旧対照表を御覧願います。

初めに、第2条第3号の改正は、非常勤職員、本町でいう会計年度任用職員の育児休業取得要件の緩和措置として、育児休業を取得するためには、取得時点で在職期間が1年以上であるという要件を廃止するものでございます。

次に、17ページ下段から18ページ上段にかけて、第22条第2号の改正では、会計年度

任用職員の部分休業の取得につきましても、先ほどの第2条の改正と同様に、在職期間1年以上という要件を廃止するものでございます。

次に、第26条及び第27条は、新たに追加する条文となりますが、任命権者の責務として、職員の妊娠や出産の事実を確認した際には、育児休業制度の周知や制度取得の意向確認のための面談等の措置を講じるほか、勤務環境の整備に関する措置としまして、職員に対する研修の実施や相談体制の整備などについて定めるものでございます。

議案書25ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行とするものでございます。

以上、提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第41号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第2、議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

八木町民生活課課長。

[八木敏彦町民生活課長 登壇]

○町民生活課長（八木敏彦君） 議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書27ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、施行日が4回に分けられているうち、令和4年4月1日施行分につきましては専決処分を行い、4月25日開催の第4回臨時会において承認をいただいたところでございますが、残りの令和4年4月1日施行日以外の分につきましては、今回、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、別冊議案説明資料の19ページをお開き願います。

地方税法等の改正に伴うむかわ町税条例等の改正概要により御説明いたします。

改正趣旨につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

続きまして、2の改正概要について御説明を申し上げます。

①の民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日施行分につきましては、法第382条の4の規定により、登記名義人等の住所が明らかにされることにより人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載することにつきまして法改正がされたことに伴い、規程を整備するものでございます。

②の令和5年1月1日施行分につきましては、配偶者等が退職手当等を有する場合、把握に時間を要することから、給与所得者が給与支払者へ提出する扶養親族申告書等にその旨を明記し、賦課に必要な情報を把握できるよう様式を改正するものでございます。また、住宅借入金等の特別税額控除の期間延長と延長に伴い規定を整備するもののほか、引用条項の削除に伴う規定の整備、項ずれの反映でございます。

③の令和6年1月1日施行分につきましては、上場株式等の配当等につきましては、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能とされていましたが、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるよう改正するものでございます。また、公的年金等の受給者の住民税申告義務に関わる規定の整備、特定上場株式等の配当等に関わる配当所得について、所得税で分離課税の適用を受けた場合に限り、町民税においてもその適用をするもののほか、申告

方式の選択に関わる規定の整備、項ずれの反映でございます。

④のむかわ町税条例の一部を改正する条例の一部改正の改正につきましては、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備をするもの、こちらは令和5年1月1日施行でございます。また、町民税に関する経過措置について所要の規定を整備するもの、こちらは令和6年1月1日施行でございます。

なお、次のページ、20ページから22ページに条項ごとの改正概要、23ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

議案書にお戻りいただき、29ページをお開き願いたいと思っております。

附則といたしまして、第1条で施行期日、第2条では納税証明書に関する経過措置、第3条では町民税に関する経過措置、第4条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、議案第42号の説明とさせていただきます。御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号 むかわ町税条例等の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号から議案第49号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第3、議案第43号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）から日程第9、議案第49号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）までの7件を一括議題といたします。

議案第43号から議案第49号までの7件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第43号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）から議案第48号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）、追加配付いたしました議案第49号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

これから御説明申し上げます補正予算のうち、議案第43号の一般会計（第2号）及び議案第46号から第48号までの3つの公営企業会計補正予算（第1号）につきましては、町長改選期であったことから継続的な事業を中心に編成を行った骨格予算に政策的、投資的な事務事業を肉づけした本予算となるものでございます。

本説明に当たっては、議案書、別に配付してございます令和4年度各会計補正予算の概要書、各会計補正予算に関する説明書、事務事業により議案説明資料により御説明申し上げます。

まずは、所要の補正を行った各特別会計を含めた補正後の令和4年度本予算、一般会計に係るものは、補正予算（第2号）までの規模につきまして、令和4年度各会計補正予算の概要書1ページにより御説明申し上げます。

各会計ごとの補正額、補正後の予算額は記載のとおりでございまして、表下段、補正額の合計で18億3,541万7,000円を追加、補正後の予算額は143億2,728万3,000円となり、対前年度比で6.6%、8億8,698万8,000円の増となっております。

続きまして、議案書31ページをお開き願います。

議案第43号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ14億6,817万7,000円を追加し、97億7,440万1,000円とするもので、補正する款項及び補正後の金額は、議案書32ページから36ページまでの第1表歳入歳出予算補正となっております。

第2条につきましては、議案書は37ページ、第2表継続費の件でございまして、本予算で

追加する地域情報通信施設整備事業、穂別地区情報通信基盤テレビ設備等更改業務を、各設備に係る設計、機器調達、設備切替えなど、多様の業務にわたること、また、費用の負担の平準化の観点から、3年間の継続事業として取り進めるため、地方自治法第212条第1項の規定に基づき、経費の総額及び年割額を定めるものでございます。事業費の総額は6億1,323万9,000円、各年度に要する予算額は表中年割額のとおりとなっております。

続きまして、第3条につきましては、議案書38ページ、第3表債務負担行為補正の件でございます。本補正予算で新たな農業担い手経営者支援として追加する利子補給補助事業は、本年度から令和8年度まで5か年間の事業期間に資金を借入れ、以降、最大20年間の償還に係る利子の一部を補助する事業であることから、本年度から令和8年度に借入れする農業者の最終償還年度となる令和29年度までの26年間の期間、限度額は全道JA統一要綱資金を活用する担い手農業者を対象に、農業協同組合が融資する資金に対し、20年間以内で年率0.25%に相当する額とするものでございます。

続きまして、第4条につきましては、議案書39ページ、第4表地方債補正の件でございます。新たに地方債を活用する8事業に係る限度額の追加、議案書37ページにつきましては、地方債対象事業費の変更に伴い、1事業において限度額を変更するものでございます。

補正する内容につきましては、別冊で配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書7ページ、歳出により、歳入で追加する特定財源などを併せて御説明申し上げます。

また、説明する事業内容を御確認いただけるよう、補正予算の概要書2ページを併せてお開き願います。

まず、説明書7ページ、2款1項2目90番、情報管理一般事務につきましては、既定の予算で取り進める事業の一部がデジタル基盤改革支援事業の対象となり、補助金278万円の交付を受けたことから財源振替するもので、補助金につきましては、歳入、20款に同額追加してございます。

3目140番、職員住宅等維持管理事務、概要書は2ページの下段となります。269万5,000円の追加につきましては、穂別地区の職員住宅1棟の屋根塗装に係る工事費用として225万5,000円、大気汚染防止法の改正に伴い、建物等の改修や解体を行う場合、アスベスト含有に係る事前報告が義務づけられたことから、後年度以降、改修を要する2棟に係る調査費用として44万円を委託料に追加するものでございます。

5目181番、胆振東部地震対策基金積立金につきましては、歳入の寄附金のうち20万円を、

後年度以降の寄附者の意向に沿う事業で活用するため、原資積立金として追加するものでございます。

200番、基本基金積立金につきましては、本補正予算におきまして、基金を活用する造林事業費を追加することから、既定の積立金405万9,000円を皆減するものでございます。

説明書7ページから8ページにかけてでございます。

6目210番、公有財産管理事務1,517万5,000円の追加につきましては、実施設計委託料として、北海道胆振東部地震で被災し、後年度以降に解体を予定する消防署鶴川支署旧庁舎ほかの付属物解体に係る設計費683万1,000円及び穂別地球体験館解体に係る設計費用746万4,000円、合わせて1,429万5,000円、また、老朽化により今後、使用は難しい仁和地区の旧教職員住宅4棟に係るアスベスト含有調査費用を88万円追加するもので、財源は、解体に係る設計費用の一部として、歳入、14款、総務費国庫補助金に648万1,000円を追加、残りは一般財源でございます。

225番の2、地域情報施設管理運営事務3億662万3,000円の追加につきましては、2事業に係る追加でございまして、別に配付してございます議案説明資料の37ページ、38ページにより御説明申し上げます。

1件目は、継続事業として取り進める穂別地区地域情報通信施設整備事業2億9,949万5,000円の追加でございます。テレビ難視聴地域である穂別地区においては、町が地上デジタル放送の再送信等の設備を整備、放送事業者となり、配信を行っておりますが、現在の設備は設置から14年が経過し、老朽化に加え、一部の部品においては調達が困難となっていることから、放送事故の未然防止、また安定したテレビ配信サービスを継続するため、配信する穂別総合支所内施設と受信する約1,300件の住宅の設備を更新するものでございます。整備は、令和4年度の設計、機器調達から令和6年度までの現在の設備の撤去等までの3年間を予定するもので、その内容、事業規模は記載のとおりでございまして、予算額は、財務規則の規定により、令和5年度までは部分払いとして事業費の9割、令和6年度に清算する年割としてございます。

なお、今年度の財源は、借入額に係る後年度以降の元利償還金の70%が普通交付税基準財政需要額に算入される過疎対策事業債を活用するもので、歳入、21款町債に2億9,940万円を追加してございます。

2件目は、議案説明書38ページ、穂別地区高度無線環境整備支援事業712万8,000円の追加でございます。穂別地区において、新たに、民間のインターネットサービスの整備により、

利用者は、年内に、町が事業者となり提供するインターネットサービスから民間が提供するサービスへ移行する必要がある、現在、手続が進められております。穂別地区におけるインターネットの利用を継続するためには、移行に係る回線接続工事が必要となることから、負担軽減を図るため支援するものでございます。内容は、施設当たり1万9,500円を限度とし、むかわ町金券により支援するものです。

なお、この事業に係る財源は全額情報通信施設営繕基金を活用するもので、歳入、18款、基金繰入金に同額追加してございます。

説明書8ページ、9目250番、企画一般事務につきましては、むかわ町地域公共交通活性化協議会が国の補助金を活用して策定する地域公共交通計画に係る調査業務等の費用の一部を町が負担するため、75万5,000円を追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

273番、共に創るまちづくり事業につきましては、議案説明資料39ページにより御説明申し上げます。

本事業は、これまでのまちづくり耕上促進事業をリニューアルし、震災の経験や教訓を生かし、町民や若者などの柔軟なアイデアにより、第2次むかわ町まちづくり計画の重点プロジェクトの推進に資する公益性のある事業に補助するもので、2に記載の人がつながる地方創生事業、まちなか再生加速化事業、タウンプロモーション推進事業などを対象に、それぞれ、3に記載の補助率で、限度額は100万円以内とするものでございます。この事業により、町民や事業者の方々と一体となり、共につくるまちづくりの加速化を期待するものでございまして、初年度は300万円を見込み、予算を追加するもので、財源は全額地域振興基金で、歳入、18款、地域基金繰入金に同額追加してございます。

説明書8ページ、概要書は4ページになります。

274番、恐竜プロジェクト事業46万1,000円の追加につきましては、2種のARアプリケーションの保守委託料として40万7,000円、普及促進に係る物品を購入する費用として消耗品費に5万4,000円を追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

291番、新型コロナウイルス感染症対応事業1億9,155万円の追加につきましては、議案説明資料35ページ、交付金事業の概要により御説明申し上げます。

本事業は、令和3年度、国の補正予算分、また令和4年度に新たに配分された原油価格・物価高騰対応分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止や地域経済、住民生活の支援、また、今後を見据えた対策などに係る費用として、資料に記載の11事業を追加するものでございます。

各対策事業の内容につきまして御説明申し上げます。

1 番の博物館資機材整備事業につきましては、コロナ禍における安全な運営、また、今後の学習効果を高めることを目的に、室内において展示資料の解説動画を放映するデジタルフォトフレーム 5 台を整備する費用として22万円。

2 番、新規就農者確保対策事業につきましては、就農相談会への参加や独自の就農イベントを開催することで、今後の担い手となる新規就農者の確保に取り組む費用として、むかわ町地域担い手育成センター補助金に100万円。

3 番、地元食材を活用した食育推進事業につきましては、学校給食に地元食材を活用することで、食育に併せ、地域食材の消費による産業振興を図る費用として、需用費、賄材料費に100万円。

4 番、プレミアム付商品券発行事業につきましては、町内における消費の早期回復と物価高騰を受ける生活者支援を図るため、商工会が実施する発行事業を支援する費用としてプレミアム付商品券交付金2,107万7,000円。

なお、本事業における予算措置はプレミアム率20%分ですが、別途、商工費において、道補助金を活用し、10%分を上乗せし、プレミアム率30%で事業が実施される予定でございます。

5 番、集団接種会場環境整備事業につきましては、鶴川地区における新型コロナワクチン接種会場となっている四季の館の利便性及び安全性の向上を図るため、バスレーン、正面玄関及び通用口の舗装整備などを行う費用として、工事請負費に3,000万円。

説明書は36ページにお移りいただきまして、6 番、子育て世帯への生活特別給付金事業につきましては、国が実施する子育て世帯支援事業は、ひとり親及び住民税非課税世帯を対象に子ども 1 人当たり 5 万円を給付する内容となっておりますが、感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活、暮らしを支援する観点から、国の事業の対象とならない子育て世帯に対し、町独自で子ども 1 人 5 万円を給付する費用として、扶助費に3,500万円、事務費用として、会計年度任用職員に報酬、消耗品、通信運搬費、扶助費と合わせて3,570万8,000円を追加。

7 番、テレビ向け情報配信プラットフォーム構築事業につきましては、町民の情報入手手段が多岐にわたっていることを踏まえ、行政情報伝達手段を多様化することで、感染防止のみならず、住民の命と暮らしに関する情報を迅速に、かつ的確に周知することが必要であることから、本町における仕組みの一つに、地上デジタル放送の d ボタンを活用したハイブリ

ッドキャスト放送を加える費用として、使用料に330万円。

以上、7番までが令和3年度の国の補正予算を活用するもので、事業費合計が9,233万5,000円、令和4年度活用可能額7,910万7,000円のうち7,550万円を活用するものでございます。

続きまして、8番、くらし応援金券交付事業につきましては、原油価格、物価高騰による影響が家庭の収入に対する割合が大きいと考えられる令和4年度住民税非課税世帯の生活、暮らしを応援するため、1世帯3万円の金券を交付する費用として、扶助費に臨時特別給付金として3,900万円、事務費用として消耗品に10万円、印刷製本費に80万円、通信運搬費に59万8,000円、合わせて4,049万8,000円。

9番の農業物価等高騰緊急支援事業、10番の漁業物価等高騰緊急支援事業につきましては、原油価格、物価高騰の影響により資材が高騰する中で事業を継続する事業者を支援する費用として新型コロナ対策補助金5,671万7,000円。内容につきましては、それぞれの対象項目における影響額に対し、一定割合を乗じ限度額を設けた上で支援する予定でございます。

最後に、11番、物価高騰に伴う学校給食費支援事業につきましては、食材の高騰が提供する給食に影響出ないように、また、提供内容を維持するための新たな保護者負担が発生しないように、給食費を支援する費用として賄材料費に200万円。

以上、8番から11番までが、今年度、新たに配分決定された原油価格・物価高騰対応分を活用するもので、事業費合計9,921万5,000円に対し、配分額6,466万3,000円を活用するもので、今補正で活用する臨時交付金の合計1億4,016万3,000円は歳入、14款、総務費国庫補助金に追加、残額は一般会計でございます。

説明書9ページ、概要書は4ページにお戻りいただきまして、300番、地域振興基金積立金につきましては、歳入、寄附金のうち13万9,000円を後年度以降に寄附者の意向に沿う事業で活用するため、原資積立金を追加するものでございます。

説明書10ページ、13目390番、自治活動促進事業につきましては、鶴川地区3町内会に設置するごみ収集ボックス計21基を、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、購入する費用として、備品購入費に186万4,000円を追加するもので、財源は20款に180万円追加してございます。

400番、町民会館等管理運営事務につきましては、仁和会館の機能向上を図るため、防寒対策を含め、風除室を改修する費用として121万円5,000円を追加するもので、財源は全額公共施設長寿命化推進基金で、歳入、18款、基金繰入金に同額追加してございます。

14目410番、四季の館管理運営事務の1億7,713万5,000円の追加につきましては、施設診断調査の結果を踏まえ、本年度実施分1億1,362万6,000円、施設の設備を維持するために必要な点検及び作業等の費用1,684万3,000円、コロナウイルス感染症の影響による減収分を補填する費用として3,303万7,000円を合わせた1億6,350万6,000円を委託料に、また、老朽化が激しい備品を更新する費用として1,362万9,000円を追加するもので、財源の一部に四季の館営繕基金を活用することから、歳入、18款、基金繰入金に1億1,000万円を追加、残額は一般財源でございます。

概要書は6ページになります。

3款1項1目660番の2、国民健康保険特別会計繰出金（直診勘定）の追加につきましては、この後、議案第44号での説明と重複しますが、穂別診療所のペレットボイラーの修繕費用83万3,000円、また、気道確保補助用具の整備に係る財源の一部として26万円、合わせて109万3,000円を繰出金として追加するもので、財源は一般財源でございます。

説明書は11ページ、2項1目917番、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業436万6,000円の追加につきましては、国が非課税世帯の子ども1人当たり5万円を給付する事業を本町が執行する費用として、扶助費に400万円、時間外手当ほか事務費用として36万6,000円を追加するもので、財源は全額国庫支出金で、歳入、14款に同額追加してございます。

なお、この後、改めまして議案第49号で御説明申し上げたいと思います。

2目925番、こども園運営支援事業1,991万6,000円の追加につきましては、1件目は、保育事業負担金として、令和4年2月から実施されている保育士等処遇改善臨時特例事業に係る4月から9月までの6か月分の認定こども園に対する負担金として303万9,000円を追加。

もう一件の補助金につきましては、議案説明資料40ページにより御説明申し上げます。

多様化する保育需要の対応として、認定こども園の安定的、継続的な運営と保育環境の充実を図るため、財源の一部に国や道の補助金を活用しながら、新たに認定こども園の運営を支援するため、1,687万7,000円を追加するものでございまして、支援の内容は、資料2に記載のとおり、2つの認定こども園に対する支援として、保育内容の充実や質の向上に係る物品購入費や職員研修費、保育士業務の負担軽減に係る補助者雇用費用など、また、4月から法人による運営が始まったさくら認定こども園に対しましては、(2)番になります。保育士の雇用安定と施設の環境整備に必要な備品等の購入に要する費用を、3年間をめぐりに支援する内容となっております。

なお、財源は、処遇改善に係る費用は全額特例交付金で歳入、9款に、また、支援事業の

うち補助者の雇用に係る費用は、一部、国及び道補助金を活用することから、歳入、14款、民生費国庫補助金に698万1,000円、15款、民生費道補助金に116万3,000円を追加してごさいます。

概要書は8ページになります。

950番の2、発達支援センター事業、穂別総合支所分につきましては、発達支援センター穂別きらりの外壁及び屋根を塗装する費用として工事請負費に756万5,000円を追加するもので、財源は全額公共施設長寿命化推進基金で、歳入、18款、基金繰入金に同額追加してごさいます。

説明書は12ページになります。

4款1項2目1041番、感染症対策ワクチン接種事業2,449万円の追加でごさいます。

議案説明資料41ページを併せてお開き願います。

新型コロナウイルス感染症の重症予防を目的とした追加接種、4回目の接種に係る実施内容が示されたことから、国からのワクチン配給と体制確保により、速やかかつ円滑に実施するための費用、また、小児の初回接種等を実施するための費用を追加するもので、3回目接種完了後、5か月以上経過した60歳以上及び18歳以上の基礎疾患を有する方々を対象とした4回目接種につきましては、資料の2に記載のとおり、8月頃から順次実施。また、資料の41ページの3番になります。5歳から11歳までの初回接種、12歳以上の3回目接種の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、追加する費用につきまして、説明書12ページで御説明申し上げます。

費用につきましては、接種事業に係る会計年度任用職員の雇用に係る報酬、社会保険料、通勤手当、接種事業に係る案内や会場で使用する消耗品、接種券印刷費、医療事故防止に係る材料購入費、接種券の送付料、ワクチンの移送及び町外接種に係る事務手数料、郊外から集団接種会場までのバス運行費及び鶴川地区接種に係る委託料、集団接種会場の借り上げ、4回目接種に係るシステム改修に係る協議会の負担金、穂別地区の接種に係る診療所に対する負担金、合計244万9,000円を追加するもので、財源は、接種対策に係る負担金1,939万2,000円、体制確保に係る補助金509万8,000円となっており、歳入、14款に追加してごさいます。

説明書12ページ、概要書9ページになります。

2項1目1090番、樹海温泉管理運営事務360万8,000円の追加につきましては、樹海温泉ほべつにおける熱交換器内部のプレート交換等の修繕費用として284万5,000円、樹海温泉はく

あ及びほべつにおける原油価格高騰に伴う影響額を補填する費用として委託料に76万3,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

2目1120番、ごみ・し尿処理対策事務につきましては、議案説明資料43ページにより御説明申し上げます。

現在、町民が利用するごみ収集ボックスの多くは旧町時代に設置され、特に鶴川地区はほとんどが設置から30年を経過、破損や腐食を修繕し、利用してきておりますが、今後、管理する自治会、町内会が負担する費用の軽減を図ることが良好な生活環境の確保につながることから、助成内容を拡充し、今年度見込まれる費用として助成金を75万円追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

改正の内容は、2に記載のとおり、交付要件として、事業者での修繕のほか、自治会、町内会等の会員が自ら行う資材購入費を追加、助成金額は、1基当たり5,000円を超える額の2分の1以内、1自治会当たりの年度における上限は5万円でしたが、改正後は、基数を問わず、費用が5,000円を超える額の4分の3以内、1自治会当たり、年度における上限額を15万円に拡充する内容とするもので、計算例につきましては、3に記載のとおりでございます。

続きまして、5款1項2目1200番、農業振興対策事務841万2,000円の追加につきましては、定住対策の調査研究に係る費用として旅費に7,000円、食育推進に係るイベントや試作品の開発、料理動画に係る材料費用として消耗品に15万円を追加。

2件の補助金につきましては、議案説明資料44ページにより御説明申し上げます。

1件目は、エゾシカ捕獲用移動式囲いわな整備事業につきましては、侵入防止柵の設置や銃器による駆除活動が困難な地域に遠隔操作監視システムを有する移動式の囲いわなを導入し、地域主体での効率的な捕獲と被害の軽減を図ることを目的とし、2の概要の記載のとおり、鳥獣被害防止対策協議会に対し支援するもので、導入場所は、地域主体の運営、設置場所の選定など、既に協議が調っている宮戸地区、二宮地区の2か所を予定しており、補助金の内訳は、3に記載のとおり、基材導入費、消耗品費、通信費などを合わせた795万5,000円を鳥獣被害防止対策協議会補助金として追加するものでございます。

2件目に、議案説明資料45ページ、わな猟免許取得助成金事業につきましては、エゾシカの増加により、銃器で捕獲することが困難な場所で農業被害エリアが拡大する一方で、地元猟友会では、会員の減少などにより、ハンターの育成や会員拡大が課題となっている中、地域の被害防止に関わりを増やしていただくとともに、有害鳥獣駆除従事者の確保と育成を図

ることを目的に、農業者自らがエゾシカを捕獲するために必要なわな猟の免許の取得に対する助成を行うもので、対象経費は、2に記載のとおり、免許取得費用や登録費用など、3、4に掲載のとおり、助成金額は3万円、令和4年度は10名を見込み、エゾシカ捕獲・有害鳥獣駆除補助金として30万円を追加するもので、財源につきましては、1200番で追加する予算に係る財源としましては、全額一般財源でございます。

続きまして、説明資料は14ページになります。あわせて、資料のほうは46ページをお開き願います。

1210番、地域農業推進事業につきましては、担い手経営改善資金利子補給補助事業の概要により御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、農業経営に関わる資材等が大幅に高騰し、経営が圧迫されている中、今後も経営を継続する農業者が、経営改善のため、農業協同組合から全道JA統一要綱資金の融資を受けた際に利子補給を行うことで、経営の長期安定化を支援することを目的とするもので、継続費補正で御説明したとおり、農業者が2に記載の3つの資金を活用する場合、3に記載のとおり、融資返済期間20年以内の利子のうち0.25%を補助するもので、4の記載のとおり、集中的に取組が必要であることから、令和8年度までの5か年間の事業として取り進めるものでございます。

なお、3つの資金を活用する場合、町が全返済期間に対する利子補給の支援を行うことにより、制度資金として整備され、農林漁業基金の保険対象となるものでございます。

予算は、本年度の融資実行に係る利子補給分の見込額として3万3,000円を追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

説明書14ページ、概要書は10ページとなります。

4目1280番、農業基盤整備事業8,588万3,000円の追加につきましては、当初予算において原則保留としていた投資的事業に係る追加でございまして、道路整備工事は、農地耕作条件改善事業といたしまして、田浦2号及び花岡2線、茂別3線、4線の農作業道整備工事費用として5,400万円、農業基盤整備工事は、農業水路等長寿命化・防災減災事業といたしまして、カイカウニ地区農業用排水路整備工事の費用として2,300万円、農業用排水路整備工事としましては、豊城地区の小規模土地改良事業の費用として850万円、あわせて、農道整備事業の執行に当たり、積算システムの使用料28万6,000円、農地耕作条件改善事業に係る連合会負担金を9万7,000円追加するもので、財源は、4,957万円は歳入、15款、農林水産業費道補助金、3,590万円は歳入、21歳町債で追加、残額は一般財源でございます。

なお、議案説明資料の最後に、A3判で、本年度執行する予定の建設改良事業に係る事業箇所図を御確認いただけるよう、地区別に作成してございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

2項1目……ごめんなさい。

○議長（野田省一君） ここで休憩したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菊池主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 説明書、続けさせていただきますが、私の説明の中で、ただいま、4つの資料を用いながら御説明してあります。議案書のほか、議案説明資料と併せまして、今は一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、これ、説明書として言葉で発させていただきます。それと、最後に補正予算の概要書、こちらを概要書という言葉で御説明の中に加えさせていただきますながら説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは、説明書の14ページから再開させていただきたいと思ひます。

説明書は14ページ、概要書は10ページになります。

5款2項1目1351番、私有林等整備促進事業につきましては、森林の持つ多面的機能の保持保管のためには、計画的かつ安定的に森林整備を推進していくことが必要とされる中、民間の事業者に対する国の補助事業の確定を受け、町内における一定水準の森林整備を進めるため、森林環境譲与税を活用し、私有林等整備促進事業補助金を1,570万円追加するものがございます。

1360番、小規模治山事業2,530万1,000円の追加につきましては、当初予算で保留していた穂別地区、春日の沢の整備に係る費用として、治山工事費に2,450万円、事業に係る工事及び事務雑費として、消耗品費に34万8,000円、燃料費に9万2,000円、借上料に36万1,000円を追加するもので、財源は、1,250万円を歳入、15款、農林水産業費道補助金、同額を歳入、

21款町債に追加、残額30万1,000円は一般財源でございます。

説明書15ページ、1381番、林業・木材産業構造改革事業につきましては、町内の林業事業者が機材を整備する費用の2分の1を、道の間接補助事業として、本町が事業者に補助金を支出するため、3,670万円を追加するもので、財源は全額農林水産業費道補助金で、歳入、15款に同額追加してございます。

1400番、林道整備事業4,913万4,000円の追加につきましては、道の山村強靱化事業を活用し、幹線林道ルベシベ線のうち穂別和泉側ののり面崩落箇所の改良を行う費用として工事費に4,913万円、次年度以降の事業の協議に係る旅費に4,000円を追加するもので、財源は、2,505万6,000円を歳入、15款、農林水産業費道補助金、2,400万円を歳入、21款町債に追加、残額は一般財源でございます。

続きまして、1410番、鳥獣対策事業2,988万8,000円の追加のうち報償費及び需用費につきましては、議案説明資料の47ページ、エゾシカ共猟体制づくり事業の概要により御説明申し上げます。

農林被害のみならず、住民の生活圏にも被害が拡大しているエゾシカによる被害の軽減を図るため、地域住民と猟友会のハンターが共同で捕獲する取組を推進することを目的とし、その内容は、資料の2に記載のとおり、繁殖期である冬季に、銃猟捕獲できる場所まで追い込み集約し、捕獲を実施するため、場所の選定や捕獲は猟友会が、エゾシカの誘引や捕獲後の搬出、運搬を地域住民が行う活動費用として報償費に127万4,000円、資材費を含む消耗品費に5万円を追加するものでございます。

説明書は15ページにお戻りいただきまして、下段の緊急捕獲活動支援事業補助金につきましては、本年度、道の内示を受けた2,903頭分、2,129万1,000円に、町独自分として975頭分、727万3,000円を合わせた2,856万4,000円を追加するものでございます。

なお、事業に係る財源は、エゾシカ捕獲に係る道補助金2,129万1,000円を歳入、15款に追加、残額は一般財源でございます。

続きまして、森林環境譲与税につきましては、先ほど御説明しました1350番、私有林等整備促進事業で1,570万円及びこの後御説明します1720番、公園等維持管理事務で700万円を活用し、事業を取り進めることから、既定の積立金2,270万円を皆減するものでございます。

説明書16ページ、概要書11ページ、1430番、基本基金管理事務につきましては、森林巡視、林内作業や調査、災害時等における活動のほか、関係団体との林務連絡調整に必要な車両を整備するため、車輛購入費に292万円を追加するもので、財源のうち立木売払収入の152万

9,000円につきましては、既定の予算内で財源調整、残り139万1,000円は、基本基金を活用するため、歳入、18款、基金繰入金で追加するものでございます。

1440番、基本基金造成事業につきましては、道営事業として進められている林道平丘和泉線内の町有林の支障木伐採に係る費用253万円を追加するもので、財源は全額立木売払収入で、既定の予算内で財源調整するものでございます。

3項1目1450番、水産業振興対策事業につきましては、食育推進事業の一環として実施を予定する漁業体験に係る謝金6万円を報償金に追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

1461番、ししゃもふ化場管理運営事務666万5,000円の追加につきましては、昨日、議案第40号で設置及び管理に関する条例の議決をいただきました鶴川ししゃもふ化場が完成、供用開始されることから、ふ化事業に関する関係機関との打合せに係る旅費のほか、ふ化場の管理に必要な各費用を追加するもので、その内訳は、施設管理用及び展示品作成用の消耗品費、暖房用燃料費、パンフレット作成に係る印刷製本費、電気料及び上下水道料金に係る光熱水費、緊急的な修繕に対応するための修繕料、通信運搬費、電気機器の保守点検費用を含む施設管理等委託料、施設内の消防設備等点検委託料となっておりまして、本年度は、完成後の約6か月分を計上するもので、財源は全額ししゃもふ化事業基金で、歳入、18款、基金繰入金で同額追加するものでございます。

説明書17ページ、6款1項1目1480番、商工業振興対策事業につきましては、291番、新型コロナウイルス対応事業で追加するプレミアム率20%の商品券発行交付金に、道の補助金を活用し、10%分を上乗せする事業に拡充する費用として補助金を900万円追加するものでございまして、財源は全額商工費道補助金で、歳入、15款に同額追加するものでございます。

1486番、起業力耕上促進事業につきましては、今年度も事業を継続することから、例年の予算額を確保するため、補助金に500万円追加するもので、財源は全額産業多角化推進基金で、歳入、18款基金繰入金に同額追加するものでございます。

概要書12ページにお移りください。12ページです。説明書は17ページの下段になります。

7款1項1目1610番、土木一般事務につきましては、北海道の耐震改修促進計画の見直しを受け、町内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進するため、耐震化の計画を促進するための耐震改修促進計画及び住宅・住環境づくりを進めていく上で基本的な指針となる、今後10年間の住宅マスタープランの作成費用として委託料に595万1,000円を追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

説明書は18ページになります。

2項2目1640番、町道整備事業2億5,179万5,000円の追加につきましては、鶴川様似間におけるJR日高線の廃止に伴い、昨年度、踏切を撤去した花園豊城1線など、町道5路線の改良工事に係る設計業務費用として委託料に1,437万5,000円、町道改良事業といたしましては、田浦二宮6線改良舗装など4路線、橋梁補修1橋、点検において危険と判断された橋梁の解体1橋に係る費用として工事請負費に2億3,742万円を追加するもので、特定財源につきましては、花園豊城1線に係る設計及び工事、中穂別橋解体工事につきましては土木費国庫補助金4,286万7,000円、田浦二宮6線及び富内1条線改良舗装工事の1,900万円は全額町債、青葉3線改良舗装工事は土木費道補助金となる電源立地地域対策交付金767万3,000円、旭岡1号橋補修工事は土木費国庫補助金5,276万3,000円と町債3,060万円を歳入、各款に追加、残額は一般財源でございます。

概要書は13ページになります。

3項1目1660番、河川維持管理事務につきましては、全国的に相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、緊急かつ集中的に取り組むことで危険箇所を解消できるよう創設された国の緊急浚渫推進事業を活用し、穂別地区の仁和川と本田の沢川の河道掘削工事を行う費用として3,200万円追加するもので、財源は全額町債で、2、歳入、21款に同額追加するものでございます。

4項3目1715番、都市公園整備事業につきましては、更新や計画的な対策を図るため、鶴川地区15公園に係る長寿命化計画の策定費用として1,300万円追加するもので、財源は、策定費用の2分の1の650万円を土木費国庫補助金、歳入、14款に追加、残額は一般財源でございます。

1720番、公園等維持管理事務につきましては、森林環境譲与税を活用して中村記念公園及び富内銀河公園内における木製構造物を補修する費用700万円を追加するもので、財源は全額譲与税で、既定の予算内で財源調整するものでございます。

説明書19ページ、5項1目1750番、町営住宅維持管理事務8,847万3,000円の追加につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づき、松風、汐見、柏南、山手の各団地、10棟36戸の屋根、外壁の補修工事費用として4,440万7,000円、洋光、緑ヶ丘、豊田の各団地、9棟36戸の解体工事費用として4,161万3,000円、また、後年度以降に補修、解体を予定する住宅に係るアスベスト含有調査費用として委託料に245万3,000円を追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

続きまして、8款1項1目1770番、胆振東部消防組合運営事務につきましては、消防署穂

別支署で更新する車両に係る町債の対象経費の確定に伴い、税源振替するものでございまして、町債50万円は歳入、21款に追加してございます。

概要書14ページの下段になります。

9款1項3目1880番、教職員住宅等維持管理事務557万7,000円の追加につきましては、穂別中学校校長住宅の屋根のふき替え及び浴槽改修工事費用として491万7,000円、後年度以降に補修を予定する3棟に係るアスベスト含有調査費用として委託料に66万円を追加するものでございまして、財源は全額一般財源でございます。

説明書20ページに移ります。

2項1目1950番、小学校運営事務10万2,000円の追加、あわせまして3項1目2020番、中学校運営事務6万8,000円の追加につきましては、現在も各学校に新聞を配備しているところですが、選挙権や成人年齢が引き下げられたことを踏まえ、多角的に社会課題を考える力を養うことを目的に、学校図書室に配備する新聞を複数化にする費用として消耗品費に追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

概要書は16ページ下段になります。

4項4目2240番、青少年健全育成等推進事業につきましては、あわせて議案説明資料の48ページをお開き願います。

ジュニアチャレンジ合宿事業の概要で御説明します。

これまで実施してきた両地区の通学合宿事業をリニューアルする事業で、生活・学習習慣の定着と自主性、社会性を育み、子どもたちを中心とした地域コミュニティの再生を目的に、長期休業期間を利用し、両地区の小学校高学年児童が合同で取り組む費用として交付金に40万円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

続きまして、説明書20ページの下段から21ページになります。

概要書は17ページ、6目2270番、博物館管理運営事務1,010万5,000円の追加につきましては、穂別博物館のホールに展示しておりますホベツアラキリュウの修正費用として700万円、教育普及用にアンモナイトの立体パズル製作費用として60万5,000円、合わせて760万5,000円を委託料に追加、また、一体で管理しております中村記念館の外壁撥水塗装費用として250万円を工事費に追加するもので、財源は、委託料に係る2分の1となる380万2,000円は歳入、15款、教育費道補助金に追加、工事分は、中村基金を活用することから、歳入、18款、基金繰入金に追加、残額は一般財源でございます。

概要書は18ページ中段になります。

11款1項1目2515番、公営企業支出金2,383万9,000円の追加につきましては、議案第46号以降で説明をさせていただきます、本定例会において肉づけ予算を追加する3公営企業の事業執行に当たり、補助金に上水道事業会計分480万円、下水道事業会計分700万円、病院事業会計分に203万9,000円、出資金に上水道事業会計分1,000万円をそれぞれ追加するもので、財源は全額一般財源でございます。

一般会計、最後になります。

13款1項1目2530番、予備費につきましては、今後も終息が見えない新型コロナウイルス感染症対策として、緊急時の対応に備え、町の独自財源措置として1,000万円追加するものでございます。

続きまして、歳入につきまして、歳出で説明していない内容のみ御説明申し上げます。

説明書は4ページまでお戻りいただきまして、下段になります。

17款寄附金33万9,000円につきまして御説明します。

4月以降、今年度に採納しました2件の寄附金に係るものでございまして、1件目は、4月14日、令和3年9月に解散した旧むかわ東京会から、郷土、むかわ町の地域振興のために寄附の申出があり、13万8,140円を採納いたしました。この寄附金につきましては、地域振興基金に積立てし、後年度以降の活用を図らせていただくため、歳出、300番事業で追加しているものでございます。

2件目は、4月27日、一般社団法人伝筆協会から、むかわ町まちなか再生事業などで活用のために寄附の申出があり、20万円を採納いたしました。この寄附金につきましては、胆振東部地震対策基金に積立てし、後年度以降の活用を図らせていただくため、歳出の181番事業で積立金に追加してございます。

説明書の5ページ、18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、本補正、肉づけ分の財源として3億3,681万1,000円を追加するもので、2目基本基金繰入金以降は、歳出の事務事業の財源として御説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

19款、前年度繰越金につきましては、政策的及び新型コロナウイルス感染症対策を除く事業の財源として367万8,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、説明の都合上、議案第43号で追加した一部の事業に関連がございますことから、追加で提出をさせていただきました議案第49号につきまして先に御説明申し上げます。

昨日、追加配付いたしました議案説明資料及び令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第

3号)の説明書を御用意願います。

議案1ページ、議案第49号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

本補正予算は、本町の肉づけ補正予算編成後に、北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業に係る通知を受けたことから、給付事務を進めるために必要な予算を追加するものでございます。

第1条ですが、補正予算(第2号)で追加後の歳入歳出の総額にそれぞれ100万円を追加し、97億7,540万1,000円とするもので、補正する款項及び補正額の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

説明は、予算に関する説明書4ページ、歳出及び説明資料1ページにより御説明申し上げます。

令和4年度むかわ町一般会計補正予算(第3号)に関する説明書と、説明資料は、昨日配布しました2枚ものの、使わせていただきます。

それでは、歳出、3款2項1目917番、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業につきましては、議案第43号で御説明しました、国で実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に、道で実施する北海道子育て世帯臨時特別給付金を上乘せし、支給することが決定したことから、給付金を80万円、事務費用を20万円追加するもので、財源は全額民生費道補助金として、歳入、15款に100万円を追加するものでございます。

事業の概要につきましては、資料1に記載のとおり、食費等の物価高騰等に直面する低所得者世帯に対する生活支援として、2に記載のとおり、対象者は、令和4年度住民税均等割非課税の子育て世帯を対象に、国費を財源に児童1人当たり5万円を支給する給付金に、道費を財源に1人当たり1万円を加算、1人当たり6万円を給付する事業となり、本町における事業予算は、議案第43号で追加する436万6,000円に第3号で追加する100万円を合わせた536万6,000円となるものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第44号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御説明申し上げます。

議案書は41ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、保険事業勘定補正予算(第1号)及び直診勘定補正予算(第1号)でございまして、ともに年度内の各事務事業を推進するために必要な費用を追加する

ものでございます。

第1条でございますが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額にそれぞれ12万9,000円を追加し、11億7,532万9,000円に、第2条ですが、直診勘定における既定の歳入歳出の総額にそれぞれ122万2,000円を追加し、4億4,312万4,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、保険事業勘定が議案書42ページ、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、直診勘定が議案書43ページ、第2表直診勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書のうち、直診勘定補正予算（第1号）により、第2条の直診勘定から御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページの歳入も併せて御説明申し上げます。

補正予算概要書は19ページ、以降、19ページを活用していきますので、お開き願います。

1款1項1目、診療所施設維持管理費につきましては、診療所内の暖房設備であるペレットボイラーの点検において、今年度、利用開始前に修繕を要する箇所が発覚したことから、その費用として83万3,000円を追加するもので、財源は全額一般会計繰入金でございます。

2款1項1目、医業費用につきましては、急病等により気道閉塞の可能性がある患者に使用する気道確保補助用具を整備するため、38万9,000円を追加するもので、財源は、整備費用の3分の1が国民健康保険特別調整交付金となることから、12万9,000円を事業勘定からの繰入金、残額26万円は一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書の事業勘定（第1号）に関する説明書により、第1条の保険事業勘定につきまして御説明申し上げます。

こちらは、3ページの歳入により、4ページの歳出を併せて御説明申し上げます。

3款1項1目、市町村向け特別調整交付金につきましては、穂別診療所における医療機器整備に係る費用が交付金の対象事業であり、約3分の1となる12万9,000円の交付が見込まれることから追加するもので、歳出におきまして、同額を直診勘定繰出金として追加するものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第45号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書45ページをお開き願います。

本補正予算につきましては、年度内の事務を推進するため、必要な費用を追加するもの
でございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ5万円を追加し、9億1,050万1,000円と
するものがございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は、議案書46ページ、第1表歳入歳出予算補正とな
っております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算
(第1号)に関する説明書で御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページ、歳入を併せて御説明します。

5款1項2目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、過年度更正に係る更正等
により発生する還付金等の費用として5万円を追加するものがございます。歳入において、財
源となる前年度繰越金を同額追加するものがございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第46号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第1号)につ
きまして御説明申し上げます。

議案書は47ページをお開き願います。

本補正予算は、骨格予算として編成した当初予算に政策的、投資的な事務事業を追加した
本予算となるものございまして、議案第47号、第48号についても同様でございます。

まず、上水道の第2条でございます。

第2条に収益的収入、支出、第3条に資本的収入及び支出、それぞれ追加する補正額を記
載してございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第
1号)に関する説明書、概要書は19ページを御用意願います。

説明書2ページ、収益的支出により、1ページの収入も併せて御説明します。

1款1項3目、水道事業費用の委託費、2款1項3目、簡易水道等事業の委託費につ
きましては、上水道事業経営戦略の改定に係る費用として、それぞれ350万円を追加するもの
でございます。

2款1項6目の建物取壊費につきましては、簡易水道で使用を終えた稲里第3ポンプ場を
解体する費用として130万円を追加するものがございます。

なお、各財源につきましては、水道事業分350万円は水道料金を、簡易水道等事業分480万

円は一般会計補助金として、1ページ、収入に追加するものでございます。

続きまして、4ページの資本的支出により、3ページの収入を併せて御説明申し上げます。

1款1項2目、水道事業の委託費1,380万円の追加につきましては、4か所の実施設計委託に係る費用でございまして、1件目は、50年以上利用する水道設備の老朽化や、特に冬期間の水量確保に苦慮していることから、地域として要望があった豊城簡易水道組合の上水道接続に係る設計費用として700万円、2件目は、令和5年度以降、国道235号大成地区の配水路移設工事が計画されており、既設管が支障となることから、その移設に係る設計費用として430万円、3件目は、後年度以降、配水管の更新を予定する町道松風花園2線に係る設計費用として100万円、4件目は、今年度、石綿配水管の更新を予定する町道大成末広1号に係る設計費用として150万円をそれぞれ追加するものでございます。

工事請負費2,950万円の追加につきましては、実施設計を終えた後の町道花園豊城1線、豊城地区に係る配水管整備費用として1,300万円、町道大成末広1号の配水管更新費用として700万円、昨年度、実施設計を終えた町道美幸5線を中心とする配水管の更新費用として950万円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、水道事業に係る財源は、3ページ上段の記載のとおり、豊城地区配水管整備に係る2,000万円に対して、2分の1の1,000万円を一般会計からの出資金として追加、残額は内部留保資金とするものでございます。

2款1項2目の委託費につきましては、穂別地区第6次拡張工事において後年度以降、実施するポンプ場整備及び管路の設計費用として2,630万円を追加するものでございます。

工事請負費2億3,300万円の追加につきましては、4件の工事に係る費用でございまして、1件目は、穂別地区第6次拡張工事における配水管整備費用として1億700万円、2件目は、北海道において稲里地区で実施される道道穂別鶴川線道路改良工事に係る、支障となる既設管水道管の移設費用として1億1,400万円、3件目は、穂別中島地区における老朽配水管の更新費用として1,200万円、4件目は、稲里浄水場の処理工程設備である消石灰注入設備の一部の機器を更新する費用として280万円を追加するものでございまして、こちらに係る財源は、3ページの中段から記載のとおり、第6次拡張に係る事業につきましては、国庫補助金5,156万円、企業債8,170万円、道道穂別鶴川線に係る工事費用は、北海道から配水管の移設負担金を6,780万円、企業債を4,620万円、中島地区に係る工事費用及び浄水場に係る工事費用は全額企業債を活用するもので、残額は内部留保資金とするものでございます。

議案書は48ページになります。

48ページにお戻りいただきまして、中央の第4条につきましては、一般会計から受ける補助金を簡易水道等事業において480万円追加すること、また、第5条につきましては、本補正予算で追加する事業で企業債を活用することから、予算の第8条に本年度の限度額1億4,270万円を追加すること、第9条に、水道事業における資本的支出に不足する補填財源として繰越利益剰余金1,780万円を活用することから、処分することを改めて定めております。

以上、議案第46号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第47号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は51ページをお開き願います。

第2条に、収益的収入、支出それぞれに追加する補正額を記載してございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの支出により、1ページの収入を併せて御説明申し上げます。

1款1項4目、公共下水道事業費の委託費、2款1項4目、農業集落排水事業の委託費につきましては、下水道事業経営戦略の改定に係る費用としてそれぞれ350万円を追加するものでございまして、財源につきましてはそれぞれ一般会計補助金とするもので、1ページ、収入に支出と同額を追加するものでございます。

議案書51ページにお戻りいただきまして、第3条につきましては、一般会計から受ける補助金を、公共下水道事業、農業集落排水事業に向け、それぞれ350万円、合計700万円追加することを定めてございます。

以上で、議案第47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書53ページをお開き願います。

第2条に収益的収入及び支出、第3条に資本的収入及び支出、それぞれに追加する補正額を記載してございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書1ページ、収益的収入及び支出を併せて御説明します。

支出、1款1項3目、固定資産除却費につきましては、この後、資本的支出で御説明申し

上げます医療機器更新に伴う除却費用として203万9,000円を追加するもので、財源は、収入に記載のとおり、一般会計補助金とするものでございます。

説明書2ページ、資本的支出、1款1項1目、備品購入費につきましては、補正予算の概要書19ページの下段に記載のとおり、稼働から10年目を迎える全身用のコンピューター断層撮影用X線のCT診断装置、生化学自動分析装置などの更新、他院への患者紹介などにおける画像データ作成用のCD作成装置の整備費用として4,310万円を追加するもので、財源は全額企業債として収入に追加するものでございます。

議案書は53ページにお戻りいただきまして、下段の第4条につきましては、本補正予算で追加する事業で活用する企業債を、予算第5条として本年度の限度額4,310万円とすること、第5条につきましては、予算の第8条に、取得する財産のうち、むかわ町鶴川厚生病院の設置及び管理に関する条例第5条に規定する金額を超える機器につきまして、改めて定めてございます。

本補正予算、各会計の補正予算の策定に当たりましては、震災復興、コロナの克服、そして、つながりを生かし、町政を力強くもう一步前へということのポイントにしながら編成したことを申し添え、以上で、議案第43号から第49号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は、議案番号順とします。

各会計ともに、質疑されるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第43号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊事項別明細書、3歳出、7ページから11ページまでの2款総務費から3款民生費までについて質疑はありませんか。

8番。

○8番（大松紀美子君） ごめんなさい。すみません。

8ページの291、新型コロナウイルス感染症対応事業について伺います。

1つ目に、説明資料の35ページ、いいんですよね。その中の5番目の集団接種会場環境整備事業なんですけれども、先ほどの説明では、四季の館のバスレーンだとか通用門の整備ということだったんですが、もう少し詳しくお聞かせください。

それから、この次の36ページの8番目のくらし応援金券交付事業ということなんですが、これについては何人で何世帯なのか。

それから、9番目の農業物価等高騰緊急支援事業ということなんですが、これはどのように、支給方法等、もうちょっと詳しく教えてください。

それから、10ページの390番の自治活動促進事業で、3町内会がコミュニティ助成事業を受けられるということなんですが、大体1基8万8,000円ぐらいになると思って計算したんですけれども、これはどんなふうに契約する、直接、何か、今年の松風のときは何か入札があったようなことを聞いたんですけれども、これはどんなふうにして契約するのかなど。それぞれの町内会、自治会がそれぞれ契約するのか。ちょっと、その業者さんもいますよね、むかわ町内に。そこで何となく誤解が生じているような電話があって、ちょっと、私もどう説明していか分からなくて、分かる範囲で説明したんですけれども、もうちょっと、やはり業者さんがいるわけですから、分かりやすくお知らせしたほうがいいと思うんですよ。どういうふうに、町内会、自治会に任せてしまうのかを含めて、ちょっと詳しく教えてください。

それから、410の四季の館管理運営事務なんですが、施設用備品を購入するという、1,300万という、大変高額なんですけれども、これは何なのか詳しくお聞かせください。

それから、最後ですけれども、925のこども園運営支援事業ということで、昨日の一般質問の中で、こども園の運営費補助金の中の……ちょっと待ってください。一般質問の中で、町内にあるこども園の職員さんは再任用職員なので、民間と比べて賃金が高いので、この事業の対象にはしないというふうな話があったんですが、じゃ、どれほど高かったのかということ、ちょっと、昨日、調べておいていただきたいということを申し上げたんですけれども、それについてお聞かせください。

11ページまでですよ。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから、事業番号291番、新型コロナウイルス感染症対応事業における集団接種会場環境整備事業について御質問にお答えしたいと考えております。

この事業の内容としましては、鶴川地区の集団接種会場、四季の館の外回りのアプローチ、バスレーン及びバスレーンに附属している歩道、また玄関に入るところのブロック、あと通用口のところのブロックのところ、ちょっと凸凹なっているという形で、集団接種会場に来

られる方の安全性を向上させるという形で環境整備、また、これからまたワクチン接種があるということを想定して環境整備をするというところで考えております。内容としましては、歩道整備及びバスレーン及び駐車場の外周道路というところの整備を考えております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 私からは、291番事業、新型コロナウイルス感染症対応事業の中のくらし応援金券交付事業について御説明いたします。

こちらにつきましては、対象者が令和4年度住民税非課税世帯となりまして、世帯数で1,300世帯を想定しております。

内容といたしましては、1世帯当たり3万円分のむかわ町金券を配付する内容となっております。

以上です。

○議長（野田省一君） 藤野主幹。

○農林水産課主幹（藤野真稔君） 私のほうからは、291番の新型コロナウイルス、議案説明資料でいいますと36ページの9番、農業物価等高騰緊急支援事業、こちらのほうについてお答えしたいと思います。

対象経費といたしましては、令和3年分の確定申告に基づいた中身の肥料費、飼料費、農薬衛生費等の物価高騰に関わるもの、こちらに対しまして物価上昇率を掛けまして、その4分の1ほどを助成する考えでおります。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからは、390番事業、自治活動促進事業の186万4,000円の補正の関係についてお答えをいたします。

議員の言うとおりの、180万円はごみステーションの整備費用になっておりまして、自治総合センターの間接事業ということで、松風町内会の中には、松風町内会が申請主体として申請しておりました。なぜかといいますと、下限額というのがありまして、下限額100万円を超えないと申請ができないという制度になっていまして、今回につきましては、福住町内会、花園町内会、花園2丁目町内会、この3自治会から申請がありまして、これらを合わせると180万円の整備費用になるということで、町は便宜的に申請者になって申請しております。

この後の手続としては、これ、採択を受けましたので、町のほうにその補助金が入ってき

まして、町からそれぞれ、今言った3自治会、町内会のほうに配分するという、お金の流れとしてはそういう流れになります。

町としては、町内の事業者を含めて複数の事業者、見積合わせした上で事業額のほうを算出しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 梅津主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） 410番事業におきまして、備品の整備の内訳についてお答えをしてみたいと思います。

〔「410」と言う人あり〕

○経済建設課主幹（梅津 晶君） 410、四季の館の。

更新を予定しております備品につきましては、大きく3つでございまして、1点目がホテル四季の風の寝具一式でございまして、2つ目につきましては、四季の館プールの場所にありますロッカーを更新する予定でございまして、3点目としましては、令和3年度から順次交換をしております、主にたんぼぼホールで使う移動式ステージでございまして、これら3点の更新費用として予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 事業番号925番、こども園運営支援事業の質問にお答えいたします。

認定こども園運営費等補助金の中の御質問の中で、さくら認定こども園の任用職員と、そもそも職員との給料の差額ということでよろしいですか。おおよそ9,000円ほどの差額がございまして。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） ちょっと順番、なりますけれども、今の認定こども園、さくらとおっしゃいましたけれども、ひかり認定こども園は、そういう、差のある職員というか、今回の事業の対象になるという人はいなかったということでもいいのかな。ちょっと確認です。

それで、放課後子どもセンターの職員の方は、会計年度任用職員なので、この事業の対象にしなかったというお話でしたよね。その事業名がちょっと今ぱっと出てこないんですけども、分かりますでしょう。なんです。

だから、その辺のところは、じゃ、民間と比べてどうなのかということを知りたいので、今言った9,000円の差があったということで捉えていいのかな。ちょっと、その辺、確認をしたいのと、3回しかできないから一遍にいきますね。

390の、栃丸さんに今答弁していただいた、ということは、今回の場合は、町が全部見積りを取って、入札してもらって、作ってもらって、出来上がったものを各町内会に設置をしてもらおうと、そこまでやっていただけるといことなのかな。だから、町内会としては、出来上がるのを待ってればいいと。あとは調整すればいいと。そういうことでいいのかということをおちょっと確認させてください。

それから、四季の館の、何かこじつけちゃったのかなという気がしたんですけども、これが集団接種会場の整備事業になるのかななんて気もしたんです。いろんなお金を使って直せるということはいいいことなんですけれども、何となくスッキリしないなという気もしないでもないです。

取りあえず、再質問です。

○議長（野田省一君） 石川総務企画課長。

○総務企画課長（石川英毅君） 先ほどの、こども園の運営費の部分の関係でございますけれども、まず、ちょっと誤解のないようにお答えしたいんですけども、こちらの事業のほうにつきましては、ひかりとさくら、民営化された認定こども園の運営に関する支援ということで、これは、あくまでも認定こども園が安定的に人員確保するために支援していくという中身の部分でございます。

それで、現在、ひかり、あとさくら認定こども園のほうには、うちの会計年度職員というのはおりませんので、そこは、今回、園のほうについては会計年度職員の対象者がいないということで、まず御理解をいただきたい。

それから、放課後子どもセンターの関係の部分かと思えます。その職員の処遇改善という部分での御質問かと思えますけれども、こちらの事業とはちょっと関係してございませんけれども、まず、そちらの職員の処遇改善のほうにつきましては、町としては検討はしてきてはございますけれども、現在、職員の給与体系につきましては、一般職と同一の給与表、それに基づいて、実は算出をしております。

それと、令和2年度に会計年度任用職員のほうに制度を移行したときに、職員の給与についてはある程度底上げをしているという状況になってございます。

ただ、いろいろな業務の中身ですとか、子どもたちと接するですとか、そういった部分の

中では、業務の実態を踏まえながら、この取扱い、そういうのは今後検討していかなきゃならないかなというふうには受け止めてございますけれども、現段階では、こちらのほうの処遇改善の部分、これは、放課後子どもセンターのほうについては、対応はしておりません。そういうことで説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私からは、390番事業に対してのお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、町が整備するということなので、今後、3自治会、町内会の方を呼んで、先日も協議させていただきましたけれども、平取のほうで定める規格なんかもありますので、そういう御説明と、あと、設置の際に立会いをいただくとか、そういう御相談、調整をさせていただきながら整備していくという予定になってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君） 私からは、291番、新型コロナウイルス感染症対応事業の5番目にあります接種会場についての答弁をさせていただきます。

こちらのほうの接種会場の駐車場の全面とか、歩道の全面を改修するということではなくて、バス路線のみ、それから、バス路線から正面の出入口のインターロッキング、議員の方々も御存じのとおり、大変波が打っているような状態になっているのを改善いたします。あと、横にあります通用口、こちらのほうの通用口のインターロッキング等を部分的に直します。そういう環境を整備することによって、バス路線を確保し、そこからの出入口の安全を確保するという観点から事業に入れております。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 最後に、一点だけ、925の、要するに処遇改善臨時特例事業というのを国として2月からやっているんですよ。その事業の対象になるのは、ともかく保育園、認定こども園、地域保育所、全て、放課後児童センターの職員も含めて、正職員も会計年度職員も臨時職員も嘱託職員も全て、3%ぐらい、約9,000円ぐらいの収入を引き上げるという、そういう事業なんです。

これ、じゃ、今、課長の答弁だと、もちろん賃金の比較をされたんだと思うんですけども、比較したんじゃないくて、初めから、例えば放課後子どもセンターの職員の方を対象にし

てはいなかったというふうにも取ったんですけれども、そうでは、ちょっと確認です、最後の。対象にしなかったのかなど。比較をしたんじゃないくて、対象にしなかったのかということが1点と、それから、9月分までは国が10割負担なんですよね。10月以降は、そういう、同じ程度に引き上げることを継続する、措置を継続するというふうに、私は情報でそう思っているんですけれども、今回、半年分の予算計上ということなんです、これは引き続き継続していく事業というふうには受け取っていいのかどうかについてだけ最後に伺っておきます。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから、処遇改善の関係についてお答えをしたいと思います。

まず、ここの925番の補正の関係は、保育事業負担金ということで303万9,000円、これを計上していますけれども、これは、民営化されたさくら認定こども園、それとひかり認定こども園、これが処遇改善ということで、町を通じでお支払いされる、この給与改定の分の金額ということで、ひかりについては160万ほどと、そしてまたさくらについては140万ほどということで、この部分が300万円、町を経由して各認定こども園のほうに支出がされるというところですよ。

お尋ねの放課後児童クラブの関係でございますけれども、これ、地方公務員法の改正といえますか、これが令和2年度に制度を改正されて、そのときに、今まで嘱託職員だとか臨時職員、これを会計年度任用職員に一括制度改正をしたと。この際に、給与の見直しをして、処遇改善を行っているということで、主な処遇改善は、御存じのとおり、6月、12月の手当が新たに支給されるというようなことで処遇改善をしているということでございます。

この処遇改善の措置ですけれども、今年2月から9月分までは国費で全部見ますよと。ただ、その以降、10月以降については、これは、国費全部じゃなくて、3分の1程度負担があるということになってございます。

そういう意味で、今回、直接補正には関係ないですが、放課後児童クラブの会計年度任用職員については、この会計年度任用職員の改定時に一定程度処遇改善しているということで、今回、この部分については改正を特に要しないという判断をさせていただいたというところでございますので、その点、御理解をいただきたいというところでございます。

○議長（野田省一君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後1時10分とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時10分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 先ほどの質問の関連になるんですけれども、同じ291の事業番号00の9番の農業物価等の支援事業、これについてちょっとお聞きをしたいと思います。

先ほどの説明では、5,500万という大変大きな支援になるんですけれども、これが肥料とか農薬等の関係の4分の1ぐらいになるのではないかという、そういう説明の中で、令和3年を基準にしてJA等の事務的な話合いをして、この金額というような説明だったんですけれども、いま一度その辺の関係についてお聞きをしたいと思います。間違いないのでしょうか、令和3年でしょうか。

○議長（野田省一君） 藤野主幹。

○農林水産課主幹（藤野真稔君） 私のほうからお答えさせていただきます。

こちらの事業つけていただきますと、できるだけ早く実施したいと考えておりまして、令和3年の確定申告、こちらの実績を基に考えております。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 令和3年ということを経験にということになると、今、ウクライナ侵攻によって肥料の原料が調達できないということ、そして中国は自国の農業を守るためにその肥料の原料を輸出しないという、そういう状況で実はこの7月から肥料関係については8割値上がりするという、とんでもない金額になるという、そういったものが報道されているものですから、令和4年のそういった情報も加味しながら、この5,500万というのでしたらそれはそれなりに受け止めようかなと思ったんですけれども、令和3年を基準ということであれば、今の農業情勢が非常に変わっているものですから、今後このこういった関係についての検討の余地はあるものか、ないものかを含めて、いま一度ちょっとお答えいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 農業に係る生産資材の物価高騰の対応についての御質問でございますが、まず令和3年度基準とさせていただいたのは、まずこの物価の上昇というもの

が昨年から継続して、そして今年の春まで継続しているといった状況下の中、昨年についても大変厳しい思いもされてきたというような実態を踏まえた中で、即効性のある対応が即時の対応が必要ではないかということでいろいろ考慮させていただいたときに、一つそういった生産資材に係る経費を今把握できるものとしたしましては、農業者の皆さんの確定申告の場合にはそういった資材の部分の経費というものがそういった書類の中で明らかになるといった部分もございますので、そういった部分のところを確認をさせていただきながら、今回取り急ぎ支援をさせて……なるべく早い時期に支援をさせていただく中で、今まさに議員から御指摘のあったとおり、肥料も相当高騰して次期作に向けた中、例えば秋まき麦に向けた部分での肥料の確保、それから次期作に向けた肥料の確保など相当大きな影響があるというのも我々も把握してところでございます。

そういった部分に向けた中で、昨年の実績というのも一つ置きながら、そこに向けて算定したもので今回支援をさせていただき、そしてそういった次期作に向けたところの対応といったものに向かっていていただきたいという思いから、このような事業を組立てさせていただいたところでございます。

さきに道議会のほうで議決されまして、また肥料の支援というものも別途、トン当たり3,150円ですか、そういったものも今後予定をされているところでございます。ぜひともそういった道の支援等についても積極的な活用をお願いしながら、私どもで用意したこちら町単独の事業のほうも御利用いただきまして、今後のこういった厳しい状況を乗り切っていただくものに活用いただければというふうな思いでございます。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 次期作のことも考えながら速やかな支援を行ってきたいという、そういった御答弁ですけれども、いずれにしても、むかわ町、基幹産業は農業ですので、ひとつJAと綿密なその情報交換をしながら、ひとつ基幹産業を守るために今後ともお願いしたいと思っておりますけれども……、町長。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回、農業も含めての緊急対策ということで、実態については先ほど担当のほうから昨年の実態というのを踏まえながら、今回のものについては、御存じのとおり、現下の状況、直近の状況ということをつまえた中での緊急対策、これに向けて町としてもどういうふうに向き合うのかという姿勢で予算を提案させていただいているところでございます。

今後についても、自治体が主体となる施策につきましては、もちろん町としましては、国、あるいは北海道と連携を図りながら、一丸となって対応に努めていきたいと考えているところでもございます。

現在の国際情勢、かなり深刻な状況というのが今後も先行きがなかなか見通せないという中にあるかと思いますが、今後におきましても国において随時適切に万全の対策を講じていくよう、町村会としても一丸となって進めていきたいと思っております。よろしく御理解をお願いします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑。

9番、三上議員。

○9番（三上純一君） 1点だけ確認させていただきます。

8ページの291、新型コロナウイルス感染症対応事業なんですけれども、この中での17節備品購入費、この施設用整備費についてですけれども、これ博物館の資機材の整備事業ということでございます。

これは博物館運営を安全に進めるといったいろいろそういう効果を求めるということで、デジタルフォトフレーム、なかなか横文字などのみ込めない部分もありますけれども、これについてなんですけれども、町長の施政方針の中でも博物館周辺再編、再整備基本計画というのがございます。

これその施設には、これまでと違って防災、あるいは地域コミュニティ、そういった幅広い施設として時代要請に応じていくという、そういう視点で検討していくということだったんですけれども、このデジタルフォトフレームを導入ということは、これは再整備後も継続的に活用というか、多様できる仕組みなのかどうか、その辺専門家も道からの派遣された専門家もいると思っておりますので、その辺ちょっと考え方を伺って確認しておきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 本間参事。

○総務企画課参事（本間 彰君） 本間でございます。

博物館の再整備に関しては、今回のデジタルフォトフレームに関しては再整備に向けてということではなくて、現状の博物館運営に関してのものでございます。再整備に関しては、今後も予算要求等を再整備に向けた予算要求の検討をしてみたいと思っております。次期議会に向けて点検検証を踏まえた上で、次期議会に向けた予算要求を考えていきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野田省一君） 櫻井主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（櫻井和彦君） 御質問のデジタルフォトフレームというものは、動画を再生するモニター画面のことであります。昨年度かけまして、穂別博物館に展示されている様々な展示物についての紹介動画というものを作成しました。うちの職員が頑張らしまして、私とかも登場させていただきまして、首長竜とかアンモナイトとか、いろんな紹介している動画になります。

こちらを今コロナ禍でなかなか対面での案内が難しかったり、昨年度、臨時休館が続いたこともありますので、そういった方たちにも博物館の展示を知ってもらおうということで動画を作ったものを、展示室で再生しているものになります。これはコロナが明けました後、来た方たちに展示の理解を深めてもらうために活用できると考えておりますので、そのために整備するものであります。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 私も事業番号291番、議案説明資料の36ページでございますけれども、この中でナンバー8、9、10、11、これが今回の地方創生臨時交付金の中の物価高騰の対策というふうに思われます。

この中で、事業費は9,921万5,000円、地方創生交付金のほうは内数で約6,500万円の交付金が予定されているということで、この11番目の学校給食についてでございますけれども、先ほど酒巻課長話ありました道議会のほうでは、この学校給食の上昇率を4.6%で見ても支援をしているというふうに伺っておりますけれども、実際は何%の上昇率になって、今のこの事業費200万と地方創生交付金の140万ほどのぐらいの上昇率として捉まえているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 今回の200万円という額ではありますが、先行きが読めない部分もありますし、品目によって違いもあると思いますけれども、物価上昇率を5%というふうに、この200万としては、この根拠としては見込みまして200万円の計上となっているところでございます。

○議長（野田省一君） 5番、東議員。

○5番（東 千吉君） ちょっと僕も計算してないんでよく分からないんですけど、4%、5%の上昇率ではないんです。僕が一番心配しているのは、このことで保護者の負担が増に

なっていくのがまず第一心配だということです。

それからもう一つは、この物価高騰に伴って質の低下が給食の中で見られる、あるいは今まで4品出していたやつを3品にする、あるいは食材についてもちょっと質の低下が見られるということを懸念しているわけでございますけれども、そういった部分についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 保護者負担1食当たり小学生260円、中学生300円ということで今、負担をしていただいているということでありまして、この額については据置きをするということでありまして。

また、栄養バランスだとか量などを保った、これまでの質を保ったといひましようか、そういった学校給食を提供するための予算計上ということでありまして、例えば物価高騰によって1品減らすですとか、質を下げるとか、保護者の負担を増やすということは考えておりません。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 10ページの四季の館の管理運営費、コードナンバー410です。

この施設管理につきましては、私も一般質問で質問したわけですが、あのときは数字に触れませんでしたので、ここでちょっと数字を確認したいと思っておりますが、この1億6,350万6,000円は、当然、これはカム企画に支出されるものだと思っております。それと、金額が大きいから確認なんですけれども、昨年度の予算は幾らであったか、まずお尋ねします。

○議長（野田省一君） 梅津主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいまの質問にお答えをしてみたいと思っております。

まず、今回の補正につきましては、提案説明でも申し上げましたが、施設の改修に係る費用、8番議員の質問で出ました備品の更新もこれは含みます。そういったものと損失の補填をするための費用ということでの予算計上というふうになってございます。

次に、ちょっと予算の内容について手元に数字は今ないんですけれども、令和2年度の四季の館管理運営費用の決算額のうち、四季の館への管理委託料の決算額につきましては、1億5,199万4,580円ということになってございまして、令和3年度の執行済み額については1億5,305万2,097円ということになってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。大体概算でいきますと、前年度より今年度は約1億ぐらいの上積みで管理費として支払うと、そのうち差額1,000万ぐらいは施設管理に充てるといふふうに分かるんですけども、実際、私のほうに苦情来ているのは、かなりこの施設が建ててから年数がたっていると、老朽化しているということで急に水が漏れて使えませんか、あるいは温泉、あの浴室のほうのバルブが壊れて4つ、5つ使えないと、それが10日も20日もそのままになっているということで、これは町外の方にたまたま言われたんですけども、お金取っているのだろうと、確かに500円ですかね、そしてやっている営業ですから、やっぱりああいうことのないように思い切ってやっぱり改修をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

これは実際にはカム企画が担当しているわけですけども、いろいろ事情があって町では直接やってないわけですけども、しかし責任というのは町のほうにあるということですから、やはりその辺を加味して、もう少し施設を見つめ直す、見直すというふうにしたらよろしいんでないでしょうか。

ちょっと担当者に聞きましたけれども、スペアに置いてある機械がすぐスペアにならないんだという話も聞いていますから、かなり担当のほうとしては苦労しているようです。その辺についてはどう考えていますか。

○議長（野田省一君） 梅津主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） 四季の館の運営に関しましては、昨日の一般質問におきましても7番議員から御質問をいただきまして、竹中町長のほうから御答弁をさせていただいております。重複する部分がございますが、経年劣化や温泉の泉質等を起因とした施設の維持管理に多額の費用を要しておったり、緊急の修繕が必要になったりということで、御指摘のとおり、館内の一部が営業できなかつたり、臨時に休館をせざるを得ない状況が頻発しているのは御承知のとおりでございます。

答弁、昨日の一般質問でもお答えしましたが、施設診断調査を令和3年度に実施しております。今回の補正後、まさにそのうちの一部について計画修繕費用を計上しているところでございます。

今後も四季の館は、まちなか再生基本計画におきましても、関係人口、交流の拠点として位置づけておりまして、施設の維持管理につきましても、長寿命化を念頭に必要な修繕、改修を行いながら施設の適切な管理に行ってまいりたいと思いますので、御理解をお願いいた

します。

以上です。

○議長（野田省一君） 7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 概略的には理解できるんですけども、ただ、先ほども言いましたように、建設してからかなりの時間がたっていますから、やっぱりこの際、抜本的に見直すべきじゃないかなと、確かにこれは経費もかかりますよ。しかし、これだけ町内はもちろんですけども、町外から認められている施設だと私は思っていますから、そのためにも抜本的な改革をしていくべきだと。当然、ホテルのほうもありますけれども、今日はホテルは質問しませんけれども、温泉施設について言えばそういうふうを考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） これは昨日のやり取りの繰り返しになるかと思うんですけども、施政方針にもその辺はうたわせていただいているかと思うんですけども、重ねますけれども、今、町としての復興の最重点課題の一つとされております、まちなか再生の基本計画の具現化というのが今、復興の中での最優先課題としてこれからまさにスタートしていくと、基本計画の具現化、その中におきましても、多層的な拠点づくりには欠かせることのできない要の施設ですよというところはどうたわれているとおりでございます。

ここで基本計画を策定し、実施する、こういった実行の段階におきましても、施設の修繕、そしてその修繕に向けた新たな投資、そして投資に見合う効果というんでしょうか、こういった整理をしっかりと時代の変化に応じた中での機能と目的と、そして運営というものを抱える課題というのも向き合いながら、しっかりと対応していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（栗原健一君） 栗原でございます。

総務費の7ページ、2款6項目の国有財産管理事務のことで、昨日、体験館のことでちょっとはじかれまして、そのことで何か言おうかと思っていたんですけども、そのところで解体工事実施設計がその内訳で1,429万5,000円なっております、その消防の鷓川支署の庁舎外附属物683万1,000円と地球体験館の746万4,000円となっておりますが、この鷓川消防署、こちらのほうの庁舎外附属物と書いていますけれども、この本体以外にも何かやるという形

でしょうか。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私からただいまの質問にお答えさせていただきたいと思
います。

210番に予算計上しておりますうちの鶴川支署の庁舎ほかの部分につきましては、消防署
の敷地に職員住宅等も含まれて入っておりますので、それをほかという表現で使わせていた
だいているところでございます。

○議長（野田省一君） ほかにありませんか。

4番、奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） 私のほうからは、273、共に創るまちづくり事業について御質問し
たいと思います。

このまちづくり事業は、旧まちづくり耕上促進事業が変わったものというふうな御説明が
ございました。当初予算にはないもので、今回300万ということで補正されてございますけ
れども、概要説明の中に補助金の交付額、1番から4番までございます。それぞれ100万以
内補助限度額とありますが、この300万の算出根拠というのか、何か参考になるものがあっ
て、この金額をうたったのでしょうか。

それと、もう既にこの耕上促進事業という名前のものがなくなったということで、町民の
方は今まで使っていた事業がなくなったのかというふうな不安もあろうかと思えます。既に
そういうお問合せ等があるのか、ないのかというのも併せて質問したいと思えます。よろし
くお願いいたします。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられたように、共に創るまちづくり事業につきましては、その前はまち
づくり耕上事業として計上していたものでございまして、これをリニューアル今回させてい
ただいて、さらにステップアップした状態にして今回提案させていただきましたけれども、
300万の算出根拠につきましては、それぞれ2番の補助対象メニューにあるように、説明資
料、議案第43号資料の説明資料の2番に3つの事業メニューがあると思うんですけれども、
上限100万円ということなので、それぞれ一つずつ上限額を見まして300万円という積算根拠
にしてございます。

それから、もう一点の既に相談があるのかといったことに関しては、今のところ具体的に

はまだ来ておりませんが、補助金がもしあればやりたいという防災に関する相談は1件、今のところあります。ただ、これに該当するかどうかはちょっと今後検討ということになってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） ありがとうございます。

名前は変わったといえども、去年は500万予算計上して、今回300万ということですね。実際、その去年の決算額、ちょっと私、今数字持ってないんですけども、実際どういう結果だったのかというのも、コロナ禍でなかなか事業も行えなかった部分もあろうかと思えますけれども、その辺お聞かせ願えますか。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 今、具体的な実績の数値、ちょっとお持ちしてないんですけども、去年500万円というまちづくり耕上の予算計上の規模というのは、まちづくりのそのメニューとして協働事業だとか、あとその復興に関する事業だとか、上限200万というメニューもございました。昨年までは、200万と100万のメニューがそれぞれあって、それぞれの上限額を見て、去年は500万というふうに積算しておりまして、今年度については、今回のこの共に創るまちづくり事業については上限は100万円ということで、基本的にはこれまではずっと自主財源というのをあまり、何というのでしょうか、なくても補助率100%で補助してきたという経過もございました。これをこれまでの内容を検証した結果、やはり自主財源を持っていただいて、全て行政の補助金で何でもやるということではなくて、やはり町民と共に創るというところは、やっぱり町民も自らの財源も持ちながら共に創っていくという意味もこの事業には込めていまして、それでこの今回、10分の10というものもありますけれども、10分の8ということで補助率も少し落としながら組み立てたところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 石川課長。

○総務企画課長（石川英毅君） 今、ただいま担当のほうからお話あった中で、若干ちょっと補足だけさせていただきたいんですけども、今回のこの事業、前回までのまちづくり耕上事業がなくなったということではなくして、あくまでも中身を継承しつつステップアップをして、そして取り組む事業だということで御理解いただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（野田省一君） 4番、奥野議員。

○4番（奥野恵美子君） レベルアップした事業に生まれ変わるというふうに捉えたいと思います。そうであるならば、この補助限度額というか、先ほど言われました自主財源も少し活用してほしいよというふうになっているということだと思います。

この10分の10というところもございしますが、私自身もまちづくり耕上のときの事業も活用させていただいて、活動がちょっとレベルアップしたのを覚えているんですね。ですから、限られた各団体なり持分というのは限られていると思うので、なかなか厳しいなというふうになんか感じました、今。

ただ、その中で、最後にもう一点お伺いしたいのが、補助対象の（1）人がつながる地方創生事業というので、町内の高等学校や町外の大学等云々と書いてありますが、この辺、高等学校というふうに位置づけるのか、例えば中学校では授業の中とはいえ地域の方々と防災の授業というか、そういうものもやっていらっしゃるので、もし中学生の生徒さんが何かこういう事業を使ってこういうものをつくりたいんだがというようなお問合せがあったときに、そういう面でもこの高校というのではなくて、そこまで範囲を広げていただけたらうれしいなというふうに思います。

なぜ、さっき自主財源と言ったかというのは、その部分に値するものであって、そういう方々の声もしっかり聞いていただいて、町長が昨日おっしゃられました施政方針の中で共に創るまちづくりということで、共創というお言葉を述べられておりましたので、まさに今、地域の住民の方々も参加するまちづくりというのは、復興復旧にもすごくつながっていくと思うし、町なか再生にも大きく貢献するものではないかなというふうに思っていますので、その辺お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野田省一君） 枡丸主幹。

○総務企画課主幹（枡丸直士君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃられたように、例えば中学生という例も挙がりました。町内の高校や町外の大学、民間企業等というところもございすけれども、この今回の（1）の人がつながる地方創生事業については、そういう学生、今、むかわ学というのもやられていまして、そこから出てくる提案というのも数多くございます。

例えば、そういう中学生も含めて、学生が何かまちづくりに役立ちたいという、そういう思いを形にできればというところで、ここの（1）については、あえて補助率を10分の10というところで自主財源がなくてもできるようなイメージを一応持ってつくり込んだつもりで

はございますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから補足をさせていただきたいと思います。

この共に創るまちづくり事業の趣旨のところにも書いてあるとおり、町民や若者等の柔軟なアイデアということをおうたっております。そういった意味からも、高校に限定するものではなくて、そういった若者のアイデアということもあるんで、これが将来的にそのまちづくりに資するものであれば対応できるものというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） 今と同じちょっとところでお伺いしたかったんですけども、人がつながる地方創生事業ということで、地方創生のまずは何を目指そうとされて行われる事業なのかというのは伺いたいというのが1点目。

それから、2番目が、町外の大学ということで札幌大学さんとの何か連携が進んでいるという話を聞いておりますが、それは教職員との連携なのか、それとも例えば学生さんがむかわのほうにいらっしゃるといふか、何というのですか、移住してくるといふことも目的として考えていらっしゃるのかというのが2点目。

それから、3点目が、民間企業等との連携によるというふうに書かれておりますが、町として民間企業には何を望んでいらっしゃるのかという、この3点をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、地方創生で何を指すのかというところでございますけれども、まずやっぱり大きな流れとしましては、震災、それからコロナ禍でかなり町の活性化というのが衰退しつつあるといったところをまず何とかしたいというところなんです。

町なか再生の基本計画というのが今出ていまして、それによって町ににぎわいを戻すというのも一つですし、人口減少、それから少子高齢化、こういった問題をともにその町なか再生も併せて解決していきたいというところが、まずこのまちづくり計画の前期計画の中で一番大きな課題になってくるのかなというふうに考えてございますので、そこを少しでも上向きにしていきたいということでございます。

それから、2点目の札幌大学につきましては、今現在、札幌大学、それから鶴川高校、それから町で協定、包括連携協定というのを結んで、まさに今言った地方創生の中で何ができるのかというところを今、議論をしている最中でございます。大学、それから高校、町が入って、地域の課題にどうやって取り組んでいくか、どういった地域の課題に取り組んでいくかというところを今後さらに詰めてまいりたいというふうに考えています。

それから、民間企業に何を求めるかというところは少し難しいんですけども、今、民間企業いろいろ、今言ったように包括連携協定結んで、防災の観点だったり、脱炭素の観点、それからいろんなところで企業連携というのが今進んできております。その中で、様々な分野で民間企業と連携しながら、少しでも町の発展に向けて連携できるような取組を今後進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

3番、古内議員。

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

私がちょっと考えていた答えとはちょっと違ったんですが、またいろいろと何というのでしょうか、お話ができればというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 古内さんと目が合いましたので、今、担当のほうからもお話があったかと思うんですけども、いきなり移住定住といったところの要因というのはなかなか結びつかないのかなと、人の流れでございますけれども、やはり地方創生の大きいところは人の流れというのでしょうか。

ちなみに、むかわ版の地方創生が一つの柱がまず地元の担い手を何とか確保していこうじゃないかと、育成していこうじゃないかというのが一つ、それと子育て、昨日も議論ありましたけれども、子育て環境を育んでいこうじゃないかと、それともう一つが、3つ目が恐竜化石等を生かした地元の資源というのを、この機会にもう一回再発見して活用していこうじゃないかと、こういったまず地元で磨けるものは磨いて、そして人にも来てもらうんだと、いきなり移住だ、定住の前に、まず関係、関心の人口というのを、あるいは交流人口というのを高めながら、そのためにも繰り返しますけれども、人というのがポイントとなってくるのかな。

ですから、これまでもう50数団体企業等と復興だとか、あるいは包括連携等々の連携も結

んできているところです。これはあつてはほしくない、最悪が来ないことを祈りながらもですけれども、何か備えというのをそれぞれの分担しながら、お手伝い願うのはお手伝い願うけれども、もしものときのつながりは大事ですけれども、日常ふだんにつながり、いろんな中での先ほど言った地域間の、そして民間の方たちとの交流をしながら、人の流れというのを新たな展開で活性化に結びつけていけないかなというのもポイントとされているかと思えます。参考までに。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、11ページから17ページまでの4款衛生費から5款農林水産業費までについて質疑ありませんか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 12ページの1041、コロナワクチン接種事業についてちょっと伺いたいと思います。今回は追加接種で4回目ということで、ファイザー、モデルナ、このワクチンが使われるということなんですけれども、むかわ町にはまだ未接種の方いるかと思うんですけれども、そういった基礎疾患があつて未接種の方の把握している人数、もし分かれば教えていただきたいのと、その方々の今後の対策としての考えが何か考えられているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 未接種の方の人数というところなんですけれども、今段階ですぐ何人ということは言えないんですけれども、受けた人数が分かっておりますし、受けている方もこちらで全て把握はしておりますので、受けてない人数を出すことは可能かなというふうには思っております。

大体、今のところ90何%の方が、1回でも受けた方は90%近くの方が受けていらっしゃいますので、それを引いた方が未接種という形になっていきます。

今後の対策のところなんですけれども、受けてない理由がいろいろあるかと思っております。その中の一つとして、アレルギーとかいろいろな体質的なところで受けてないという方もいらっしゃるのかなと思うんですけれども、今、新しいノバボックスというワクチンとかも出てきておまして、今段階ではまだ札幌のほうとかでしか打ててないんですけれども、そち

らのほうの拡大とかも今後検討していきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 今、まさに御答弁いただいたんですけれども、ノバボックス、実は私の知り合いもインフルでアナフィラキシーになって入院をしたということで、コロナを1回も打ってないんですよ。それでその家族の方から今ニュースで放映されているように武田社のノバボックス、これが副反応が少ないということで、1回、2回目が38度、9度と熱が出たという方も3回目をちゅうちょしたんですけども、ノバボックスの接種をすることによって何でもなかったと、そういうような状況のニュースが結構流れたものですから、その家族の方がこの1年、正直家から1歩も出ていない状態で過ごしていると、それで何とか家族としても温泉に連れて行ってやりたいんですけども、もしそこで感染したらということを考えてと両親にちょっと我慢をしてもらっているという、そういう状況の中で、このノバボックスという、そういったことが出てきたんで、何とか未接種の方に、今回4回目のワクチンですけれども、今、今後そういったことができればという御答弁でしたけれども、そういった可能性があるのか、それとももしなければ健康福祉課のほうに相談をすることによって、むかわ町ではまだまだちょっとそういったノバボックスで接種というのはちょっとできないけれども、苫小牧とか札幌とか、そういったところで打てば、むかわ町の紹介でもってできますよとか、そういった対応というのができるのかどうなのか、ぜひそれこそ聞いていただきたいという、そういう話を受けてちょっと質問をさせてもらっていますんで、よろしくお願いいいたします。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） ノバボックスにつきましては、現段階でもう札幌のほうで受けることは可能になっております。ですので、そちらのほうに申し込んでいただいて受けるというのは今段階でも、町のほうから特に何もなくても受けることは可能になっておりますので、そちらを御利用いただきたいと思います。

さらに、近隣のところで受けられる機会がつかれるかどうかというのは、近隣町村とも御相談しながら対応を考えていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） じゃ、むかわ町については、全く今のところはもう見通しが立てられる状況ではないという理解でよろしいですか。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） むかわ町のほうでもどれぐらいの人数の方がそちらのノババックスを御希望されるかというところがちょっとまだ予測ついておりませんので、そちらのほうを検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） そのほかに質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今のまず最初に関連で、1041ワクチン接種事業なんですけど、今出ていましたノババックスの武田社のそれは、この4回目の追加接種ですから、ワクチンはファイザーとモデルナとなっているんですけども、ノババックス社の要するに4回目の集団接種のときは、ワクチンの種類というのは国から指定されてこちらでは選べないのかどうか、ノババックス社のワクチンをむかわでも接種するというふうな方策はないのかについて伺います。

それから、ノババックスはもう薬事承認されて、厚生労働省のホームページでは1、2回目と追加接種の18歳以上の方は受けられるというふうになっているので、むかわでもやはり副反応のことを心配して全く受けてない若い人も身近にもいますから、やっぱりノババックスのワクチンがむかわでも打てるということになると、やっぱり打っておこうという人も出てくると思うんですよね。

だから、その辺の情報はやっぱりきちんとノババックス社のノババックスをむかわでも、何というのかな、打つことができる、できないは情報提供としてやる必要はあると思ってるんですが、いかがでしょうか。

それから、1120のごみのし尿処理対策事務、これはずっと求めてきましたので実現することになってよかったと思うんですが、これちょっと見ていきましたら、説明資料で修繕が必要なのが51か所あって、もう修繕困難なのが44あると。とてもこれこの75万円でこれが全部できるとは思っていないんですよね。

それで、この今年度にじゃ、どのぐらいやってもらおうのかとか、あと周知もしなきゃなりませんし、いろんなことを心配になりますよね。じゃ、その自治会、町内会が本当にこれを取り組んでくれるのかとか、じゃ、その頼むときにどうしたらいいんだろうとかもいろんなことが起きますよ、これ。

だから、おまけにデイサンで2基更新して、1基9万円で18万円払った場合、4分の3で助成額は13万1,200円だと、だけれどもじゃ手出しは13万と18万だから5万ぐらいは町内会、自治会で負担しなきゃなんないですよ。そうしたら、町内会にあるのは1基や2基じゃな

いでしょう。

そうすると、この事業がどのぐらい続くか分かりませんが、町内会そんなにお金、うちの町内会が一番貧乏なのかもしれませんけれども、あるとは思えないので、その辺の町としてのこの制度を使ってきれいにしていきたいということになると思うんですけれども、その見通し、何年でこれを本当にきれいにして、この補助金を出していくのかと、そういうことも含めてちょっと教えてください。

それから、1200のへい獣対策調査研修費、私もへい獣って分からなくて調べたんですけれども、要するに死んだ家畜ということで、家畜って鳥類とか、この間、鳥インフルエンザで私も町のほうにカラスが死んでいてどこどこに死んでいてちょっと取りに行ってくださいとかということをお願いしたんですけれども、この辺で防災無線とかでも流れましたけれども、やっぱりこの辺の周知も含めて、研修もするという事なんですが、これらについて伺います。17ページまで、17ページ。

以上です。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） まず、4回目のワクチンですけれども、こちらのほうにつきましては、ファイザー社製とモデルナ社製の2社のワクチンが国のほうから配分されておりますので、これを選ぶことはできない状況になっております。

ノバボックスにつきましては、今後やり方につきましても病院とも相談しながら体制について考えていきたいと思っておりますので、ちょっと今後、協議ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 私のほうからはごみ収集ボックスの助成事業についてお答えさせていただきます。

困難な修繕困難なごみ収集ボックス44というふうになっているんですけれども、このうちごみ収集ボックス更新コミュニティ助成事業を使ってする自治会も入っております。それを抜いた困難な自治会、町内会というのは、おおむね5自治会ほど把握しているところでございます。

今回の補正については、上限額1自治会、町内会当たり15万円となっております。既に予算化されている15万円プラス合計で6自治会、町内会、合計で75万円プラス既に予算化されている15万円出した90万円が予算の総額となっておりますのでございます。

○議長（野田省一君） 藤野主幹。

○農林水産課主幹（藤野真稔君） 私のほうから1200番、農業振興対策費の旅費7,000円についてお答えさせていただきます。

こちらへい獣というお話なんですけれども、実は農業分野では今、エゾシカのほうを捕獲に力を入れておりまして、そちらの捕獲したエゾシカを今後どう処分していくかというところを研究していくためにちょっと旅費をつけさせていただいたところですよ。

以上です。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 今後の見通しという質問でございますが、現状、コミュニティ助成事業を使っていただくのが一番、自治会、町内会にとって一番いいことだなと思っております。

うまくいけば来年もどちらかの自治会、町内会が当たればいいなとは思っているんですけれども、それを踏まえて今後、修繕の箇所も引き続きあろうかと思うんですけれども、完全に、何と申しますか、常に修繕を使いながらこの事業を続けていくというような形でございます。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） まず、ワクチンのほうなんですけれども、国から指定されて4回目、1回目、2回目、3回目、4回目というのは、ワクチンの種類来ることだから選べないということなんですけれども、しかしその副反応が心配で打てない人って本当に数、おおよそ90%弱と言っていましたけれども、例えば10%いろんな理由でそういう副反応で打たないというのもあるのではないかとこのように思われますよね。そういうのも耳にしますし、そのときにその武田社のワクチンが比較的少ないということは報道等で、副反応が少ないということは報道等で知られてきているわけですし、やはり町として積極的にその武田社のワクチンを手に入れて進めていくということも検討して、町の考え方として持っているのではないかとこのように思うんですよ。

国がこれとこれだからとか、札幌でやっていますとか、そんなこと町民に札幌、そんなに心配なら札幌行って打ってくださいなんて言えませんよ、私は。だから、町としてやはりどういうふうな、その武田社のワクチンだったら打ちたいと言っている希望者に対して、どういう対応をしていくかというのは、ちゃんと方針として私は持つべきだと思いますよ。そういうやっている医療機関があるかもしれませんとか、そういうことでは私は駄目だと思いますよ。

すよ。だから、きちんとそういうものを持ってほしい。

そして、42ページの初回接種1回目、2回目及び追加接種3回目の中に、12歳以上の方は町内医療機関で個別接種ができるとか書いていますよね。じゃ、このときのワクチンが、じゃ、ここで打つときは武田社の使えますよとか、何とか使えるようにできないかとか、やっぱりそういう検討はすべきだと思いますよ。その辺についてどういう考えを持っているか伺います。

それから、ごみ収集ボックスなんですけど、できるだけその松風だとか、うちの町内会が使ったような事業、言ってみれば町費を使わないでやりたいと、それは分かりますよ。でも、たまたま松風、昨年、それから今回3町が今年できましたよ。でも毎年毎年それがかなうなんて保証はないわけでしょう。だから、そのためにこの制度を私はつくったと思っていますから、やっぱりこの制度をできるだけ町内会の負担を、負担にならないような形で、これ町の責任ですから、ごみ収集ボックス、景観も含めて、きちんとするというのは本来町がやるべきですから、それはどこかの事業の補助金充てにしてやるのはいいですよ。人様が出してくれるお金でやるというのはいいですけども、基本的には町がきちんとこれを本当にみつともないあのぼろぼろのステーションを何とかしなきゃなんないですから、やっぱりそういう気持ちで、この全部きれいになるまで追求して取り組んでいくという姿勢がなかったら、残ってしまったあれどうするんですかとならないようにしてほしいと思うから言っているんですよ、私。その辺はどうですか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうからワクチンの関係でお答えをしたいと思います。

まず、4回目ということで予定はしていますけれども、そのノバボックスのワクチン、これの情報まだ詳しくは入ってきてないというところもありますので、そういう意味では、議員がおっしゃるとおり、そういったものを確保していくという姿勢は大事かというふうに思っています。

医療機関ともよく相談をしながら、こういったところも入手できるような努力も町としてはしていきたいというふうに思っていますし、また情報提供もしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 八木町民生活課課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、ごみ収集ボックスの関係で御答弁をさせていただきます。

今までの経過からいきまして、ごみ収集ボックスにつきましては、管理含めて自治会のほうにお願いしてきたという経過もございます。それで、今まで自前修繕の部分は該当じゃなかったものが、今回は自前修繕も自治会の方々からの御要望もありましたので、自前修繕も対象にさせていただいたと、それから修繕助成金も5万円から15万円ということで上げさせていただいて、これは自治会の負担軽減ということとやはり生活環境を少しでもよくしていただきたいというふうに町のほうも考えておりますので、たまたま先ほどコミュニティ助成が去年、今年ということで当たっています。それによって一気にこれが進んだということにも考えているわけですのでございます。

それで、うちの町としても、少しでも町の景観がよくなるように今回は助成金額、それ等を上げて、今後自治会のほうにもPRをさせていただいて、少しでもこの助成金を使って修繕していただきたいということで提案させていただいておりますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） ごみ収集ボックス修繕の関係なんですけれども、例えばそのコミュニティ何とか事業の案内も、たまたまその松風で昨年できることになったということで、町内会に聞きましたら、あ、そんなのがあったのかみたいのところもあったのです、実は。

だから、今回この事業がやっぱりきちんと周知して、できれば町としては何とかやりくりしてやれないだろうかということを含めて、やっぱり積極的にPRしてやっていくということをしていかないと、またいつまでもどこかの汚いボックスが残っているという状況になりますから、その辺はやっぱり町としても、何年以内にこの悪い環境をきちんとしていくということを方針持たないと、こんだけ事業補助するから町内会やってくださいよみたいな感じじゃなくて、町の責任ですからね、ボックス、そもそも……

〔「これ町の姿勢として出しているのですよ」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） 町長、怒らないで、もう。

〔「怒ってない、怒ってない」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） 聞いてください。目が合って答弁したら、そんなこと言うんですか。

〔「いえ、いえ」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） そういうふうに思っているんですけれども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） ごみ収集ボックス修繕費助成事業、これ一つのこれからの向けての先ほどの担当課長のほうからも申し上げていたとおり、自治会等の負担軽減何とか図ってき

いな町をつくろうじゃないかというところの町としての一つのこれからの姿勢ということで、これ単年度事業じゃございません。

たまたま一例としてコミュニティ助成事業というふうな活用の一例もありますけれども、有利な事業、補助メニューというのがあるのであれば、町単独だけでなくとも組み合わせた中で、すり合わせた中で、さらにその清掃環境というのですか、美観環境というのも含めて今後に向けて取り組んでいきたいということで、ぜひ御理解を願いたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 初めて質問させていただきますので、ちょっと緊張いたしておりますけれども、議題外に入りましたらひとつ注意をいただきたいと思います。

15ページの森林環境譲与税基金積立金の内容についてお伺いをさせていただきたいと思えます。2,270万皆減ということで、マイナスであります。本来であれば何で減らすんだという質問になろうかと思いますが、私は立場を変えてよくやったなど、そういう質問になるわけではありますが、これ当初、基金として予算化をしていたものをどういう背景で今回使うことになったのか、これは譲与税そのものが使い勝手も含めて、全国的に議論の高まっている今最中でもあります。

これはやっぱり使うべきして各自治体に配付をする税金でありますから、使ってほしいのが本音であります。自治体によっては対応まちまち、それと配分額についてもそれぞれ人口は機械的に配分をするということの内容でもあります。したがって、醸成されていない自治体においては、ただ基金に積むという結果に終わる、その先の使い勝手についてもなかなか定まらないというのが実態としてあるわけであります。

私は町長の施政方針にもありますように、むかわ町、やっぱり先進地だと思っております。この基金の……基金でなく、譲与税を使う先進地と、林業の先進地ということも含めて、先進的な役割を果たしていく立場に当然あると思っておりますので、管内、私の知っている範囲で2市4町でありますけれども、全く使わないで基金に積んでいる実例もあります。

そういったことのない、使うことによってのいわゆる環境整備を積極的に進めていくというのも本来の趣旨でありますし、今の制度そのものが近々変わるという情報も実は入っております。

ということは、単なる人口割、機械的な人口割でなく、その使い方とうまい地域に対する重点配分というのかな、そういう方法にも多分変わるだろうというふうに、我々としても要

請をいたしておりますので、可能な限りこの趣旨に沿ったむかわ町での使い方、もう一つは、模範となるような、そのリーダーとしてふさわしい使い方もお示ししていくべきだなというふうに思っております。その辺の考え方について、できればお話をいただければと思います。

それと、この今回、使うことになった背景、誰かに言われて使うようになったのか、自らこれはこういう方向で使うべきだという発想の下に、皆減で2,200万、2,770万円を使うことになったのかということも含めて、それからこれから毎年これは増えるわけでありますから、我々も含めて国民1人当たり1,000円を徴収する税金でありますので、それぞれ皆さんもやっぱり興味を持って見ている、そういう環境税でありますので、やっぱりそれに見合った使い方も含めて考え方をひとつお伺いをさせていただきたい。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 今回、森林環境譲与税、皆減として事業充当されることになりましたその背景等々について御説明申し上げたいかと思えます。

議員御承知のとおり、森林環境譲与税につきましては、その用途につきまして森林の整備の推進、またそれに係る関係するいろいろな展示効果ですとか、教育効果の高い事業ですとか幅広く活用が可能な財源ということで各市町村のほうに配分をされているところでございます。

私ども今回補正を検討するに当たりまして、従前より制度化して取り組んでおります市有林等整備促進事業ということで、町独自の事業としてこれは事業化させていただいているところでございますけれども、こちらのほう公共補助金によって一般的に整備されている森林整備が、国の財政事情等々、事業費の問題等々で市町村に配分される部分にいろいろな部分で例年変動が生じる部分がございます。

そういった国のまずは配分等の状況を見ながら、その年にいろいろ森林所有者さんが予定されている事業予定額になかなか追いつかないという年もございますので、そういった部分、こういった独自の事業で支援をさせていただきながら計画的森林整備の推進を図っていくというようなことで取り組んでいるところでございまして、これにつきましては、実は当初予算の段階からこれにつきましては取り組む予定をしていたところでございます。

そして、この町に対する公共補助金のほうの各森林事業体への予算配分というものも一定見えてきたところで、この市有林整備事業のほう、私たち町単独のほうで対応しなければならないという部分が今回、この時点で分かってまいりましたので、昨年と同様、6月の補正

という形の中で追加をさせていただいたところでございます。

実際、御指摘ありましたとおり、国のほうから国民へのいよいよこの環境譲与税に関する課税が始まるという部分で適正に使われているかどうかという部分が今後検証されていくというような状況ございまして、各市町村のほうにきちんとした使い方を使ってくれという働きかけもあったのも事実でございますけれども、私どもそういった形の中で先行してこういった制度も独自に持ちながら活用をさせていただいているところございまして、引き続き森林の計画的な整備、そういったものにつながるようにしっかりと活用して事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） ありがとうございます。

特に、この地区、厚真町、安平町も含めて震災による大規模な森林災害が起きたわけでありまして。その中で、多少なりともこういう形で国から、あるいは国民から一つの大きな願いを込めた環境税という税金が投入されるわけでありまして、全国に模範になるような、あるいは災害復旧に向けても一定程度、これは大きく活用したという背景も含めて見える形の財源をひとつこれからも確保していただきたいし、活用についても一定程度の工夫も含めて、私としてはお願いを申し上げたいと。

町長が多分、私がこういった話が少しはしたいのかなと思いますので、ぜひひとつお話をさせていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 森林環境譲与税、各種会議で国の関係者の皆さんから活用に向けてというアナウンスはされていることは事実であります。こうこうしろよといったようなことで今回の頭出しをしたつもりはございません。

本来の森林環境譲与税の持つ多面的な、昨日も触れさせていただきましたけれども、とりわけ胆振管内で森林の持つ炭素の吸収量がトップですと、北海道の中においてもかなり上のほうですよといったような財産をやっぱりこの環境譲与税という本来の趣旨、理念というんでしょうか、もう一回、地元としても共有しながら関係機関、苫小牧広域森林組合等々も含めながら、有効活用に向けてさらなる努力、努めていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 今のところ、非常に僕も関心持っていて質問したいというふうに思っております。

事業番号が1350番で、これは市有林の整備促進事業の補助というふうになっております。具体的に70.39ヘクタールというふうに面積もしっかりと書かれておりますから、きっとこれはきちんとした形の中でのいわゆる予算を計上しているというふうに思っておりますので、聞き漏らしたからだったら申し訳ないんですが、いま一度、このところを詳細についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 私のほうから市有林整備促進事業の内容について御説明いたします。

議員の申しますとおり、積み上げによります数字でございます。今回、補正に上げさせていただいておりますのは、全て全部で延べ25小班、合計面積70.39ヘクタールということになっております。

○議長（野田省一君） 5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 使い勝手いいかどうかというところが、非常にどういうものなのか、この環境譲与税だったんで、具体的にこの今回、取り組むことの部分についてどういう形の補助、事業に対する補助か、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 整備内容につきましては、まず公共のほうで対象にならないと思われる小班につきましては、間伐もしくは保育間伐の施業に対して係る事業費の68%の補助となっております。

また、加算措置としまして、林齢が15歳以上、30歳以下につきましては、事業費引く補助を引いた2分の1が加算措置として補助されるという制度になっております。

○議長（野田省一君） 東議員。

○5番（東 千吉君） 今回、新しく令和4年の補正ということで、この環境の譲与税の活用ということになっております。これからこれが活用の中でいい、使い勝手がいいなということになれば当然、この公共対象外となる市有林の整備事業に使われていくのだろうというふうに思いますけれども、ぜひここはこれからの部分ですから、上手に使えるような方法を考えていくということが、継続してです、必要でないかというふうに思います。それらの計画等についても何かあるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 現在、本町では、森林整備計画というものがございまして、通称むかわ町パワーアップ計画と申します。すみません、訂正いたします。森林整備計画の中で今後、整備していく小班、林班というのをきちんと定めておりますので、それに基づいて、今後、計画的に森林整備のほうを進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩をいたします。

再開は14時40分とします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17ページから21ページまでの6款商工費から13款予備費までについて質疑ありませんか。

10番。

○10番（小坂利政君） ちょっと勢いついたものですから、もう1件だけ質問をさせていただきたいと思います。

1486-00の起業力耕上促進事業、この内容についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、これは竹中町政1期目、2期目、目玉の大きな事業というふうに認識をいたしております。ここへ来て3期目に入るわけでありましてけれども、基本的には1期目、2期目と取組姿勢というのは変わらないのか、それから今までの結果についての評価的なものがあれば、この際まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（野田省一君） 梅津主幹。

○経済建設課主幹（梅津 晶君） ただいまの質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、起業力耕上促進事業の基本的な考え方でございますが、新規起業、既存の事業者の新規事業への参入、新たな商品開発、これらに係る販売促進、また町外の販路拡大といったものに対しまして補助金を交付することによりまして、皆さんの起業をする力というのをどんどん促進させていこうというところでございます。

また、事業の途中からは恐竜ワールド構想に資する事業につきましては、全てのカテゴリで補助金の上限額を引き上げるという措置もこの間、講じてまいったところでございます。

補助金の上限額につきましては、新規起業につきましてはジャンルを問わず200万と、そのほかにつきましては100万円ということで、先ほど申しましたとおり、恐竜ワールド構想に資する事業の場合は200万まで上限額を引き上げるといったような形で事業をこれまで組んできたところでございます。

これまでの事業の結果の検証というところにつきましては、やはり使い勝手のいい補助金であるということもございまして、この間、新規起業、商品開発等、特に平成27年度から利用は開始されたわけなんですけれども、令和2年度までは毎年複数の利用者がおられました。令和3年度につきましては、新規起業で2件という利用にとどまっておりますが、この辺はコロナ禍で事業が今、なかなか思うように進まないというところの影響もあったのかなというところで分析をしている最中でございます。

今般、竹中町長の施政方針にありましたとおり、事業継続実施とすることになりましたので、例年の当初予算額であります800万円まで引き上げるというところで、今回500万の補正予算を組んでおります。

今後につきましては、これまでの事業成果でありますとか、事業の課題を整理を今、鋭意行っているところでございまして、現状の情勢を鑑みながら、もし必要なメニューがあれば追加をするなど検討してまいりたいところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） すみませんね、先におっしゃって。

本当に結果として私は今までの経過についても敬意を表したいと思っておりますし、結果としてもいいものはそこそこ出ているのかなというふうに思っております。

ただ、今、いみじくもお話がありましたように、コロナでやっぱり時代も変わったわけがあります。それに伴っての利用が減るということも含めて、これから懸念をしなければならぬだろうと、そのときに私もあちこちを歩くものですから、起業力ということにつながるかどうかは別にして、その人材の重要性というのが特に今年の4月以降、病院の先生のネーム

バリューというか、これに伴う非常に高い相乗効果というのを見たような気が実はいたしております。これもある意味、起業力相乗効果という一面になるのではないかなど。

そんなとき、私もこの発信力、それから人材力と言うんでしょうか、私、小さいローカル市町村でありますから、なかなか定住促進と言っても進まないし、分母の取り合いでありますから、そんなに簡単に人口定住なんか増えるというふうには私も安易には考えていません。時代背景に合わせた行政取組ということも場合によっては必要ではないかということも実は考えております。IT企業もむかわには進出いたしておりますし、いろいろなその時代に合わせた取組方というのも当然出てくるだろう。

実は私も事業所の代表をやっておりますので、この経営に対する基本的な考え方も最近、今、整理をいたしております。どういうやり方かということ、高齢化社会であります。一定程度キャリアを持った人たちの人材を登用することによって、一定程度の期間、この人たちを生産人口として雇用する機会を与えることも一つの方法だろうと。これに伴うキャリアでありますから、能力、あるいは人材、これも同時にこの町で活用する方法ということも当然出てくるだろうと。これらの相乗効果も含めたこの起業力耕上促進事業ということも、間口もちよっと広めた内容に改善してもよろしいんじゃないかなど、日高振興局では公務員のいわゆるその兼用、兼職というのかな、ということも可能にしております。

例えば、むかわも優秀な役場の職員が町長の許しを得て兼業可能ですよと、例えばそういう場面に出たときに想像を超える何かが生まれるかもしれません。そういった起業力ということもこの際、町長いかがですか、やっぱり3期目集大成に入ったわけでありますから、そのくらいの幅を持ったまちおこし、起業力耕上ということも含めて、これは考えていくべきでないかということで調子についてお話をさせていただきましたけれども、ひとつ考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、時代が非常に大きな流れというんでしょうか、どなたかの言葉であったかと思うんですけども、こういう困難なときこそ発展に向けての変化というんでしょうか、変わるものは変わらないと駄目なんだ、また、動物学者の方に言えば、この世の中で最後まで残るのは変化に強いものだというふうなこともあるかと思えます。

よい意味で、その変化を上手に体得の機会として捉えていかんと駄目かなといったところで、起業力に入ります前に、先ほど議論にもありましたまちづくり耕上事業、これを少しステップアップして地元力というのをさらに高めていこうじゃないかというところで、共に創

る、この創るも今の第2次のまちづくり計画の一つのテーマともされている、つながるとい
うのでしょうか、こういったキーワードをともにしながら共に創るという常に発展形という
ところで、そこで先ほどの起業力の関係でございますけれども、これはこの事業にかかわら
ず人材というんでしょうか、各分野にわたっての人材の確保、そしてその人材を確保した人
の人材の育成、そして人の流れ、関わり、こういったところはやっぱり常に向き合う姿勢と
いうのは大切にしなければならない、そして今年度から議員も御存じのとおり、むかわ町と
しても今の町の中の知見では足りない部門、例えば脱炭素どうする、デジタルトランスフォー
メーションどうするといったところの新たな知見を持った方ということで、総務省のほう
から地方創生のアドバイザーだとか、あるいはむかわ町としては初めての地域活性化起業人
だとか、今、私考えているのは地域おこし協力隊も従来の地域おこし協力隊でいいのかな、
地域おこし協力隊の中にも起業版というのでしょうか、そういったところを通してのまた違
った人の流れ、人の定着というのもありますから、そういったところも含めて、この地元力
というのですか、起業力耕上促進事業という名称も含め、さらに施政方針の中でも一部記し
ておりますけれども、制度内容というのでしょうか、議員の貴重な御意見というのも踏まえ
ながら、さらにステップアップできるような起業力耕上、本来の夢を育む、そして地元力を
高めて、そして地元力の活性化があることによって人を呼び込むんだと、そこには人材誘致
というのはしっかりとしていかなと駄目かなと思っております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 1点だけ伺います。

18ページの1640、町道整備事業の中の踏切撤去、花園豊城1線ほか4線、4路線設計とい
うことであるんですが、JR北海道から踏切撤去後の線路の部分ですよね、以前お聞きした
ときに無償譲渡で云々というようにお話もありましたけれども、現時点としてどういうこと
になってこういうその後の活用を考えての調査設計になると思うんですけれども、町の考え
方としてどういうふうになっているのかについて、経過も含めて伺います。

○議長（野田省一君） 江後参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから、この調査設計の事業のお話をさせていただ
きます。

昨年、花園豊城1線ほか4か所におきまして、まず踏切を撤去しまして、踏切のあのがた
がたをなくした形でまず1回進めました。その後、あの道路の構造としては、ただ取って天

ふら舗装ただけでございますので、前後の線形、また道路の路盤圧というのは構造基準に達してないというところで、今回、国の補助事業を受けまして、それで前後の滑らかにするという形を設計する形で今回、調査設計委託料を計上しております。

また、一部区間におきましては、道路整備工事も今年度実施するということを考えております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりました。

じゃ、踏切の撤去後のことだけで、その後のJR北海道との線路の部分については今お話は聞けませんか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） JRの廃線跡地の関係だと思います。

鵠川様似間が廃止をされて、その後、JR北海道としては用地が、鉄道用地が残っているということで、この間、JRからも相談を受けている、相談を受けているという状況です。

今、JRとしては、旧道道千歳鵠川線のあの踏切から東側の線路用地、これについてJRとしては町に譲渡をしたいと、ついでには有償ではなくて、今後の維持管理等々も含めて、それから鉄道の撤去も含めると経費的にはやはり相当な金額になるだろうということも含めて、無償で譲渡をしたいという意向がJRさんではお持ちだということで、今後、詳細について詰めていく予定でございますので、ただし、鉄橋が残っております。

この鉄橋については、あれごともらうということになると、架線協議というふうなことで大変なことになりますので、これについては町としてはJRさんのほうで責任を持って管理をしてくださいと、用地だけ私どものほうで供用するというようにしております。

時期が来たら、今後また詰めて議会のほうにも報告をしたいと思っておりますけれども、基本的には受ける形で今、前向きに協議をしているというところでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 分かりました。

実は、私には近所、家の前が踏切なものですから、先日、いつ頃かな、何か作業をしている人が来ていました。いろいろ測っていましたが、こう。何をしていますかと聞きましたら、あそこにいろんな物置だとか、何個かある、建てているんです。それが踏切のJRの土

地に入り込んでいるんじゃないかということらしいんですよ。そうすると、もし場合によっては、その建物を持ち主がどうにかしてくださいなんて言われたらどうしたらいいんだろうみたいなところが、持ち主とかから近所の人なんかも心配しているわけです、実は。

だから、そんななってしまう、その自費で移動しなきゃならなくなるとか、そんな心配はしなくていいのかだけでもちょっと分かりますか。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 今のお尋ねの件では占有をしているという、思われるようなところの調査も実はJRのほうでしていただいています。線路用地にかかって土地を使用されている方もいらっしゃるし、実際にJRが契約をしてお貸しをしているというようなこともあります。

そういった実態も明らかにされた上で、引き取るにしても、ただ書面上でやり取りするのではなくて、どういう方が使っていて、どういう状況なんだというところを分かった上で、町としては譲渡を受けるとい形にしていますので、ここがまだ今、調査をしているということですので、今しばらく時間を要するということでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから6ページまでの1、総括、2、歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり31ページから40ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表継続費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 予算全般について幾つかお伺いをしておきたいというふうに思います。

今回の補正予算は3月の当初予算、骨格予算を含めて本予算ということで、総額で97億円を超える大型予算であります。そういう中から幾つかお伺いしたいというふうに思いますが、一つは、この歳入に関わりまして、かなりの部分は国庫支出金、それに繰入金、町債、こういう形が多いかなというふうに思っておりますが、その中国庫支出金に絡んでですが、るる審議をされたように、コロナ事業あるいはこの物価高騰対策支援、これらがこの政府の国

のこのいわゆる地方創生交付金や物価高騰支援給付金とこういうものの活用になっています。

そこで伺っておきたいんですが、この物価高騰関連で言えば、今、町が今回予算の中に組み入れたこれらの交付金関係はどの辺なの、どこなのかということが一つです。なぜかという、早い段階で3月、4月の段階からいろいろありました。そして4月になって物価高騰対策の給付金というのが地方創生関連で出てきました。そして、それらについては、今年の7月までにそれぞれ地方自治体で計画を出すようにというようなこともあったかというふうに思っておりますが、それらをいろいろ経過があるわけですが、それらの中でどのようなところを今、我が町としては取ってきているのか、それでまた今後、これらについて7月までの計画というような状況もありますから、それがここに含まれているのかどうかも含めて伺っておきたい。また、今後予想されるものがあるようではありますが、それらを含めてどんな見通しを持っておられるかということをもまず歳入の部分で一つは伺っておきたいというふうに思います。

それから、あわせて、歳入の部分で今回、総額97億のうち町債で13億という形になっているわけでありまして、これら昨年の令和3年度で見れば最終的に起債の発行は10億台で、10億ちょっとでございました。そうした関係とあって財政計画等との関わりでどんな見通しを持っておられるのかということをも2つ目にお伺いをしておきたいと思っております。

それから、3つ目には、今度の14億を超える補正予算になっているわけなんです、それを歳出別に見ますと総務費、農林水産業費等々が多いわけですが、本来、従来であれば首長の政策予算として、こうした場合に従来であれば出てくるのは民生費だとか、教育費、土木費なんか当然出てきますけれども、それらのものが出てくるわけなんですけれども、今予算の中では民生費で言えば3,200万、それから教育費で見れば僅か1,600万という形なんです。

14億からの補正を組みながら、教育費、教育にどうなのかなというふうに数字だけで見ると思わざるを得ないような状況なんです、それらのこの編成の仕方についての方向性等々について、改めて伺っておきたいというふうに思います。

その上で……、まずそこら辺で置いておきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） それでは、私のほうからコロナ交付金の関係でこれまでの充当状況、それから今後の活用の仕方等々について御説明をいたします。

まず、コロナの交付金につきましては、令和2年度から国からの交付金交付がございまし

て、令和2年度で7億272万7,000円、それから令和3年度で1億4,154万4,000円、そして今度、令和4年度で先ほどお話にもあった原油価格・物価高騰で6,466万3,000円ということで、これまで交付限度額が示され、本町のほうに交付をされてきてございます。

そのうち、令和3年度の1億4,154万4,000円から4年度に繰越した分なんですけれども、これについては1億1,100万7,000円となつてございます。このうち既に3,190万については11の事業で既に執行が始まっています、残り7,910万7,000円については、今回、議案第43号資料の資料1の歳入のほうで、令和4年度充当可能額ということで下のほうに7,910万7,000円ということで、この数値をお示ししているところでございます。

それと、令和4年度、先ほど申し上げたコロナウイルスの物価高騰分、6,466万3,000円が令和4年度に入って今度新たに交付されるということで、これについてはもう全額、今回、議案説明資料でもお示したとおり、4つの事業で全て充当していくとスピード感を持ってこの物価、原油価格・物価高騰分に対して対応していくということで考えてございます。

先ほど申し上げました残りの7,910万7,000円の充当可能額、これを今後どういうふうに使っていくかということにつきましては、先ほどの議案説明資料の1番から7番までの7つの事業、これで7,550万使う、活用していく予定になっています。残りが300何がしの金額になりますけれども、これについては、また今後のまた状況等を見極めてこの充当額について考えてまいりたいというふうに思っていますけれども、またもう一方で、交付金のほうまた新たに国のほうのまた予算のほうも予備費というところで残っているところもございまして、その状況が今後どうなっていくかということもありますけれども、そういったところとすり合わせながら、またしかるべき時期に必要な施策を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうからは2点の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、歳入に占める地方債の割合と見通しでございます。補正後の予算額につきましては、議員が申したとおり、一般会計で98億弱の金額となっているうち、地方債につきましては13億3,000万となっているところでございます。

この13億3,000万につきましては、当初予算から継続事業として措置しておりますししゃもふ化場、これがこの金額の大きく占める割合でございまして、今回の補正につきましても

原則当初予算で保留としておりました投資的経費に優位な地方債を活用する、また、中でも大きいのが情報基盤の整備、こちらにつきましても地方債を活用して事業を取り進めるところでございまして、この価格を含めて13億3,000万となったところでございますが、この地方債の額につきましては、一昨年策定しました中期財政フレームの中でも事業配置等々含めまして地方債をこの程度活用しなければ令和4年度の政策予算というのは組んでいけないだろうということで見通しを立てた範囲内の数字でございます。

その13億3,000万のうちにつきましても、後年度以降、普通交付税で算入される過疎対策事業債や辺地対策事業債、または合併特例債を優位な地方債として活用していくことを踏まえますと、地方債の借入額は大きいですが、それほど財政には影響、財政の悪化にはつながらない優位な財源として活用させていただいたものでございます。

見通しとしましても、先ほど申しましたとおり、フレームの範囲内ということでございますので、今後、今年度需用費が大きくなった分につきましては、後年度以降で調整させていただくこととなります。

続きまして、政策予算の中の費目別の予算の振り分けでございますが、これまで一昨年までは各費目で取り扱っておりました新型コロナ対策の事業につきまして、我が町の予算編成上、申し訳ございませんが、総務費に一体で管理させていただくこととして事業を進めてきているところでございます。

今回、肉づけ予算で増額となったコロナウイルス感染症対策事業の中にも、地元食材を生かした給食、また保護者の負担軽減を考えた給食費に費用を充てたり、子育て世帯への給付金として本来民生費であるものを総務費に割当てしたりしていますので、予算編成上、表向きにつきましては、民生費に入るもの、教育費に入るものも総務費として取り扱わせていただいて、これは決算の段階で整理するという形になると思います。

もちろん、ほかに比べて金額は少なくなりますが、総務費につきましては、先ほど言った地方情報通信基盤の部分がありますし、土木費につきましてもハード系の事業を措置したところでございます。予算額的にはもちろんソフト事業よりハード事業のほうが金額が大きくなりますので、数字の見え方はどうしても教育費、民生費に比べて大きくなるものでございますが、政策的な予算としましてはそれぞれの費目バランスよく整えて編成している内容となっておりますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） もう一度、続いてお伺いしたいなというふうに思います。

総額98億に近い、97億うん千万という総予算になるわけですが、この中で町債のことについては今、お聞きをいたしました。同時に基金からの繰入れが前年度と比べてもかなり大きくなってきております。

R3年度で言えば、基金からの繰入れは当初予算は5億3,000万ほどだったのが、最終的にはいろんな今言われたような形のやりくりがあって2億1,000万ほどに収まりました。しかし、今回は財調含めて7億を超えています。そのうち財調が4億を超えるという状況になっていますが、そうした予算措置の対応、我が町としてはなかなか思い切った政策的な対応だなというふうに思って、特段ここを問題視するつもりはありませんけれども、やはりこういうことに対する不安感等々もあろうかと思うので、改めてそこら辺の作成の真意をお伺いをさせていただければというふうに思うところでございます。

それから、先ほどコロナあるいは物価高騰等での質問をした中で、今後、今、国が予定しているようであるというふうに予想されている内容があるということが我々の耳に届いているわけなんですけれども、そういうようなことはなされていないのかということと、あわせて、今度のこの予算全体の組み方、予算全体じゃない、大変失礼しました。

町長の執行方針を見ると、多くが様々な計画、あるいは事業等について今後検証、検討をして組立てを考えていきますというのがたくさん見受けられるんですが、それは4年間のスペースだというふうに思いますが、今年度予算で見れば、そういうふうな関係で先ほど四季の館の問題でもそういうのに類した答弁がございましたけれども、そういうふうなことで年度内に出てくるというものは予想されるものはあるのかどうか伺っておきたいというふうに思います。

以上のような点について、改めて伺っておきたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 1点目の歳入の中の基金の活用の部分につきましてお答えしたいと思います。

今年度の本予算、補正後の予算額で基金からの繰入金等々含めた繰入金の額が7億3,000万程度となっております。昨年度当初予算に比べて、昨年度の当初予算は4億6,000万でしたので2億7,000万ほど増額となっているところでございます。

特に、大きく取崩しをして実施するものとしましては、予算の提案説明でも申しましたが、四季の館の大型修繕につきましては、今年度は営繕基金を活用、営繕基金1億1,000万を活

用するという内容を説明させていただいたところでございます。

そのほか、財政調整基金につきましては、3億3,600万を活用して肉づけ予算を編成しているところでございます。その財政調整基金3億6,081万の追加のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業分としては9,518万円ほど、残り政策予算分としては2億4,100万ほどの基金を活用するというところで組ませていただいております。

政策予算、肉づけ予算につきましては、7番議員からの質問もありました四季の館、ここをちょっと大きく捉えさせていただきまして、スタートを切らなければいつまでもというのもありましたので、思い切ったスタートを、修繕をするスタートを切らせていただきましたとともに、今後新たに進むべく町政に向けての事業でも財源が国費、道費の財源がない事業でも単独事業として取り進めていかなきゃいけないものについては、財政調整基金を活用させていただいた。また、町債の関係でもフレームをちょっと意識しながら、フレームの範囲内で町債を活用していこうということで、借入れは可能ですが、後年度以降の償還に係る構成算入がない地方債については活用しない、基金の保有額が予定より残高が多いものですから、それを活用しながら予算を組ませていただいたということでございます。

なお、財政調整基金につきましては、今回3億3,600万、当初予算で1億1,000万、合計4億4,600万程度、4億4,700万程度の取崩しとなりますが、令和3年度の決算、今、調整中ですが、それを含めました令和4年度の残高見込額については、策定した中期財政フレームの範囲内となっておりますので、ここも後年度以降も意識しながら活用を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 栃丸主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 私のほうから、コロナ交付金の関係についてお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、コロナ交付金、臨時交付金、これまでの従来の交付金については、感染拡大の防止、それから地域経済、住民生活の支援といったところで自由度高い補助金として、いろいろな経済対策、それから生活支援対策ということで様々な施策をこれまで講じてきたところでございますし、今回新たに出された原油価格・物価高騰対応分につきましては、これはさらに少し従来の交付金とはまた少し違う考え方で、生活支援、それから事業者支援、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する問題についてスポットを当てて交付されたものでございます。

今、現段階でこの原油価格高騰分、それから従来の交付金含めて全部で22の事業、令和4

年度実施していくことで、実施計画の中では整理をしてございます。これらの状況の検証をまた踏まえながら、今後の予算の活用の仕方等、考えていきたいと思っておりますし、我々のほうでまだ国のほうからどういった交付金が今後出されていくのかという情報は現時点ではまだ入っていないものですから、今回のようなまた物価高騰とか、原油価格の関係にスポットを当てて交付金が出されるのかどうなのかというところも、ちょっといま一度、道とも情報を共有しながら、情報収集しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 最後に、もう一度、町長の見解を含めてお伺いをしたいというふうに思うんですが、先ほど私が言いましたこの約98億という総額になる、補正で14億を超えた、こういう中で今回の補正の中に民生費が3,200万ほど、教育費が1,600万ほど、これでは何か従来の考え方と言えればそれまでですけれども、ここのところが少し少ないんじゃないかというふうな話はしました。そうすると、コロナ対策で教育費や民生費のものを総務費の中にとりかきという答弁ございました。

そこで、改めて伺いますけれども、やっぱり今いろんな質問でも出されているように、民生費で言えば高齢者、この高齢者施設の問題、ケアハウス等々を含めたいろんな要望があるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうものとか、教育でもいろんな形があるんじゃないかと思っておりますが、そういうもの、そういう今あるものが今回、そのないがしろにしたというか、あまり大事にしなかったということではないんだと、やっぱり総体として町長の政策予算として、この総務費を含めた形でこういうふうに入れられたというふうに入れ取っていいのかなとか、そういう思いをしておられるのかなとか、改めてその辺の姿勢を伺っておきたいと思うんです。

それから、先ほど財政主幹のほうから言われたコロナに関連して、総務費の中に民生費、教育費の予算を組み入れたという中で、決算の段階までには調整したいという話だったけれども、そういうことは決算、流用というような形になるんじゃないかと思うんで、こんな大型になるとそういうことはあるのか、そういうことではなくそういうことを取り組んでいきたいということなのか、そこら辺、もう一回ちょっと分かるように説明していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（野田省一君） 菊池主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 申し訳ございません。決算の中で調整するという表現につきましてちょっと御説明します。

先ほど本来、民生費、本来、教育費で入るものが私たちの我が町の予算編成上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業につきましては、総務費内の企画費の291番事業にまとめて計上することによって、皆さんに分かりやすい予算編成として取り組んでいるところでございます。

決算で調整するという事は、地方公共団体が決算を終えた後、総務省に決算統計、地方財政状況調査というの提出するんですが、その段階では各事業費目別に分け直し提出することになっておりますので、令和4年度の財政状況の執行と我が町が令和4年度の決算を終えた状況で作成する決算統計では、各費目ごとに数字が表れるということで、そこで確認していただけるかなというようなことでお答えしました。申し訳ございません。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の施政方針は4年間の方針でございます。今回の肉づけ予算は4年度の肉づけ予算であると。

御承知のとおり、我が町、震災からの復旧復興、そしてまた新型コロナウイルス、一昨年からこういった感染症対策等、講じてきた中において、この間の直近の一般会計決算においても数字上は黒字とされておりますが、何とか財源不足を補うための財政調整基金、これで補ってきた結果でございます。

そして、財政調整基金も以前の状況から皆さんの御努力によって、少しずつですけれども徐々に徐々に基調が御案内のとおりとなっているかと思えます。その状況というのは、今年度の予算というのも同様とされているかと思えますが、先ほど担当のほうから申し上げましたように、中長期の財政計画、財政フレーム、この中での収まりというのもしっかりと見定めながら、今回来ていることも事実でございます。

近年、議員も御存じかと思えますけれども、決算の中での財政健全化比率ですか、これはクリアをしているにもかかわらず、財政というのが危機的な状態とする公表をする自治体というのが増加していることも事実でございます。

その理由というのは、歳入の減少というのが見込まれず、将来にわたってのその歳出というのですか、これもなかなか減らすことができず、そして大幅な賃金不足というのが、資金不足ですね、ごめんなさい、予測されるという現象であり、今のむかわ町自体も一つの危機感として同様の傾向というにもあると私自体は捉えているところでもございます。

合併から16年が経過しているところでございます。特定の支援措置期間というのが、御案内のとおり終了しております。特例債は7年度までですか、というのがありますけれども、今後もより持続可能な財政運営、これを継続していくというためには、これまで以上の財源確保というのでしょうか、こういった姿勢が望まれるところかと思えます。

歳出とそして総枠の削減、さらにはそれに向けた一つ一つの、先ほど議員、検証、点検と言いましたけれども、事務事業においても点検、検証といったところが必要とされているところでありますし、見直しにも行財政改革等で取り組んでいきたいという姿勢は出しているかと思えます。

留意点としては、経常的な経費、言ってみれば固定費に関わる対策、さらに現在、課題となっております公共施設、今取り組まれております。どういうふうこれから向き合っていくのかというのは、この後、全員協議会でまたスケジュールが提示されるかと思えますが、公共施設の総合管理計画の改定に合わせて策定される個別施設の計画というのでしょうか、個別施設計画、この視点が大変大事になってくるのかなと思っております。これは詳しくは全員協議会の中で触れさせていただきます。

また、まだまだ見通しが立たないコロナからの脱出と、この社会システムに行動変容というのでしょうか、こういったところも必要とされている。まさに何度も申し上げますが、これまでにない新しい常識というのでしょうか、こういったところも生じてきているのも事実だと捉えているところでもございます。

コロナ対策というのを念頭にしながら、行政サービスのデジタル化というんでしょうか、先端技術活用、脱炭素、こういった新しい潮流というのを改めて時代の変化として捉えながら、行政に対応というのも出てくることは事実かと思っているところでもございます。

先ほど、教育、民生分野、今年度は比較的というよりも数値的に見るとどうなのかといいますけれども、全体を見た中で、先ほどから申し上げている情報の基盤整備だとか等々のものにおいて各分野、横断的につながっているということは、今年度だけでは見ないでほしいかなと思っているところでもございます。

その中におきましても、継続事業、こういったところも検証した上で、昨年策定されております第2次の町民参加で策定されておりますむかわ町のまちづくり計画に掲げた3つの大きなプロジェクト、こういったところを念頭にしながら、今、優先として何をすべきなのかといったところを念頭に、今回の肉づけ予算というふうな策定にも当たっているところでもございます。

言わずもがなでございますけれども、自治体の単独でのフルセットでの公共サービスといったところは、困難性はあることは御案内のとおりでございます。多くの団体の皆さん、さらには個人の皆さん、そして今回のテーマとされております共に創る共創というのでしょうか、将来あるべき共造の社会というのをもう一度、皆さんで向き合いながらです。それぞれがつながるといところ、さらには過去は今現在の結果であって、未来というのは現在の決断ともされているかと思えます。そういったところも視点にしながら、この4年間の予算、今回の肉づけ予算の提案に当たってきたところでもございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第1号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算（第1号）、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり41ページから43ページまでの予算総則第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正、第2表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり45ページ及び46ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質

疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり47ページから49ページまでの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり51ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり53ページ及び54ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出の全般、別冊配付議案書つづり1ページ及び2ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第49号の質疑を終わります。

これから議案第43号から議案第49号までの7件について討論を行います。

討論の順番は議案番号とします。

初めに、議案第43号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第43号の討論を終わります。

次に、議案第44号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第44号の討論を終わります。

次に、議案第45号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第46号の討論を終わります。

次に、議案第47号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第47号の討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第48号の討論を終わります。

次に、議案第49号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第49号の討論を終わります。

これから議案第43号から議案第49号までの7件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第43号を採決します。

お諮りします。

議案第43号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号を採決します。

お諮りします。

議案第44号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号を採決いたします。

お諮りします。

議案第45号 令和4年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号を採決します。

お諮りします。

議案第46号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号を採決します。

お諮りします。

議案第47号 令和4年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号を採決します。

お諮りします。

議案第48号 令和4年度むかわ町病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号を採決します。

お諮りします。

議案第49号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決いたしました。

しばらく休憩といたします。

再開は15時50分とします。15時50分です。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時50分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第10、発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、佐藤 守議員。

○6番（佐藤 守君） 発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案について提案理由を御説明申し上げます。

議員等から提出のあった事件の1ページ及び2ページをお開き願います。

本件は、災害の発生、感染症の蔓延等のやむを得ない理由によりオンラインで委員会を開催することを想定し、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議員提出議案に添付しております説明資料の1ページを御参照願いたいと思います。

改正内容につきましては、第14条の2として、映像と音声の送受信により通話が可能な方法による会議の開催について規定を追加するとともに、第15条にオンライン会議システムによる出席委員としての規定を追加するものでございます。

また、第19条では、秘密会においてはオンライン会議システムを利用できない旨を規定するものでございます。

なお、新旧対照については、3ページ及び4ページを御参照願います。

議員提出議案2ページにお戻りいただきまして、附則として、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

お諮りします。

発議第1号 むかわ町議会委員会条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第11、発議第2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

6番、佐藤 守議員。

○6番（佐藤 守君） 発議第2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案について提案理由を御説明申し上げます。

議員等から提出のあった事件の3ページから5ページをお開き願います。

本件は、災害の発生、感染症のやむを得ない理由によりオンラインで委員会を開催することを想定するとともに、全員協議会のほか、各常任委員会協議会を地方自治法に基づく協議の場とするため、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議員提出議案に添付しております説明資料の1ページを参照願いたいと思います。

改正内容につきましては、まず第65条の2として、映像と音声の送受信により通話が可能な方法による会議の開催及び出席委員としての規定を追加するとともに、第68条では委員外議員の出席を可能とし、第93条ではオンライン会議システムの規定に伴い字句を追加するものであります。

また、第128条では、常任委員会に関して閉会中においても全員協議会と同様に地方自治法に基づき議案の審査、または議会の運営に関し協議、または調整を行うことが可能となるよう規定を全部改正するものであります。

なお、新旧対照については、5ページから7ページを御参照願います。

議員提出議案5ページにお戻りいただきまして、附則として、本規則は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由の説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

発議第2号 むかわ町議会会議規則の一部を改正する規則案は、原案のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第12、意見書案第2号 食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第2号 食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書（案）について簡単に趣旨説明をさせていただきます。

本文冒頭に、日本は食料の6割以上を海外に依存しており、その危うさが地球規模の気候変動やコロナ感染の拡大の中で浮き彫りになりました。さらに、ロシアのウクライナ侵略が世界の食糧情勢に深刻な影響を及ぼしています。日本の食料自給率の向上は待ったなしの課題です。輸入価格の高騰によって、多くの食品で値上げが続いていますというふうに、最初に触れさせていただいております。

ここで、このどれぐらい日本の食料が海外に依存しているのかという例を一、二申し上げたいというふうに思います。例えば小麦で言えば、今、一番心配されております小麦であります。国内での自給率は15%であります。濃厚飼料にあっては12%、大豆にあっては6%であります。このほか、これらについては大部分が輸入に頼っているところでございます。

現状のような中で、食糧危機が来た場合にどうするのかという状況の中で、政府の中ではこれらに対していざというときにこの輸入がストップした場合にどうするのかということの中で、国民の皆さんに芋作りを進めるということが中で囁かれているという話が出されてきております。

そういうような実態の中で、ここにありますように、この実態を踏まえながら、そして現在食料の高騰が続く中で、食料の安定供給は、国の独立にもかかわる重要な課題ですということをして述べて、そして自給率を低下させている輸入自由化路線を前提に食糧輸出拡大に力を入れ続ける姿勢を変えていきたいと思いますということを述べ、一方で、農家の皆さんには、昨日も議論になりました水田活用交付金の大幅カットや生乳生産の抑制などが進められて、農業者のこの犠牲と負担の押し付けは、困難な中で頑張る農業者などが窮地に陥り、離農が続出

している、そういう状況の中で日本農業は崩壊しかねませんということを述べて、最後に、よって、国においては、農業つぶしの農政から、効率優先ではなく、人や環境にやさしい持続可能な農業の再建、食料の外国依存を止め、自給率向上を国政の柱に据えた政治に抜本的に転換することを強く求めますという意見書でございます。

先週には、都市部でもあります苫小牧市においても同様の意見書を可決させていただいて、大変うれしく思っているところでございます。どうぞ皆さん、御審議、御決定の上、お願いしたいと思います。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。御審議、御決定のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

12番、津川議員。

自席でよろしいですよ。

○12番（津川 篤君） それでは、反対の立場から討論をさせていただきます。

この意見書を見る限り、国を批判しながらこういった意見書が我が町から、地方自治から出していくのは私は妥当でないと。よって、私はこれはむかわ議会として出すべきものではないという立場から反対とさせていただきます。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 賛成討論を申し上げます。

ロシアのウクライナ侵略が長期化して、世界の食糧情勢に深刻な影響を及ぼしているという指摘はそのとおりだと思っています。自分の国の国民の命をつなぐ食料を自分の国で賄えないなど、異常とも言える状況になっています。

カナダは266%の自給率です。オーストラリアは200%、アメリカだって132%、フランス125%などの世界の国々の自給率となっています。日本は本文にもあるように、食料自給率

は僅か38%です。先進国の中では最低の水準となっています。政府は今こそ、こんなときこそ食料自給率向上を国政の柱にするべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、意見書案第3号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

○8番（大松紀美子君） 意見書案第3号 急激な物価高騰からくらしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書（案）です。

趣旨説明を行います。

コロナ危機によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいる所に、物価の高騰が襲いかかり、くらしと営業が深刻な影響を受けており、緊急の経済対策が求められています。

3月の消費者物価指数は、灯油30.6%増、都市ガス25.3%増、輸入牛肉10.4%増など生活必需品が前年同月に比べさまざまに値上がりしています。

中小企業は原材料の急速な値上がりに直面し、経営が圧迫されています。農業関係者は「肥料・原料価格が平年の3倍に急騰している」と、今後の輸入原材料の確保への不安を訴えています。

民間信用調査会社の帝国データバンクが、上場主要食品メーカー105社の2022年以降の価格改定計画（実施済みを含む）を調査したところ、累計で6,167品目の値上げが明らかになり、平均で11%の値上げになります。

あらゆる分野で急激な物価高騰が襲っているもとでは、世界84の国・地域で実施している消費税（付加価値税）の減税や急激な円安への対応など、抜本的な対策が求められています。ところが4月26日発表した政府の「物価高対策」は、規模も内容も、国民の苦境に応えるものになっていません。多くのマスコミも「予備費の積み増し」を批判し、「場当たりの効果の疑わしいものが目立つ」などと指摘されるものとなっています。

よって、国においては、深刻な事態に見合った「物価高対策」に改めるため、緊急に補正予算を編成し、くらしと営業を守る経済対策を次のように実施することを強く要望するものです。

- 1、消費税を直ちに5%に引き下げ、インボイスは中止し、消費税納税困難事業者に対する減免措置を実施すること。
- 2、生活困窮者への給付金は住民税非課税世帯に限定せず、支援を必要とする人全体を対象を広げること。アルバイト収入が減った学生への支援を行なうこと。
- 3、中小企業への給付額を持続化給付金並みに増やし、家賃支援給付金を再支給すること。
- 4、政府の判断で実施できる輸入小麦の価格を引き下げること。
- 5、急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げること。
- 6、年金の減額、後期高齢者の医療費窓口負担の引き上げを止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） この意見書に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今般、政府与党として、地方創生臨時交付金等を含めた物価高騰対策を実施しております。政府として2つの指針を持って、1つは物価高騰対策、それから労働者の賃金アップの2点でございます。

こういった中で、今の町の定例会の中でこの物価高騰対策に政府から国から6,466万円の支援があったところでございます。このほかにも、おとといにまでやられていた国会の中での予備費の1兆円積み増し、これによってさらに物価高騰対策に第2弾、第3弾の支援をするというふうに約束をしてくれている部分でございます。

一方で、労働者の賃金アップについては、この次に出てきます意見書にもあるように、国としても、あるいは我々としても実際にこの労働者の賃金アップについてしっかりと意見を述べながら、また国としてもそれに対応してくれるというふうに判断をしているものでございますので、この政府の判断を支持するためにこの意見書には賛同できかねます。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第3号に賛成する立場から討論を行いたいというふうに思います。

本意見書は、今、国民の皆さんが本当に物価高で、本町、今度の町議会の中でも様々な対策を打たざるを得ない状況に置かれている。分かりやすく言えば、農業でも書かれておりますけれども、肥料も例えば今、我が町で農家組合の皆さんが何としても生き延びようということで新たな戦略作物としてブロッコリーに挑戦し、相当な利益を今上げ、これが一つの元気な一因になっています。

しかし、このブロッコリーの肥料一つとってみても、2,000円しない1袋当たりの価格が既に3,000円近い状況にまで価格は高騰しています。今、出されている肥料、農薬への助成ではとても追いつかない、そういう状況がまず第1あります。第2には、高くても手に入るのか、入らないという状況が来ています。まさに農業にとって、一つとってみても来年にかけて死活的な状況に今置かれている状況でございます。

そうした中で、この経済対策として物価の高騰を押さえたい、そのために一番大事なものは全ての国民の皆さんにひとしく還元できるのは消費税の減税であります。今、世界的にもコロナ以来、このいわゆる間接税と言われるこの税の在り方に多くの国々が減税に向かっていきます。既に89か国に上ると言われております。

こうしたことを求めていく、こうしたことこそが今、国民の暮らし、町民の皆さんの暮らし、とりわけ所得の低い皆さんの暮らしを守っていく、そうしたことのためにもこうした意見書を提出し、政治への政府への要望をし、政治を変えていく、これが今求められているものだと思っておりますので、この意見書に賛成の立場での討論とするものであります。

す。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第14、意見書案第4号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

○8番（大松紀美子君） 意見書案第4号 核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）について趣旨説明をさせていただきます。

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して1年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した禁止条約は、2022年3月時点で、86の国と地域が署名、60か国が批准しており、「核なき世界」を求める声広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法上、国際人道上、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定する等核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。

核兵器禁止条約は核兵器廃絶に繋がる画期的なものです。

2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは

世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。核兵器がいかにか人類の生存を危うくするのかが明白になりました。いまこそ、日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第15、意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

全文朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。よろしく御審議、御決定をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第16、意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第6号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。

全文朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容を表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、

新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額1,042円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。よろしく御審議、御決定をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認め、したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第17、意見書案第7号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

○8番（大松紀美子君） 意見書案第7号 2022年度地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。

趣旨説明を行います。

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

1から11までの項目について、充実・強化を求めています。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第18、意見書案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

5番、東 千吉議員。

○5番（東 千吉君） 意見書案第8号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）。

全文朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりました。しかし、中学・高校については依然として「検討」にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制および小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となって

おり、教職員増とはなっていません。早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

21年12月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で14.52%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い18.30%（5人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記以降については、資料のお目通しをお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。よろしく御審議、御決定をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第19、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君） 日程第20、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、北海道町村議長会が主催する全道議員研修会及び議会広報研修会の開催が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程などの細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件は、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回むかわ町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午後 4時39分